



荒川区 読書活動 推進プラン

令和8(2026)～
12(2030)年度

荒川区読書活動推進プラン策定にあたって

読書は、単に知識や教養を身につけるだけでなく、他者の気持ちを想像し、共感する力を育むことができるとともに、本を通して得た感動や思いを分かち合うことで、子どもからシニアまで、あらゆる世代が交流し、多世代間の絆を深めることにもつながります。このような考えのもと、このたび、全世代を対象とした読書活動をより一層推進するために、「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を基本目標に掲げ、「荒川区読書活動推進プラン」を策定いたしました。

これまで区では、子どもの成長を促す読書活動の推進を目的として、荒川区子ども読書活動推進計画を第四次まで策定し、子どもと子どもの読書活動に携わる人々を対象とした施策を進めてまいりました。学校、区立図書館、地域等、様々な場面で読書活動に取り組み、家族の絆を深める「家読」事業の推進や、街なか図書館を拡充することで本に触れる機会の充実を図ってきました。さらに、区立中央図書館の整備を契機に、区立図書館を地域活動の拠点として位置づけ、令和5年には「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」を施行し、読書を愛するまちとして成長してきたと考えております。

そして、これまで策定してきた「荒川区子ども読書活動推進計画」については、今回策定する「荒川区読書活動推進プラン」に内包し、全世代を対象とした取組として一体的に推進してまいります。世代を超えた読書活動を進めることで相乗効果を生み出し、区民一人一人の生活を彩り豊かなものとしつつ、未来を担う子どもたちの可能性を広げられるよう、世代を超えた読書活動に取り組んでまいります。

私は区政を推進するにあたり、「世代をつなぎ 地域をつなぎ 人の力をつなぎ」という思いを大切にしてきました。常日頃から、言葉は世代・地域・人の力をつなぎ、豊かな地域をつくる重要な要素であり、その「言葉」の持つ力や大切さを実感できる営みが読書であると感じています。読書がもつ可能性をさらに広げ、行政、事業者、そして区民の皆様の力を読書によって結集することが、荒川区の明るい未来につながるものと確信しております。

これからも脈々と続いていく、荒川区だからこそできる「豊かな心を育む読書のまちづくり」に、皆様の積極的な御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

荒川区長 滝口 学



「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 一 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 一 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 一 本と人を結び、人と人とがふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 一 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- 一 ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身近にあるまちづくりを進めます。

平成30年5月27日 荒川区

起草委員会委員長 柳田 邦男
副委員長 小林 敦子
委員 銭谷 眞美
山崎 一穎
藁谷 友紀

荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

そうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)その他これらに類する施設等をいう。
- (4) 学校等 区内の学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校をいう。)、各種学校(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)その他これらに類する施設をいう。
- (5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第7条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等にお

いて、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

（学校等における取組）

- 第 8 条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等(以下「児童等」という。)の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓^{ひら}いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（荒川区立図書館等における取組）

- 第 9 条 区は、荒川区立図書館(荒川区立図書館条例(昭和 25 年荒川区条例第 17 号)第 1 条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。)において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。
- 2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

（障害等を有する区民等への支援）

- 第 10 条 区は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（読書活動推進月間）

- 第 11 条 区民等の間に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。
- 2 読書活動推進月間は、11 月とする。
- 3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

目 次

第1章 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨	1
第1節 荒川区読書活動推進プランの概要	2
1 本プランの目的	2
2 本プランの位置づけ	4
3 本プランの期間・対象・策定体制等	4
（1）期間	4
（2）対象	4
（3）策定体制等	4
第2章 読書活動の取組状況と課題	5
第1節 これまでの取組状況	6
1 区立図書館における取組	6
2 区立小・中学校における取組	8
3 読書環境整備における取組	9
4 協働に関する取組	13
5 バリアフリーに関する取組	16
6 文字・活字文化の推進における取組	17
7 地域全体での取組	18
8 読書活動推進のための取組	19
9 子ども読書活動に関する国と東京都等の動向	23
第2節 荒川区における読書活動を取り巻く課題	27
1 図書資料の充実および区民等に向けた取組	27
2 不読率の低減	30
3 地域全体での読書活動	32
4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成	33

第3章 荒川区読書活動推進プランの展開…………… 35

第1節 基本目標および施策の体系……………	36
1 基本目標……………	36
2 本プランにおける施策の体系……………	37
第2節 施策について……………	38
1 施策体系図……………	38
2 施策内容……………	42
施策の柱1 読書環境の整備および充実……………	42
施策1 読書環境の整備および充実……………	42
施策2 読書バリアフリーの整備および充実……………	57
施策3 読書活動の推進体制の整備および充実……………	62
施策の柱2 全世代の読書啓発および体験の充実……………	64
施策1 本を読む人を増やす事業の充実……………	64
施策2 読書活動を深める事業の充実……………	70
施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実…	75
施策の柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進……………	81
施策1 自己実現および社会貢献のための取組……………	81
施策2 人々が交流するための取組……………	87
施策3 読書活動と人をつなぐための取組……………	90

第4章 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて…………… 93

第1節 本プラン推進のための方策……………	94
第2節 本プランの推進状況の把握……………	96
第3節 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携……………	97
第4節 効果的な情報発信……………	97

資料編

1	荒川区読書活動推進プランの施策の柱および施策の体系	100
2	荒川区読書活動推進プラン案に対する パブリック・コメント実施状況	103
3	各種アンケート調査結果	114
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	144
5	文字・活字文化振興法	147
6	視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律	150
7	荒川区読書活動推進プラン検討委員会設置要綱	154
8	荒川区読書活動推進プラン策定の経過	156



<「資料の充実」と「ゆっくりくつろげる滞在型図書館」>	29
<サードプレイスとフォースプレイスって？>	45
<乳幼児とのコミュニケーションツールとしての本の魅力とは？>	48
<学校図書館図書標準って？>	49
<レファレンス、課題解決サービスとは？>	77
<言葉の力と大切さ>	89

第1章 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨

第1章

荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨

第1節 荒川区読書活動推進プランの概要

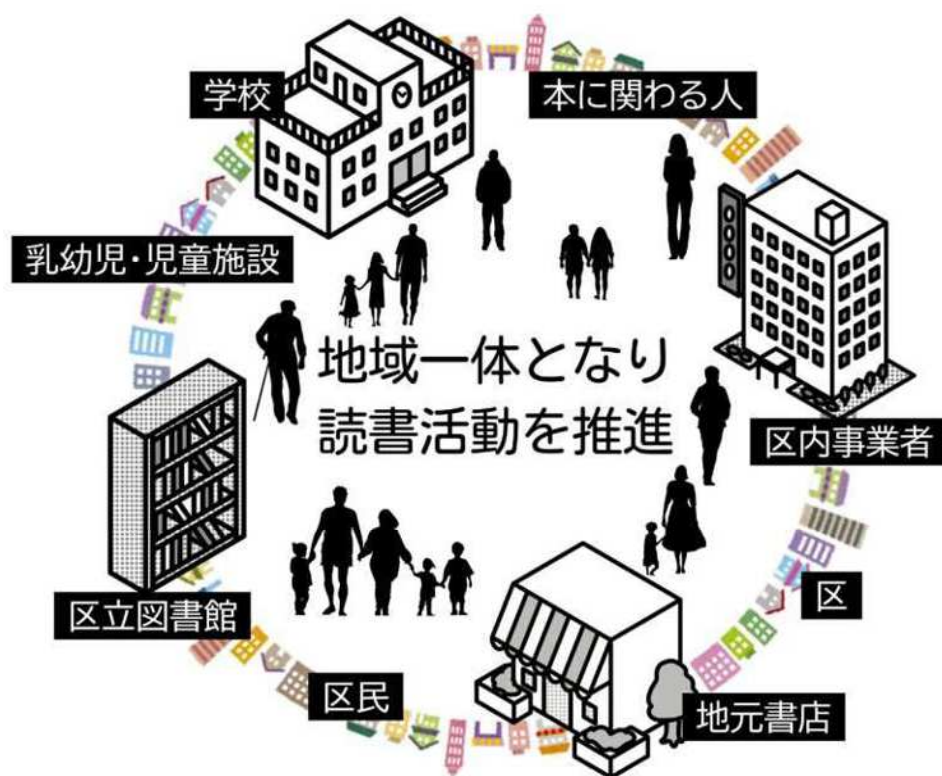
- ◆ 荒川区読書活動推進プランは「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」に基づいています。
- ◆ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」が掲げる理念を実現するために必要な読書活動推進のためのアクションプログラムです。
- ◆ 子ども読書活動推進計画（3ページを参照）を内包し、子どもから大人まで、あらゆる人を対象にしています。

※ 「荒川区読書活動推進プラン」は、以下「本プラン」といいます。

※ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」は、以下「読書のまち条例」といいます。

1 本プランの目的

本プランは、これまで学校図書館および区立図書館が中心となり推し進めてきた読書活動を、読書のまち条例に基づき、区民・区内事業者・区等、地域が一体となっていくことで、これまで以上に本に親しみ、分かち合い、豊かな心を育むまちづくりの実現を、区全体で目指すための具体的な行動を体系的にまとめたプランです。



なお、本プランにおいて、子ども（0歳から18歳まで）のみを対象とした部分については「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」に位置づけ、子どもたちが将来的に地域の読書活動の主体となり、豊かな心を育むまちの実現を図ることを目標としました。

子ども読書活動推進計画にかかる内容は、これまでと同様に、区における成果と課題、国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ作成しています。区立図書館と学校との連携、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込み、推進の具体的な内容を示しています。

荒川区子ども読書活動推進計画

平成18（2006）年4月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「荒川区子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定後、国および都の方針を踏まえ、成果と課題の点検および評価を行い、5年ごとに策定してきました。

令和3（2021）年4月には「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間ににおける、子どもの読書環境の充実を図るための取組を示し、区立図書館のみならず、学校や児童施設等と連携を図りながら取り組んできました。また、4か月児健診に合わせて本をプレゼントする「ブックスタート」事業の開始に当たっては、乳幼児期から本が身近にある環境を支援するため、地域の方にボランティアとして関わっていただくなど、地域が一体となった読書のまちづくりを推進してきました。

荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）基本目標

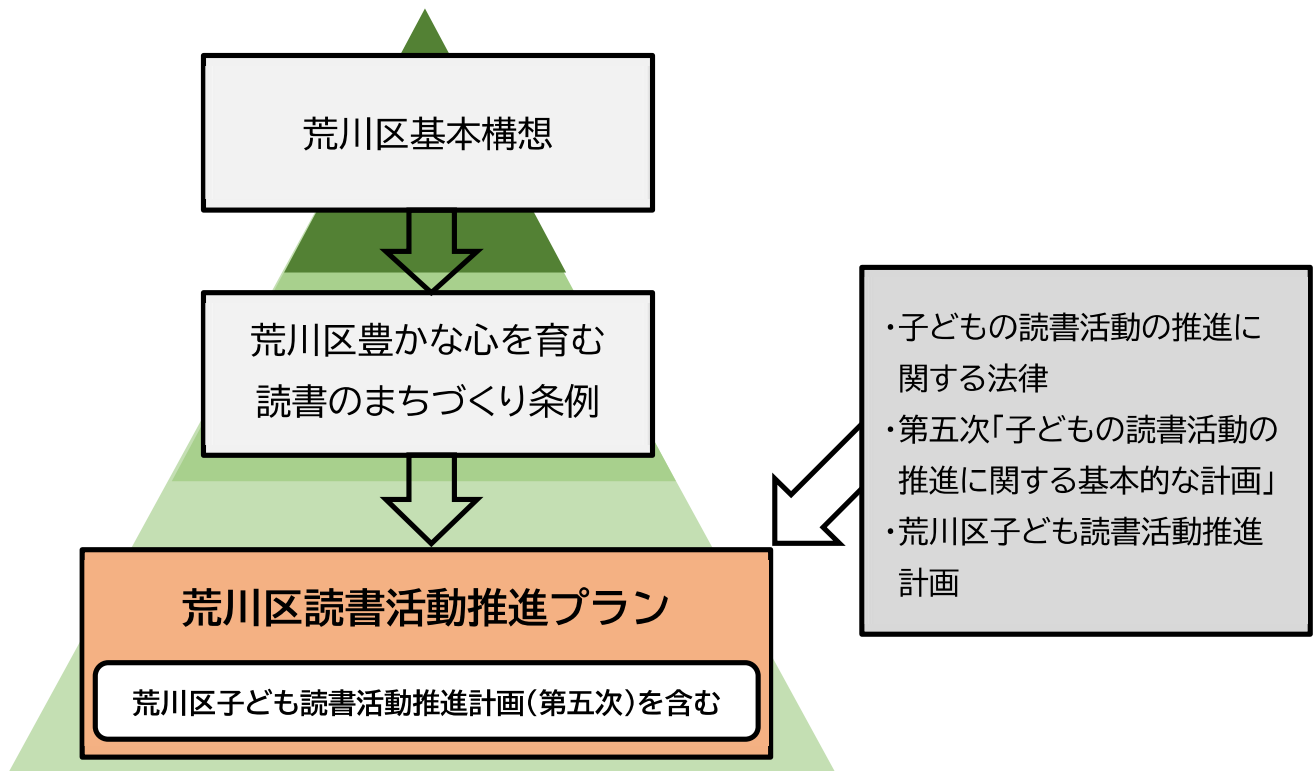
本プランに内包する「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」については、子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むことを目指し「地域一体となって読書活動を推進し、生涯にわたる読書習慣を形成する」を目標としました。

子ども読書活動推進計画を本プランに内包することによる効果

- 読書に困難のある人等を含むすべての人を対象として、世代を問わず生涯にわたる長期的な視点からの読書活動を推進する。
- 地域ぐるみによる、全世代を対象とした取組の一環として、学校と地域の連携・協働に関する取組を掲げ、学校を核とした地域力の強化につなげる。
- 全世代を対象とした取組を一体的に推進することで、相乗効果を創出し、区独自の特色ある内容とすることが可能となる。

2 本プランの位置づけ

本プランは、区の基本構想との整合を図りながら、読書のまち条例の理念の具現化を図るものです。また「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、策定が努力義務となっている「子ども読書活動推進計画」については、本プランに内包します。



3 本プランの期間・対象・策定体制等

(1) 期間

期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

(2) 対象

読書のまち条例第2条に挙げている、あらゆる世代の区民等（区内に住所がある人だけでなく、区内の事務所や事業所に勤務する人、幼稚園、保育所、学校等に在籍する人）を対象とします。

(3) 策定体制等

本プランの策定に当たっては、学識経験者や地元書店、区関係部署職員で構成する「荒川区読書活動推進プラン検討委員会」を設置して検討しました。

第2章 読書活動の取組状況と課題

第2章

読書活動の取組状況と課題

第1節 これまでの取組状況

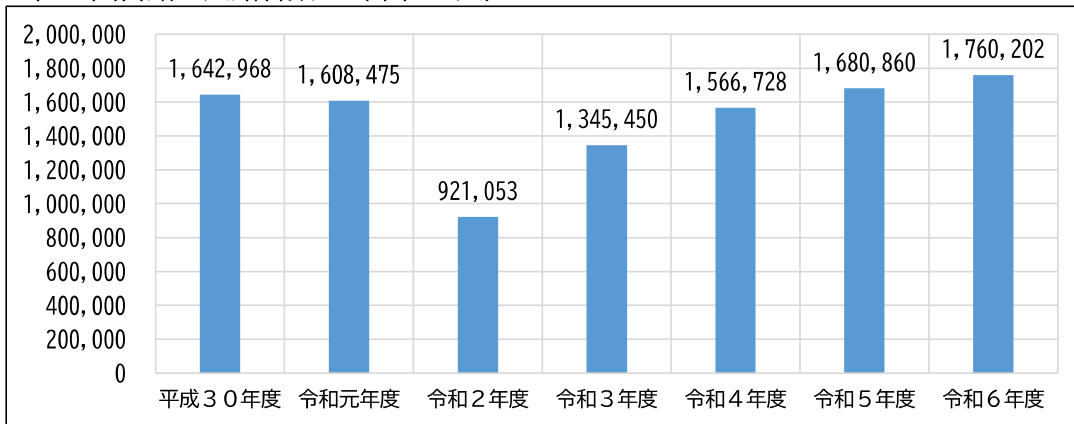
1 区立図書館における取組

区立図書館は「知の拠点」として、資料・情報の収集、提供および読書活動推進のための事業を積極的に実施し、ビジネス支援といった課題解決型サービス等に取り組むとともに、より便利で使いやすいホームページの整備や、電子資料の貸出し・閲覧が可能な「荒川区電子図書館サービス」の導入等、DX（※）の推進によるデジタル社会の進展に伴う利用者の利便性向上にも積極的に取り組んできました。また「荒川区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むという目的の実現を目指し、様々な事業を実施してきました。さらに、子どもたちのみならず、一般・シニア・障がい者向けのサービスの実施や、ビジネス支援等、様々な利用者向け、多様なニーズに応える読書活動推進の取組を実施してきました。

平成28（2016）年度には「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」（平成29（2017）年3月策定）において、読書のまちづくりを推進していくことを明らかにしました。読書のまちとは、豊かな読書環境の整備を進めることで人と地域がつながり、本が身近にある環境で育った子どもたちが成長し大人になって、次の世代を主体的な読書活動に導く役割を果たすといった、読書の好循環を生むまちであり、子どもから高齢者まで、誰もが読書に親しみ、学びながら心豊かに暮らすことができるまちであると定義しました。そして、区立図書館は、区民・学校・事業者やボランティア・その他の行政機関等と一体となり、読書のまちの実現に向けた取組をさらに推進するという目標を掲げました。

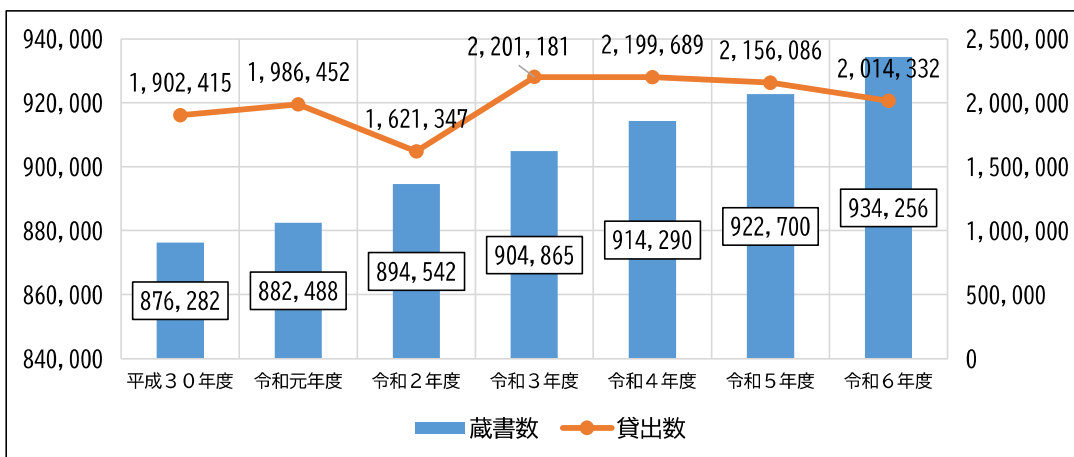
※ DX…Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

＜区立図書館の入館者数＞（単位：人）

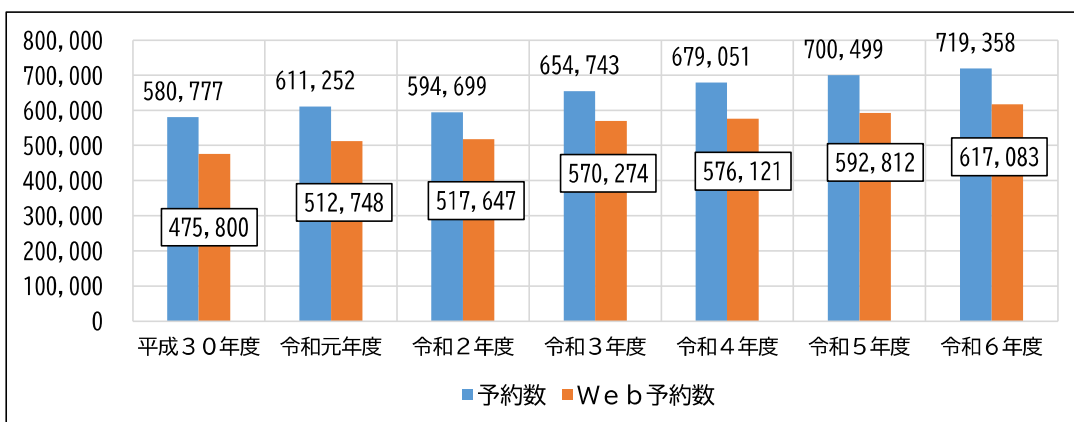


※ 令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症により休館・利用制限を実施

＜蔵書数および貸出数の推移＞（単位：点）



＜資料の予約数とWeb予約の内数＞（単位：点）



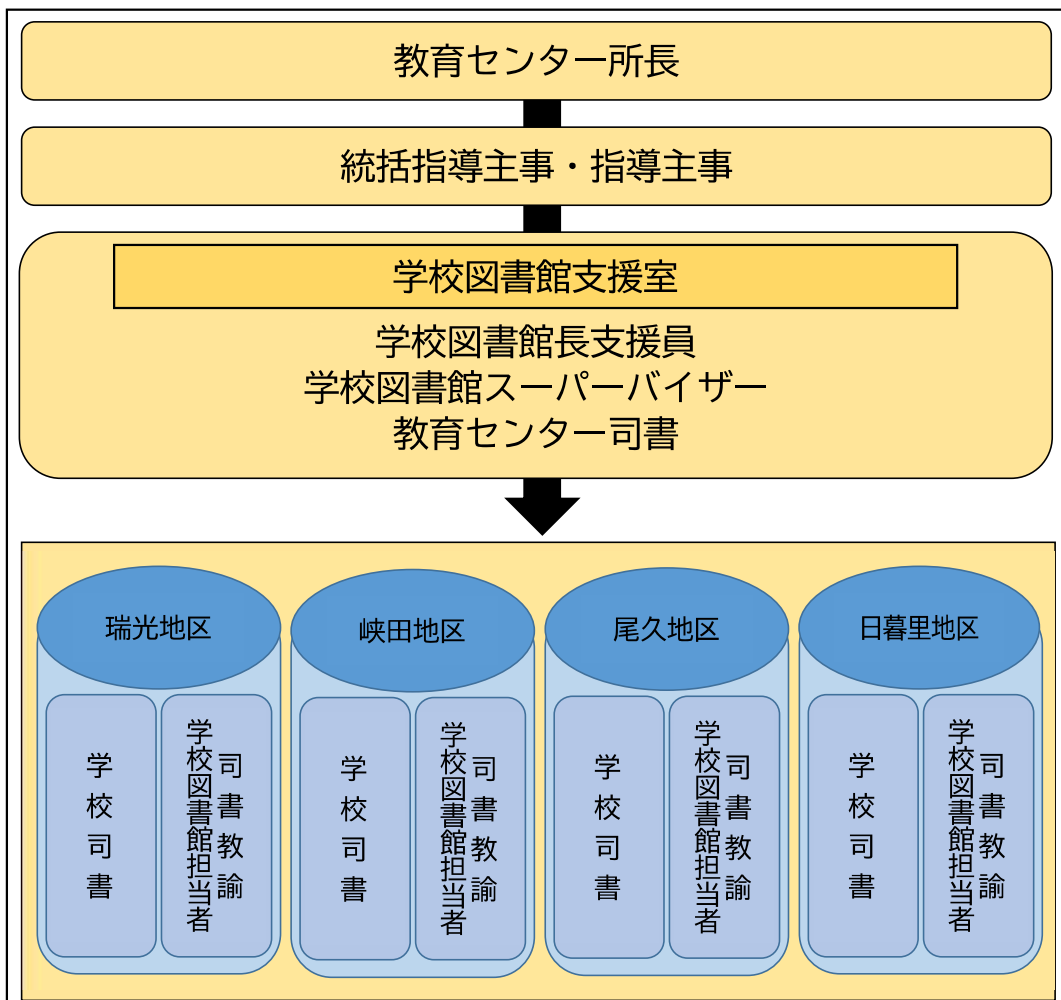
2 区立小・中学校における取組

学校図書館では、平成18（2006）年度、文部科学省の「学校図書館図書標準（※）」で定める蔵書数100%を満たす蔵書の整備を全校で達成し、高水準を維持してきました。令和6（2024）年度末現在、小学校では170%前後、中学校では140%を超える状況となっています。また、平成19（2007）年度には学校司書を全校配置し、平成21（2009）年度には週5日配置するなど、蔵書の充実、読書活動の推進を先駆的に実施してきました。

さらに、平成21（2009）年度には、学校図書館支援室を核とした、学校図書館支援体制を構築しました。令和2（2020）年度からは、学校図書館活用推進のため、学校図書館長支援員・学校図書館スーパーバイザー・教育センター司書の3名構成としました。各校の学校図書館を訪問し、その活用方法についてアドバイスを行い、学校図書館活用に関する研究授業や協議会等に講師として指導、助言を行うこと等、各学校における子どもの読書の質と幅を広げる授業での活用支援を行っています。

※ 学校図書館図書標準…文部科学省が定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準（詳細は49ページを参照）

<荒川区学校図書館支援室の組織図>



<区内小・中学校における学校図書館の活用状況>

<小学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合（％）	169	168	171
貸出冊数（1人当たり/年）	87.1	92.1	119
授業での活用時数（1学級当たり/年）	111.4	129.6	144.4

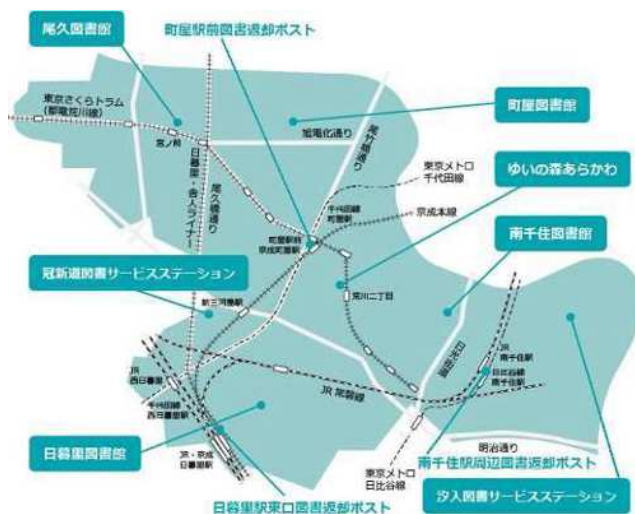
<中学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合（％）	140	142	145
貸出冊数（1人当たり/年）	9.5	11.2	10.3
授業での活用時数（1学級当たり/年）	88.9	103.5	108.1

3 読書環境整備における取組

区内には、5か所の区立図書館と2か所の図書サービスステーション（※）を設置しています。

※ 図書サービスステーション…

近くに区立図書館がなく、サービスが十分に行き届きにくいと思われる地域において、図書の貸出しや返却、予約等を実施するために設置する施設



区立図書館
中央図書館（ゆいの森あらかわ）
南千住図書館
尾久図書館
町屋図書館
日暮里図書館
汐入図書サービスステーション （南千住図書館分室）
冠新道図書サービスステーション （日暮里図書館分室）

このほかに、区役所やふれあい館等の区立施設および区内の病院や飲食店等の民間施設89か所（令和7（2025）年末時点）に区立図書館のリサイクル本を活用した「あらかわ街なか図書館」を設置しています。

① 区立図書館

区内5か所に設置している図書館については、平成29（2017）年3月26日に中央図書館・吉村昭記念文学館・子どもひろばが一体となった「ゆいの森あらかわ」を開館し、平成30（2018）年4月に日暮里図書館をリニューアルオープンしました。また「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」に基づき、気軽に利用できて地域における生涯学習活動の拠点となるよう、令和3（2021）年2月20日に区立宮前公園内に尾久図書館を移転・開館し、あらゆる利用者がゆったりと快適に過ごせる滞在型図書館として整備しました。

また、南千住図書館では汐入地域に、日暮里図書館では西日暮里地域の区民に対する図書館サービスの充実のために、平成19（2007）年には汐入図書サービスステーション、平成21（2009）年には冠新道図書サービスステーションを設置しました。

さらに、図書返却ポストを日暮里駅、町屋駅および南千住駅の周辺に設置することや、図書サービスステーションを除く5館で開館時間を午前9時に前倒しするなど、利便性の向上を図ってきました。

<区内の1km当たりの区立図書館数>

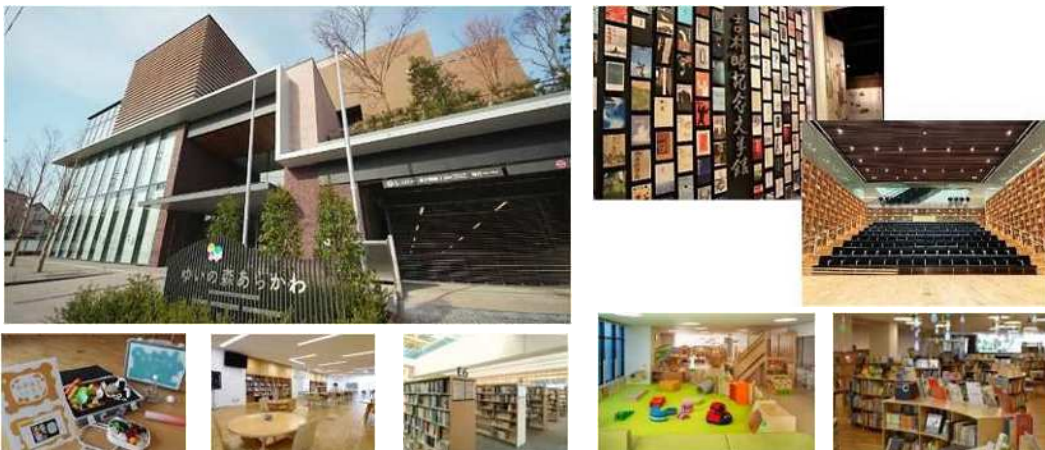
	図書サービスステーション等を 除く	図書サービスステーション等を 含む
荒川区	0.49	0.69
23区平均	0.37	0.46

23区平均と比較し、区では一定の範囲内に、より多くの図書館を配置することで、図書の貸出しや返却サービス等の利便性を高めています。

<近年開設した図書館>

◆ゆいの森あらかわ

- 人と人、本と人、地域と人、文化と人が結びつく
- 知的好奇心を醸成、新たな発見や出会いを創造
- 乳幼児から高齢者まで、すべての世代が遊び・学び・楽しめる融合施設



ゆいの森あらかわは、図書館・文学館・子ども施設の機能をあわせ持ち、それぞれの機能が既成概念の枠を超えて有機的に結び付く「融合施設」であり「課題解決型で体験型の施設」と定め、従来の図書館が持っている個人の読書活動、および知識の習得や学習の場といった空間だけでなく、本とワークショップ等を結び付けることによって、感性や想像力を刺激し、参加者相互の交流を図る空間として誕生しました。三つの特性を最大限に生かしつつ、それらを結び付けることにより、これまでにない事業展開を行い、施設全体を楽しみながら、遊びや学びを通して、子どもから大人まであらゆる世代が夢を育み、共感（ともに感じ）や交感（想いを分かち合い）し、表現を通じた他者とのコミュニケーションを図るなど、心をつなぎ合う施設を目指しています。

◆尾久図書館

- 四季折々の花々やローズガーデンを一望して読書ができ、公園利用者もゆっくり休憩できる「飲食スペース」を設けた滞在型図書館
- 自然観察会等、公園と連携したイベントができる「多目的室」を設置
- 周囲に気兼ねなく、親子で読み聞かせや手遊びができる「おはなしコーナー」を設置



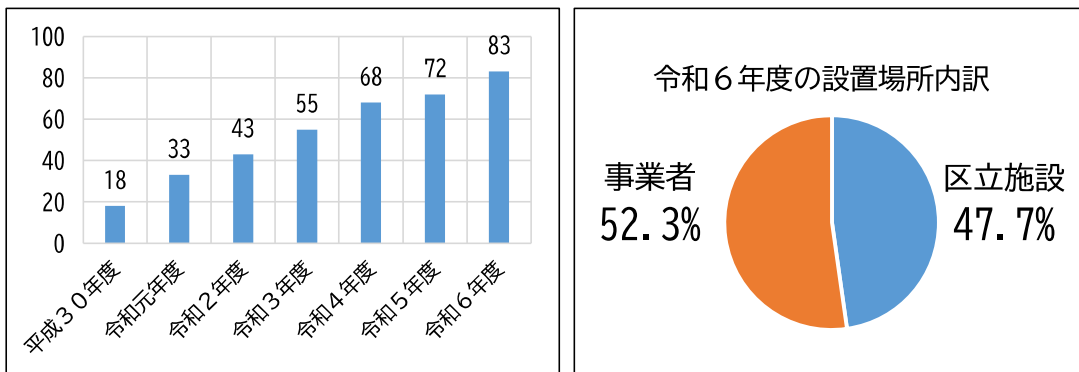
尾久図書館は「学ぶ、集う、楽しむ」をテーマに、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が快適に利用できる居心地の良い図書館を目指しています。

公園内にある図書館という魅力を最大限に生かし、館内はまるで自然の中にいるような木のぬくもりを感じられる設計になっています。また、全世代が集うことができる「ひろば」を整備し、新しい本や様々な人と出会う「世代間の交流」を推進しています。賑やかな図書館としてざわめきを許容し、読み聞かせや声を出しながら読書を楽しむことができる、誰もが気兼ねなく利用できる図書館です。

② 「あらかわ街なか図書館」の整備

本が身近にあるまちづくりを目指し、平成30（2018）年度から「あらかわ街なか図書館」の整備を行っています。区の施設および協力いただいた区内事業者等にリサイクル図書等を設置し、地域と区立図書館の連携を強化するとともに「読書を愛するまち・あらかわ」の実現に向け、読書を通じた交流が生まれるような、本が身近にある環境づくりを推進しています。

＜あらかわ街なか図書館の設置件数＞ （単位：件）



③ 区立小・中学校における読書環境整備

学校図書館は、子どもの読書活動を促し、学習活動や情報活用能力を育成する「読書センター・学習センター・情報センター」の役割を担っています。

学校図書館の資料は、子どもたちの発達段階等を踏まえ、健全育成に寄与する構成と十分な規模を備えています。また、図書資料については日本十進分類法（※）で分類して配架しています。さらに「読書センター」だけでなく「学習センター」「情報センター」としても十分に機能するために、学校図書館運営組織で購入資料を選定しています。

さらに、蔵書の一層の活用促進と円滑な運営を目的に蔵書管理システムを全校に配置し、子どもたちへの本の貸出しや蔵書管理を容易に行うことができる環境を整備しています。また、平成28（2016）年度からは各校連携型の蔵書管理システムを導入し、自校だけでなく他校の蔵書を横断的に検索できるようになり、学校間で図書館資料（学校図書館資源）の共有化を図っています。また、子どもたちの自ら資料を探し出そうとする主体性を育み「学習センター」等として、学校図書館の活動をさらに高めることを可能にしています。

※ 日本十進分類法…

図書館の本を分類するために「総記」「哲学」「歴史」「社会科学」「自然科学」「技術」「産業」「芸術」「言語」「文学」の10分野に整理し、分野ごとに0～9の番号を振って体系化すること

④ 乳幼児・児童施設等における読書環境の確保および充実

区立幼稚園や区立保育園では、各園における蔵書の充実を図るとともに、保護者や子どもへ絵本の貸出しを行っています。

また、既存のひろば館・ふれあい館における図書の充実、書架等の環境整備を図っています。なお、ふれあい館を新設する際には、設計当初から図書コーナーの設置を想定するようにし、令和4（2022）年度には、読書も楽しめるサロンスペースを備えた、東尾久本町通りふれあい館とひぐらしふれあい館を開設しました。さらに、各施設では、配架している図書等を活用しておはなし会を開催するなど、本に触れるきっかけとなる事業の充実に取り組んでいます。

4 協働に関する取組

① 子どもたちとの協働

区立図書館では、読書活動の推進を目的に子どもたちと協働し、子どもの視点に立ったサービスをしています。

令和4（2022）年度に開始した「子ども司書養成講座」では、区内の小学生（3年生以上）を対象に、司書の仕事体験等を通じて図書館のサービスを理解し、読書の楽しさを伝える方法を学ぶプログラム（全7回程度）を実施しています。本講座の活動を通して、区立図書館職員と子どもたちが深く交流し、児童サービスへの気付きを得る機会とすることで、本の選定やイベント等の取組の充実につなげています。

中学生以上の10代は「ティーンズスタッフ」事業を通じて、平成24（2012）年度から協働を進めています。具体的には、毎年メンバーを募集し、月に1回程度区立図書館で活動する中で、自らの読書体験を広め、同年代や小学生等の読書活動を推進するための事業を企画・運営しています。

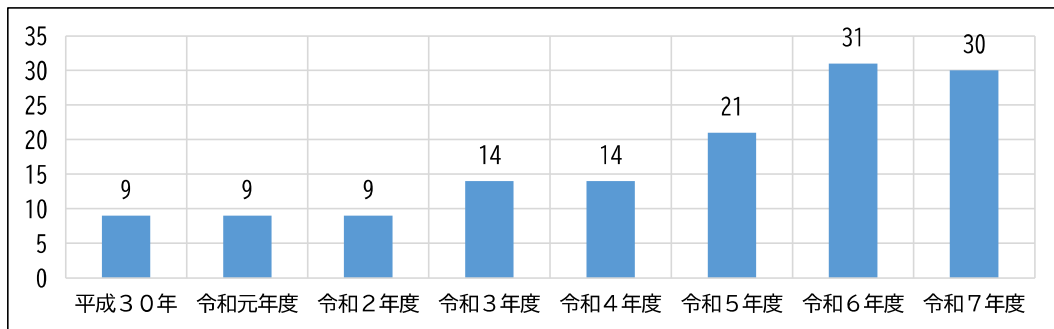
養成講座を修了した子ども司書とティーンズスタッフは、活動内容を自分たちで企画するなど、自主的な活動を行い、区立図書館と協働することで、図書

館をより身近で魅力的な利用しやすい場所にし、読書活動の推進に力を発揮しています。

<子ども司書養成講座>

受講者数	10人（定員）
講座概要	【目的】図書館の役割や司書の仕事を学び体験して、受講者自身が読書の楽しさや大切さを友達や家族に広く伝えることで、本と人との結びつきを手助けする子ども読書活動の推進リーダーの養成を図る。 【内容】講座は、返却された本等をルールに従って本棚に並べる作業や、館内のPOPづくりのほか、カウンターでの貸出し返却作業、読み聞かせ会等の内容で全7回実施する。

<ティーンズスタッフの人数>



<活動の様子>



子ども司書養成講座



ティーンズスタッフ企画イベント



子ども司書の活動例
特設コーナー制作の様子



子ども司書による特設コーナー

② ボランティアとの協働

区立図書館では、優れた知識や技能・特技等を持った区民等に参加していただき、図書館サービスの一層の向上と地域に根差した運営を目指す目的で、ボランティアとの協働を実施しています。

区立図書館で実施する各種ボランティア養成講座において、図書館事業への理解と活動に必要な技能と知識を習得した後、各図書館で積極的な活動が行われています。具体的には、障がい者サービスにおける「音訳・点訳者ボランティア」児童サービスにおける「絵本の読み聞かせ・ストーリーテリングボランティア」「ブックスタートボランティア」様々な障がいのある子どもたちが楽しめる布の絵本を作製する「布の絵本ボランティア」区立図書館資料の修理を行う「本の修理ボランティア」等、多くの協働事業を長年にわたり実施し、区の読書活動に多くの場面で力を発揮しています。

<養成講座の様子>

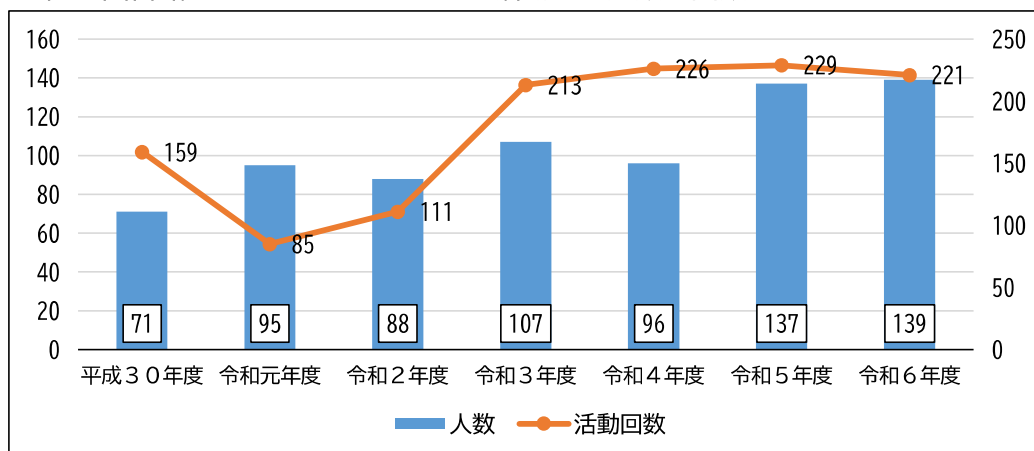


絵本の読み聞かせボランティア



布の絵本ボランティア

<区立図書館におけるボランティアの活動する人数と回数>



③ 地域サークル等との協働

区立図書館は、地域で長く活動をしている地域サークルの方々の活動拠点となっています。区民に読書活動や俳句活動に興味関心を持っていただくことを目的として、読書サークルで取り上げた作品の紹介POPや、俳句サークルで詠んだ句等を館内のコーナーに展示しているほか、当該サークルと連携した講演会等を開催しています。こうした事業は、地域の交流やつながりを生みつつ、読書啓発になっています。

また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、認知症予防やフレイル予防のための活動場所となっているほか、粋・活サロンの開催等、読書だけでなく自由に過ごせる居場所となっています。



館内のコーナー展示



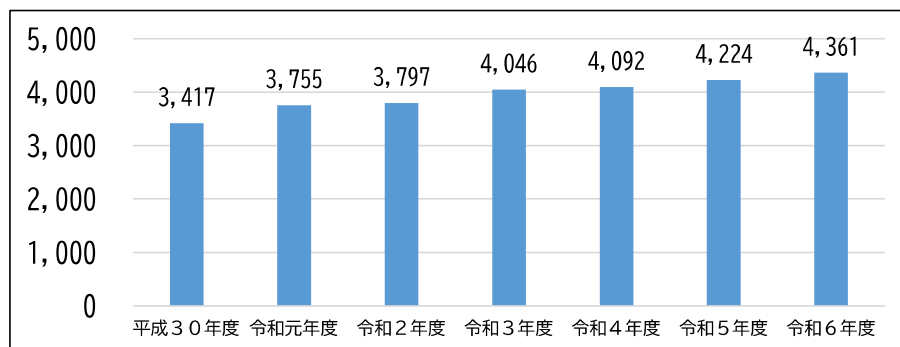
地域団体等との共催事業

5 バリアフリーに関する取組

区ではこれまで、誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、障がい者サービス資料の収集だけでなく、地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動を実施してきました。令和元（2019）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）が施行されたことを踏まえ、バリアフリー図書の展示やアクセシブルライブラリーの導入等、さらなる取組に努めています。



<障がい者サービス資料所蔵点数>（単位：点）



6 文字・活字文化の推進における取組

区ではこれまで、出版社や著作者、地元書店等、本に関わる人や団体と連携して「文字・活字文化振興法」(※1)が掲げる文字・活字文化の振興を推進する事業を行ってきました。文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり重要な役割を担う本を広めるよう取組を実施し、平成29(2017)年「ゆいの森あらかわ」の開館をきっかけに、より一層力を注いできました。

絵本の原画展や作家・編集者による講演会等を積極的に実施し、本の作り手と受け手、そして仲介者となる区立図書館が一体となって文字・活字文化を盛り上げていくことを目的に行ってきました。

例えば、ゆいの森あらかわで開催する講演会や原画展等の各種事業では、地元書店協力のもと、文字・活字文化事業の一環として書籍販売イベント「本の販売会」を実施しています。販売する本を選ぶ作業の中で、書店と図書館がそれぞれ感じる最近のトレンドや年齢層ごとの利用傾向、地域のニーズ等の情報を交換し、共有しています。そして、小規模の書店では実施が困難な、絵本作家のトークイベントやライブペインティングのようなイベント等も実施しています。また、各図書館では、地域への本の販売を通じて、図書館の事業と本や書店をつなぎ、参加者が購入した本を持ち帰り、身近な人と共有することで、事業の効果に広がりを持たせています。これらの活動を通して、地域の中に読書が自然に存在するような読書のまちづくりの実現に努めてきました。

なお、地元書店は「地域の重要な文化拠点」(※2)であり、その活性化を図ることは、文字・活字文化の振興もさることながら、地域住民の読書活動推進の大きな力になると考えています。区立図書館や乳幼児・児童施設においては、地元書店から書籍を購入しており、その他、区の事業においても積極的な利用をしています。

※1 文字・活字文化振興法…

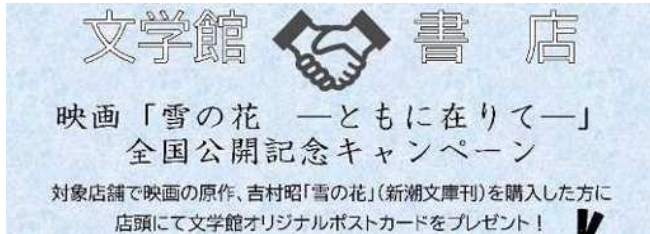
平成17(2005)年7月に、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることで、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的に施行した。地方自治体は公共図書館における運営の改善や、地域における文字・活字文化の振興について、国と共に責務を負う。

※2 地域の重要な文化拠点…

令和7(2025)年6月10日公表の「書店活性化プラン」(経済産業省ほか)において「街中にある書店は、地域住民にとって、多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点であり、様々な考え方を吸収し、受け入れられる国民性と深く結びついており(以下、省略)」と示されている。

<取組例>

令和6（2024）年度 映画「雪の花」公開記念 吉村昭記念文学館と書店の連携企画



令和6（2024）年度 塚本やすし氏 ライブペインティングと「本の販売会」



7 地域全体での取組

区では、学校や区立図書館等だけでなく、読書のまちづくりを地域全体で推進するための事業を実施してきました。

昔なつかしい昭和の街頭紙芝居の上演や、平和に関する絵本の読み聞かせ、本を題材にしたイベントの実施等、本への親しみを醸成する事業を行ってきました。また、区立図書館を会場に、認知症月間認知症普及活動や里親普及、消防署の啓発イベント「区民安全安心講座」といった啓発事業を行い、区立図書館へ足を運ぶきっかけづくりや、関連する本と一緒に紹介する取組等を実施してきました。特に、イベント等で関連する本を提供・展示することは、本との出会いを創出するだけでなく、一層の理解が深められ、身近で役に立つ本の有用性を実感できると考え、積極的な実施に努めてきました。



街頭紙芝居



平和映画会読み聞かせ



区民安全安心講座

8 読書活動推進のための取組

① 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言とその後の取組

平成30（2018）年5月27日、学校図書館の充実やゆいの森あらかわの開館等、読書のまち、絵本のまちとして行ってきた読書活動推進の取組や事業、精神を未来につなげていくために「読書を愛するまち・あらかわ」宣言（以下「宣言」といいます。）を行いました。

宣言文は起草委員会の協議により策定し、委員会では、以下のようなご意見をいただき、宣言文案に生かしました。

◆ 読書に関すること

- ・ 子どもの読書は重要なワードである。体験力や言語能力を身に付けさせるべきである。
- ・ 人にとって、考える力、読解力の養成が非常に重要である。
- ・ 絵本の読み聞かせにより、子どもは感性や創造力が磨かれ、それが知識に育つ
- ・ 知識と教養に加え、情報も大切な要素である。
- ・ 読書の目的は豊かな人格の形成にある。
- ・ 知識として蓄えるだけでなく、利活用することが重要である。
- ・ 美しい日本語をきちんと読め、話せる力や感性の育成が求められる。
- ・ 読書しないと心が痩せていく。
- ・ 読書は人間として生きる上、人間らしさの形成において必要である。

◆ 図書館に関すること

- ・ 知の創造拠点、文化活動の拠点、コミュニティの核として醸成を図るべきである。
- ・ 地域創造、地域の経済に持つ重要な役割がある。
- ・ 情報のメディアネットワークセンターである。
- ・ 学校図書館と区立図書館、現在と過去未来、多世代間等の「つながり」が重要である。
- ・ 図書の整備、区立図書館と学校図書館の充実を進める決意表明を入れるべきである。
- ・ 読書空間を図書館だけではなく、街の中に広げる視点が重要である。また、それがつながることも大切である。

◆ 宣言の策定方針に関すること

- ・ ユニークで個性的で荒川区らしいものがよい。
- ・ 事業につながるものがよい。

宣言後、あらかわ街なか図書館事業の開始、駅への図書返却ポスト（ブックポスト）の設置、都市計画公園内への尾久図書館の移転整備、図書サービスステーションを除く全館で開館時間の前倒し、区立図書館・ゆいの森あらかわ公式X（旧Twitter）の開設等、誰もがいつでも身近な場所で本に触れられる環境と、新たなコミュニティ形成に取り組み、読書の楽しさや大切さ、本への親しみを感ずることができる風土を醸成してきました。

<宣言を記念して行った主な絵本原画展>

	作者	関連イベント
令和元年度	いせひでこ氏	講演会「絵本—とくべつな一日、とくべつな路」・ ギャラリートーク ほか
令和2年度	堀内誠一氏	アニメ上映会 ほか



いせひでこ原画展
本の販売会イベント



堀内誠一原画展

② 「読書のまち条例」の施行とその後の取組

区において「読書を愛するまち・あらかわ」をさらに推進していくためには、宣言の理念に対する理解をより一層深め、区民や区内事業者等も含めた「地域」が一体となり、これまで以上に意識を高めていく必要があるとの声が高まり、令和5（2023）年4月1日に「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」を施行しました。

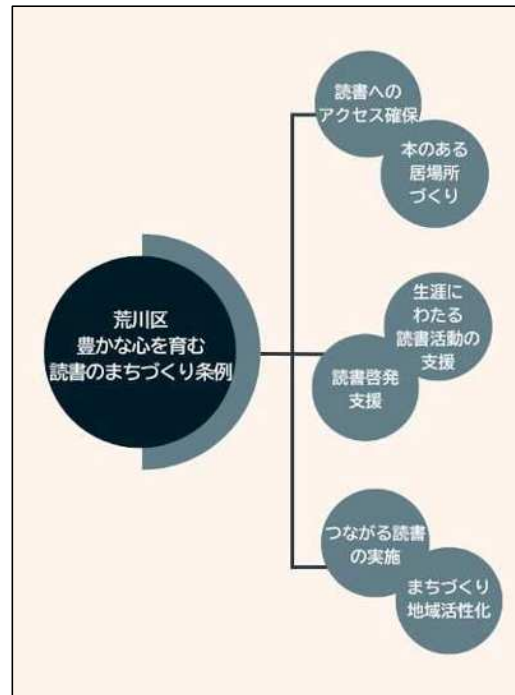
読書のまち条例では、地域の各主体が取り組むべき事項等を定め、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

読書のまち条例施行後は、これまでの取組を一層強化するとともに、毎年11月を読書活動推進月間と定め、著名な人による読書に関連した講演会の開催等、本に親しみをもち、読書の裾野を広げるための取組を実施してきました。また「子ども司書養成講座」を修了した子どもたちとの協働事業や「ブックスタート」事業の開始およびそれに伴うボランティア活動の場の拡充等に取り組んできました。

令和7（2025）年8月には、書籍等の印刷を通して、まちの文化をつくってきた区内の印刷事業者と区とが連携し、地域一体となり読書活動に関する取組を推進することで、文字・活字文化の発展につなげつつ紙の本の良さを伝えられるよう、本が製造される製作過程を知ることのできる印刷・製本工場の見学会を実施しました。

また、令和6（2024）年10月には、場所や時間にとらわれず、便利な読書環境を提供するため「荒川区電子図書館サービス」を導入しました。パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って電子書籍を読む新たな読書法は、文字の拡大・音声読み上げ・背景色の変更等の電子ならではの機能を活用することで、従来の「紙」の本ではできなかった読書が可能となります。

あわせて、視覚障がい者専用の電子図書館サービスも開始し、より多くの人の読書機会の充実を図ってきました。



読書のまち条例の概略図



印刷・製本工場見学



荒川区電子図書館サービス
(トップページ)

<読書のまち条例施行後、これまでに実施した原画展>

	作者	関連イベント
令和5年度	石川えりこ氏	講演会 「絵本の森を歩こうinゆいの森」ほか
令和6年度	しもかわらゆみ氏	しもかわらゆみ氏による 「おはなし会」「ギャラリートーク」ほか
令和7年度	吉田遠志氏	トークイベント「父・吉田遠志を語る」・ 「2つの響き」アイリッシュハーブ& 読み聞かせ」



吉田遠志原画展



しもかわらゆみ原画展



石川えりこ原画展

<読書活動推進月間に開催した講演会>

	講演名	講演者
令和5年度	『本と私 ～アスリート視点から～』	栗原恵氏 (バレーボール女子元日本代表)
令和6年度	安藤玉恵が語る 「お芝居のこと、本のこと」	安藤玉恵氏 (俳優)
令和7年度	あんびるやすこさん講演会 「とっておきのおはなし」	あんびるやすこ氏 (絵本・児童書作家)
	「直木賞作家 朱川湊人と 下町の魅力と読書」	朱川湊人氏 (作家)

9 子どもの読書活動に関する国と東京都等の動向

① 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」<国>

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13(2001)年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。子ども読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子ども読書活動の推進に関する必要な事項が定められました。

この法律に基づき、国は、平成14(2002)年8月に第一次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を、平成20(2008)年3月に第二次、平成25(2013)年5月には第三次、平成30(2018)年4月に第四次、令和5(2023)年3月に第五次の基本計画を策定してきました。

そして、この間、子どもの読書活動に関連する法律の改正や関連する整備、学習指導要領の改訂等が行われています。

令和4(2022)年6月には「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」等が成立し、国全体の子どもに対する取組の中で、読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等の様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保することが求められてきました。また、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を重視することも求められてきました。

◆これまでの主な動き

第一次計画の期間中(平成18(2006)年4月～)

- ・文字・活字文化振興法の制定(平成17(2005)年7月(計画制定前))
- ・教育基本法の改正(平成18(2006)年12月)

- ・幼稚園教育要領、小学校および中学校学習指導要領の改訂
(各教科における言語活動の充実)(平成20(2008)年3月)
- ・社会教育法および図書館法等の改正(平成20(2008)年6月)
- ・平成22(2010)年を「国民読書年」と定める。

第二次計画の期間中(平成23(2011)年10月～)

- ・著作権法の改正(平成24(2012)年6月)
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正(平成24(2012)年12月)
- ・学校図書館法の改正および改定に伴う学校司書の規定(学校司書を専ら学校図書館の職務に従事する職員と規定)(平成27(2015)年4月)

第三次計画の期間中(平成28(2016)年4月～)

- ・幼稚園教育要領、小学校および中学校の学校指導要領の改訂
(平成29(2017)年3月)
- ・高等学校学習指導要領の改訂(平成30(2018)年3月)
- ・読書バリアフリー法の成立(令和元(2019)年6月)

第四次計画の期間中(令和3(2021)年4月～)

- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
(令和4(2022)年3月)

- ◆ 国 第五次基本計画 基本方針
 - ・不読率(1か月に本を1冊も読まない人の割合)の低減
 - ・多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・子どもの視点に立った読書活動の推進

② 「第四次東京都子供読書活動推進計画」<東京都>

東京都においても、国の動きに伴い、平成15(2003)年3月に「第一次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、区市町村が計画を策定・更新する際や読書活動を推進していく際の基本となるものとして位置づけました。

東京都は、平成21(2009)年3月に第二次、平成27(2015)年2月に第三次、令和3(2021)年3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定してきました。

第二次計画では、第一次計画の取組の成果を踏まえて、学校における読書活動と乳幼児期の家庭を対象とした取組が重点的取組とされました。第三次計画では、第二次計画を基本に国の第三次計画を加味し、学校や図書館、家庭・地域、行政

が連携して子どもの読書環境を整え読書活動を推進することと、読書の質の向上を重点的取組とし、基本方針には、不読率の改善、読書の質の向上、読書環境の整備が具体的に示されました。第四次計画は、第三次計画の考え方を基本とし、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進することとしています。

- ◆ 都 第四次推進計画 基本方針
- ・ 乳幼児期からの読書習慣の形成
 - ・ 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
 - ・ 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
 - ・ 読書の質の向上

③ 「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づく取組

令和3（2021）年4月の「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」の策定では、宣言の趣旨を十分に踏まえ、子どもたちが主体的で質の高い読書活動を実現できるよう、発達段階に応じて読書習慣を身に付ける取組を重点的に進めることとしました。また、家庭における読書活動の推進に向けた家読（うちどく）（※）の推進や障がいのある人への読書支援の充実等の新たな取組を加え、子どもたちの読書活動を地域社会全体で支える「読書を愛するまち・あらかわ」をさらに展開するものとなりました。

※ 家読（うちどく）…

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じて、コミュニケーションを図り、家族の絆をつくる取組

<「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」期間中の成果>

(1) 家庭、地域、身近な場所での読書活動の推進

- ◆ 家庭や地域での読書活動に関する啓発や働きかけ、環境整備
 - ・ブックスタート事業の開始（令和5（2023）年8月から）
健診日当日の参加割合は、令和5（2023）年度は65.8%、
令和6（2024）年度は57.3%
 - ・家読（うちどく）リストの作成
（毎年異なるテーマを決めて発行。令和7（2025）年末時点7種類。）

(2) 小・中学校における読書活動の推進

- ◆ 学校図書館の蔵書等の充実
 - ・図書標準達成率 小学校171%、中学校145%
- ◆ 課題解決のための学校図書館の活用
 - ・図書館を使った調べる学習コンクール応募数 8,736点
- ◆ 学校図書館と区立図書館の連携
 - ・団体貸出し点数 小中学校・高校17,878点

(3) 区立図書館における読書活動の推進

- ◆ 発達段階に応じた区立図書館の蔵書の充実
 - ・マルチメディアDAISY図書 187点
- ◆ 読みたい本と出会えるきっかけの提供
 - ・オーダーメイドブックサービスの開始（令和6（2024）年度48件）
- ◆ 様々な障がいに対応した読書環境づくりとさらなる周知
 - ・障がい者向け図書資料の展示会
- ◆ 来館せずに資料提供が可能な仕組みづくり
 - ・電子図書館サービスの開始（令和6（2024）年度10月から）

(4) 読書のまちづくり

- ◆ あらかわ街なか図書館の拡充（令和7（2025）年末時点で89か所）
- ◆ 読書のまち条例の検討（令和5（2023）年3月制定、同年4月施行）
- ◆ ボランティアとの協働の推進

第2節 荒川区における読書活動を取り巻く課題

宣言で掲げられた理念と、読書のまち条例、荒川区子ども読書活動推進計画に基づき、区における読書に関する課題を、区立図書館の現状やアンケート結果をもとに分析しました。

現状を分析した結果、以下4つの主要な課題が明らかになりました。

【主要な課題】

- 1 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- 2 不読率の低減
- 3 地域全体での読書活動
- 4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

これらの課題に対応するためには、読書人口を増やすとともに、読書意欲を喚起するような「本との出会い」を一つでも多く創出し、この両者を相対的に増やす必要があります。また、上記項番3・4の課題に対応するためには、本と人だけでなく、地域と人、人と人を結び付ける取組が欠かせません。

なお、本プラン策定に向けて、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査において、読書活動状況に関する項目を設け、現況の確認を行うとともに、令和7（2025）年度に、区内の未就学児および小中学生とその保護者、区内都立高校に通学する高校生、特別支援学級を設置している学校（教員）、特別支援学校に通学する子どもの保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。アンケート調査結果等の全文については、本プランの資料編に記載しています。

1 図書資料の充実および区民等に向けた取組

令和6（2024）年度に実施した区政世論調査によると、区立図書館に行って最も良かったことは「資料の充実」でした。区立図書館においては、蔵書数は増加傾向にはありますが、引き続き資料の充実を図ります。また、整備した資料へのアクセス向上のため、これまで以上に利用者が、図書資料にアクセスしやすくなる工夫が求められます。そして、その資料を使い、読書から学びと楽しみを得られるように、紙媒体と電子媒体の両方を情報源として、柔軟に選択できる環境を整備するとともに、レファレンスサービス（※）の活用促進や、読書バリアフリーに向けた取組等の充実と周知を徹底していきます。また、子どもに対しては、区立図書館と学校等が連携し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境」を整備して、読書機会の確保に努めることが肝要です。

加えて、同調査において、区立図書館に行って良かったことは「長時間ゆっくりく

つろげること」や「小さい子どもと一緒に過ごすことができること」という意見が上位に挙がっていました。区立図書館において、誰もがゆっくりと過ごせる環境整備や、小さい子と一緒に過ごすことのできる児童コーナーを中心とした環境の整備が求められています。

さらに、地域が一体となって読書推進をしていくために、その要所である区立図書館を中心に、行政機関全体で取組を実施できるような支援をしていく必要があります。

※ レファレンスサービス…

図書館職員が、利用者の調べたいことに対して、図書館にある資料や情報源を用いて、情報提供や資料検索を支援するサービス

<区立図書館に行って良かったこと（上位3つ）>

（区政世論調査 N＝628（過去1年以内に、区立図書館を年1回以上利用した方の内数））

本・雑誌が充実していること	69.3%
飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができること	25.2%
小さい子どもと一緒に楽しく過ごすことができること	18.6%



<「資料の充実」と「ゆっくりくつろげる滞在型図書館」>

令和6（2024）年度の区立図書館の蔵書数は、約93万冊です。大規模な蔵書はまさに情報の宝庫であり、多様な資料は、図書館の「知の拠点」としての存在意義を高めています。図書館は区民と地域の新たな発見につながる情報源であり、悩みや問題解決を支援する場所として、多くの方に利用されています。

これまで図書館は、個人の知識の吸収や学習の場といった、いわゆる「静」の空間として利用されてきました。しかし、ゆいの森あらかわでは、本とワークショップ等を結び付けることにより、感性や想像力を刺激し、参加者同士の交流を図るなど「動」の空間としての新たな機能を付け加えました。こうした考えのもとに、随所で本と触れ合えるような本棚や座席を館内各所に設け、さらに、誰もが利用しやすい閲覧スペースを確保することにより、居心地のよいゆったりと過ごせる滞在型空間となっています。そして、図書館・文学館・子ども施設の三つの施設機能が有機的に結びつくことで、多面的なアプローチによる事業展開を可能にし、多世代の交流も可能にする、今までにない発想の「融合施設」であり、図書館の充実した蔵書を核としてサービスを提供する課題解決型図書館です。

利用者の知的好奇心を刺激し、さらに滞在型の読書空間を創出することで、何度でも訪れたくなる図書館という設計思想は、その後にリニューアルオープンした尾久図書館にも反映しています。尾久図書館は、誰もが気軽に来られる親しみやすく安心感のある環境を整備し、さらに、あらゆる世代のそれぞれの特性に合わせた居場所づくり等を行っています。公園内図書館ならではの立地を生かし、普段図書館を利用しない人でも、公園からふらっと館内に立ち寄ることで様々な本との出会いを体験できる施設です。

いずれの施設も「知の拠点」であると同時に、利用する人と人がつながり、活力が溢れだす「発信拠点」であり、地域で読書の輪が広がることが特徴です。

また、その他の図書館も、それぞれの地域に根差した取組を実施し、本から知識を吸収するとともに読書の奥深さを知っていただくことや、読書の楽しみとともに温もりのあるサービス提供の場となることを目指しています。

2 不読率の低減

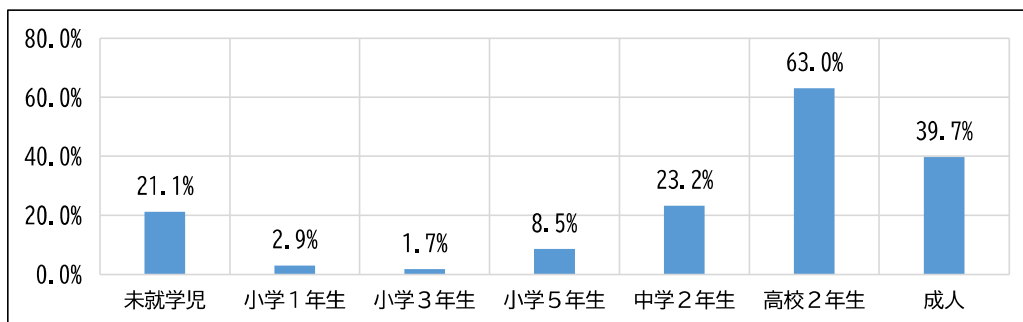
区における読書活動状況を分析するために、1か月の読書量について調査した結果、1か月に1冊も本を読まない人の割合（不読率）は、全世代の中で、高校生が突出して高くなっています。また、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、全国的に高校生の不読率が高いことが課題に挙げられています。一方、小学生に関しては、調査数や方法が異なることに留意が必要ですが、国や東京都の平均と比較して、小学1・3年生の不読率が大幅に下回るなど、これまでの学校や区立図書館による家読（うちどく）の推進等、区独自の読書活動の推進の効果が一定表れる結果となりました。

これらを踏まえ、区では引き続き家読（うちどく）推進事業を学校等と連携して実施することで、乳幼児期から中学生までの間に読書習慣を形成するとともに、高校生が読書の必要性を感じ、読書に対して興味関心を持てるような取組を充実していく必要があります。

また、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査においては、約6割の成人が、1か月に1冊以上読書しているとの結果でした。また、区立図書館の利用カードの年代別登録率では、30歳代と40歳代は30%後半となっている一方で、50歳代以上の各年代では20%台に落ち込む状況となっています。

以上のことから、引き続き成人が本に触れる機会を創出するとともに、50歳代以上の世代に対しては、読書を推進するだけでなく、ボランティア活動や地域交流の場等として、まずは区立図書館に来館するきっかけとなるような取組を実施していく必要があります。また、読書バリアフリーの観点から、電子図書館サービスによる非来館型のサービスを充実させることで、読書を気軽に親しめる環境の整備が欠かせないものとなっています。

<区における各世代の不読率>



※ 成人（18歳以上）の数値は、令和6（2024）年度に実施した世論調査における結果。未就学児から高校2年生までは、区立図書館が令和7年度に調査した結果であり、未就学児は区内幼稚園および保育園の計12園、区立小・中学校各5校、区内にある都立高校2校の数値

<未成年の国と都の不読率>

	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
全国(※1)	—	—	8.5%	23.4%	48.3%
東京都(※2)	7.6%	7.4%	7.4%	11.6%	36.3%

※1 全国の数値は、全国学校図書館協議会（令和6（2024）年度）から引用。

「小学5年生」の数値は、小学4～6年生を対象とした調査結果「中学2年生」の数値は、中学1～3年生を対象とした調査結果「高校2年生」の数値は、高校1～3年生を対象とした調査結果

※2 東京都の数値は「令和6年度子供読書活動に関する調査の集計」（令和7（2025）年3月東京都教育委員会）から引用した結果を記載

<区内居住者における成年の年齢別図書館利用カード登録者数

（令和6（2024）年4月1日時点）>

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
29.9%	36.7%	36.2%	26.3%	24.9%	20.6%

3 地域全体での読書活動

読書のまちづくりを目指していくためには、区立図書館だけでなく学校や地元書店、あらかわ街なか図書館をはじめとした区内事業者等、あらゆる主体が読書活動を推進し、暮らしと読書がつながった、本が身近にある環境整備が必要です。また、イベントの開催に当たっては、地域の子どもが主体となり、子どもが自ら事業を企画することで、よりニーズに合った事業を実施し、地域での読書活動および地域のつながりとその循環を生むことが大切です。さらに、公益財団法人全国出版協会出版科学研究所（令和7（2025）年1～6月）によると、紙の出版物推定販売金額が年々減少しており、全国的に消えゆく書店が課題となっている中、令和7（2025）年度に国では「書店活性化プラン」を公表し「書店活性化プラン」内において「地域に根ざした読書環境醸成のためには、書店と図書館の連携が図られることが重要である」とされています。また、国では「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6（2024）年6月21日閣議決定）内の6（2）安全・安心で心豊かな国民生活の実現において「書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る」ことが盛り込まれています。こうした現状を踏まえ、継続して地域密着型の読書推進を図っていくために、地元書店との協働事業を実施していくことが欠かせません。



区はこれまで、区立施設にのぼり旗を立てることや、ロゴマークを区の封筒等に掲載することで読書のまち条例を周知してきましたが、アンケート調査における条例の認知度は、約半数といった結果となっています。そのため、効果的な周知方法を検討し、周知を強化する必要があります。



地元書店の店頭の様子

<令和6（2024）年度図書館アンケート>

令和6（2024）年7月20日～8月25日まで、区立図書館の来館者に対して任意にアンケート調査を実施しました。

読書のまち条例の認知度	48.6%
-------------	-------

4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

区はこれまで、家読（うちどく）リストの作成や、出産を迎える人に向けた読書活動の啓発、ブックスタート事業の開始等、家読（うちどく）推進につながる事業を通じて、家族内における読書の楽しさや感想等の共有を図り、家族の絆を深めていけるよう事業を進めてきました。アンケート調査結果によると、全ての世代において、本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと回答した割合が最も多くなっています。そのためには、読書のまちづくりの実現に向けて、引き続き家読（うちどく）を推進し、家族のコミュニケーションを図り、絆を深めるとともに、家庭という枠を超え、読書の楽しさを発信し合い、人と人が共有できる機会を設けることで、あらゆる人が本を介して交流し、世代や地域間のつながりを作ることが大切であり、読書の楽しさや自らの読書体験を伝える力を養成し、あらゆる人が自主的に共有できるきっかけとなる事業の実施が欠かせません。地域と人、人と人がつながることでもたらされる力を、将来的には区内の事業者や各種団体と協働し、読書の楽しさや経験を伝え合い、豊かな心を育むまちづくりにつなげていくことが肝要です。

<本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと思う割合>

未就学児の保護者	小学生の保護者	中学2年生の保護者	高校2年生
76.1%	70.6%	63.2%	46.4%

第3章 荒川区読書活動推進プランの展開

第3章

荒川区読書活動推進プランの展開

第1節 基本目標および施策の体系

1 基本目標

**地域が一体となって読書活動を推進し、
誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり**

本プランでは、読書のまち条例の理念や取組の実現に向け「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を基本目標とします。

目標の実現のため、本プランに、読書のまち条例に掲げる区民が心豊かで実りのある人生を送ることのできる読書のまちづくりと、荒川区子ども読書活動推進計画における子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むという二つの目的を持たせ、これまでの課題を解決しながら、両者の関連性や「読書を愛するまち・あらかわ」の将来像を見据えて各施策を実行していきます。

なお、本プランにおける「読書」の定義を「豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うもの（読書のまち条例第3条）」とします。

「読書」でのまちづくりを実現するために、地域が一体となって、誰もが生涯にわたって読書に親しみ、学ぶことを推進します。本プランに基づき、長期的な観点を持ち、区立図書館や学校が中心となって推し進めてきた読書のまちづくりを、将来的には区に関係する人、一人ひとりが自ら行えるような展開を目指していきます。

また、本プランを具体的にイメージさせ、様々な場面で活用できるスローガンとして「いつでも どこでも だれでも 読書に親しみ わかちあう」を設定し、より多くの人を読書活動に関われるよう取り組みます。スローガンの各キーワードである「いつでも」は、生涯のあらゆる場面で読書に親しめることを「どこでも」は、街のあちらこちらで、本に出会い、本を読める環境を整備し、暮らしの中に読書が根差すことを「だれでも」は、本を読むことに困難のある人も含めたすべての人が読書できることを「わかちあう」は、個人の体験である読書を誰かと共有・共感し取り交わすことや、読書活動を協働することで、地域と人、人と人をつなぐことを表し、読書のまちづくりにつなげることを目指します。なお、スローガンについての詳細は、本プランの第4章に記載しています。

2 本プランにおける施策の体系

本プランでは、第2章第2節の課題を踏まえ「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を実現するために、以下の三つの施策の柱を掲げます。さらに、課題を本プランに対応させることで、課題の解消につなげるとともに、読書のまち条例の具現化を目的とした本プランの推進力を高めることとしました。広い視野と長期的な視点で各課題に対する施策の柱を設け、各施策は単体で効果を発揮するだけでなく、重層的に取り組むことで、それぞれの内容や成果が相互に作用し、影響を及ぼし合うことをねらいとしました。

主要な課題	対応する主な施策の柱
(1) 図書資料の充実および区民等に向けた取組	柱1 読書環境の整備および充実
(2) 不読率の低減	柱2 全世代の読書啓発および体験の充実
(3) 地域全体での読書活動	柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進
(4) 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成	

それぞれの施策の柱は、対象ごと、もしくは区立図書館や学校（学校図書館を含む）等の実施主体別ではなく、環境整備等の取組別とし、区読書活動を全体的に捉え、つながりを持たせることに留意しました。行政機関と区内事業者等を含む区民等が主体となり施策を実行していくことで、豊かな心を育むまちづくりを推進していきます。

施策の柱1

読書環境の整備および充実

～いつでもどこでも、誰もがのびのびと読書に親しめる環境を整備します～

施策の柱2

全世代の読書啓発および体験の充実

～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、

読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～

施策の柱3

地域を読書でつなぐ取組の推進

～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、

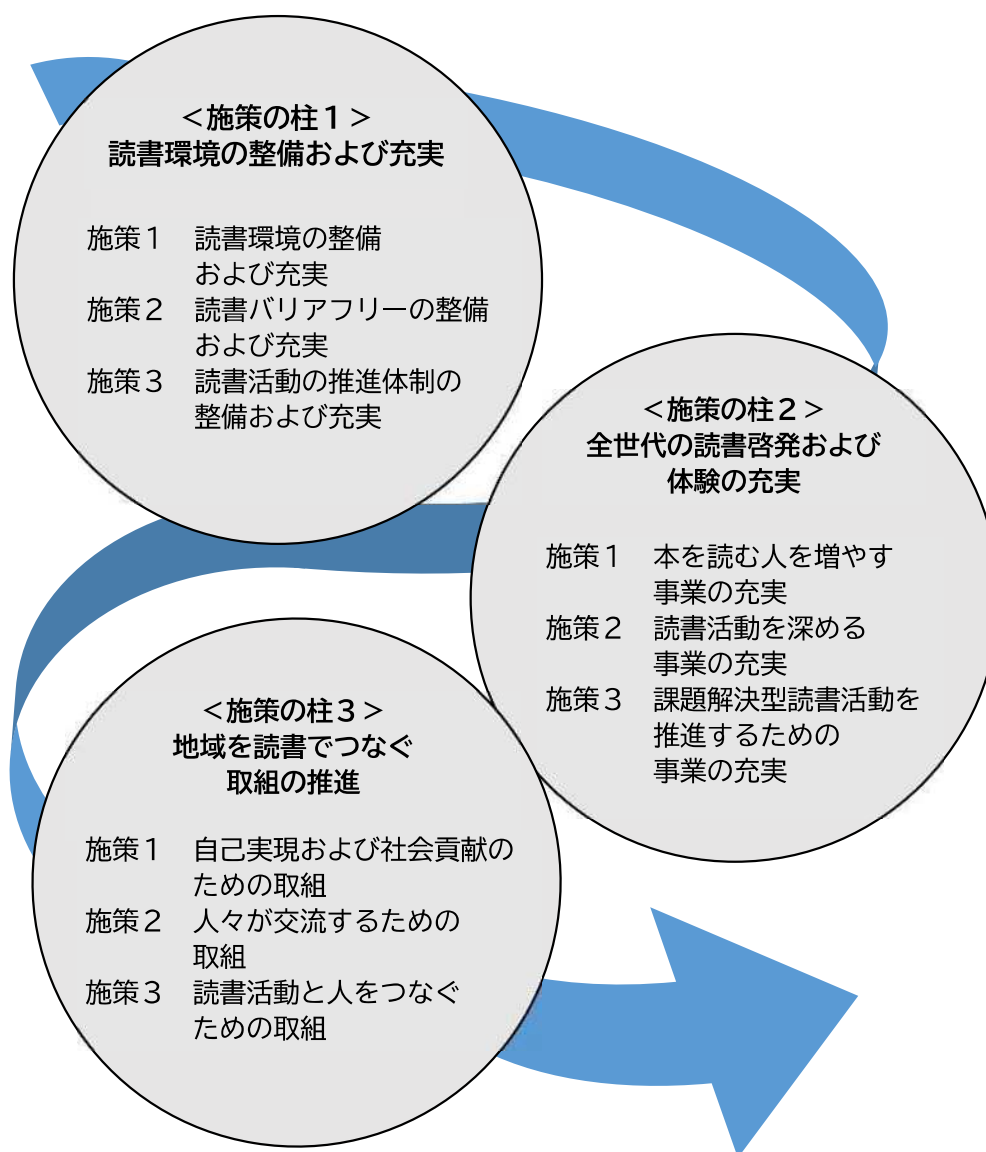
生き生きと活躍できるまちをつくれます～

第2節 施策について

1 施策体系図

本プランの施策における実施主体は、以下のとおりです。

- ・図書館（荒川区立図書館および図書サービスステーション）
- ・学校等（読書のまち条例第2条（3）幼稚園、保育所等（4）学校等）
- ・区民・事業者等
（読書のまち条例第2条（1）区民等（2）事業者・荒川区役所以外の官公庁）
- ・その他（荒川区役所（図書館および学校等を除く。））



<施策の柱1> 読書環境の整備および充実 ～いつでもどこでも、誰もがのびのびと 読書に親しめる環境を整備します～	重点	実施主体				
		図書館	学校等	事業者等 区民・その他	その他	
施策1 読書環境の整備および充実						
1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備						
(1) 区立図書館資料の収集と充実		○				
(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進	○	○				
(3) 区立図書館のアクセシビリティ向上とサードプレイス化の推進		○				
(4) 区立図書館資料の図書館以外での活用による読書環境の整備		○	○	○	○	○
2 生涯にわたる読書習慣を身に付けられる環境の整備						
(1) 児童施設等の読書環境の整備		○	○	○	○	○
(2) 学校図書館の蔵書の整備	○	○	○			
(3) 学校図書館の活用			○			
(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実		○				
(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備	○	○				
(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進	○	○	○			
(7) 学校図書館と区立図書館の連携		○	○			
施策2 読書バリアフリーの整備および充実						
1 読書に困難のある人への取組						
(1) 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した取組の充実		○				
(2) 学校図書館と区立図書館の連携による障がいのある子どもに対する取組の充実		○	○			
(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施	○	○				○
(4) 障がいのある人への取組を強化するための研修等の実施		○	○	○	○	○
2 日本語を母語としない人への取組						
(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実		○				
(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語図書の収集と整備		○	○			
施策3 読書活動の推進体制の整備および充実						
1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成						
(1) 区立図書館の積極的な活用を促す取組		○				○
(2) 宣言および読書のまち条例の周知による読書に対する関心の醸成	○	○	○			○

<施策の柱2> 全世代の読書啓発および体験の充実 ～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、 読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～	重点	実施主体				
		図書館	学校等	事業者等	区民・その他	その他
施策1 本を読む人を増やす事業の充実						
1 大人を対象とした読書啓発						
(1) 読書の効果や魅力を実感できる事業の実施		○				○
2 子どもや若者を対象とした読書啓発						
(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実		○		○		○
(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に立った読書活動の推進	○	○	○	○		○
(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実			○			
(4) 不読率低減に向けた取組の強化	○	○	○	○		○
3 全世代を対象とした読書啓発						
(1) 本を読まない読書機会の提供	○	○		○		○
施策2 読書活動を深める事業の充実						
1 大人の読書活動に関する事業						
(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援		○				
2 子どもや若者の読書活動に関する事業						
(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、心と知的好奇心を満たす読書活動の支援		○	○			○
(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援		○	○			○
(3) 学校における読書活動の支援および指導			○			
(4) 学校図書館および区立図書館における子どもの個別最適な読書機会の提供	○	○	○			
3 全世代の読書活動に関する事業						
(1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援	○	○				
施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実						
1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業						
(1) 荒川区に関連する地域資料と調査支援の充実	○	○				○
(2) ビジネス支援サービスの充実		○		○		○
(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実		○				
2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業						
(1) 学校図書館を活用した授業におけるプレゼンテーション能力の育成			○			
(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施		○	○			
(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした文献調査方法の案内の充実	○	○				

＜施策の柱3＞ 地域を読書でつなぐ取組の推進 ～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、 生き生きと活躍できるまちをつくります～	重点	実施主体				
		図書館	学校等	事業者等	区民・その他	その他
施策1 自己実現および社会貢献のための取組						
1 ボランティア活動と協働に関する取組						
(1) 区立図書館のボランティアの育成	○	○		○		
(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充		○		○		○
(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施			○	○		
2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組						
(1) あらかわ街なか図書館を地域資源として活用した取組の推進		○		○		○
(2) 地元書店との協働事業の実施		○		○		○
(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充		○		○		○
3 地域全体で行う読書活動に関する取組						
(1) 読書を地域に循環させる取組の推進		○	○	○		○
(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施	○	○		○		
施策2 人々が交流するための取組						
1 読書体験を共有し分かち合うための取組						
(1) 読書体験を分かち合い、人と人がつながるイベントの開催	○	○				
(2) 子どもや若者同士がつながり、読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催		○				
(3) 本を読む力・味わう力、読書体験を深める力・共有する力の養成		○				○
施策3 読書活動と人をつなぐための取組						
1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組						
(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ	○	○				○
2 区内外に読書のまちを発信するための取組						
(1) 読書を愛するまちの文字・活字文化の推進によるシティプロモーションの一層の取組	○	○	○			○

2 施策内容

スローガンの言葉一つひとつがどの施策に関連するかは、件名の下のラインの色、およびスローガンの頭文字でそれぞれ表現しています。

施策の柱1 読書環境の整備および充実

～いつでもどこでも、誰もがのびのびと読書に親しめる環境を整備します～

施策1 読書環境の整備および充実

1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備

(1) 区立図書館資料の収集と充実



一般の利用者を対象とした図書については、学びと楽しみを得られ、より一層、読書に親しみが持てる資料を収集し、すでに所蔵している資料と組み合わせることでより完成度の高い蔵書となるよう整備します。

日常生活を送る上での問題解決に役立ち、興味関心を満たす知識や教養に関する資料を充実します。少子高齢化の急速な進展等により成熟期を迎えた地域社会では、地域参加の促進や生涯学習のさらなる充実が課題となっています。大規模かつ体系的・網羅的な蔵書を整備し充実した読書活動を支援することで、多種多様となっている個人のニーズや興味関心の選択肢に応えられるように努めます。

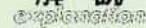
また、学習活動や調査研究、地域活動への参加を支援し、地域文化の継承や発展に貢献する郷土の歴史・文化・民俗・産業等に関する資料、吉村昭氏の関連資料、俳句のまち関連資料、えほん館を構成する資料等、独自のコレクションを一層強化します。

インターネットやSNSの進展、情報通信技術の高度化によって、情報の収集や交換の方法が多様に変化しています。その中でも本は、著者や出版者等が表記され、発行されるまでの間に様々な過程を経て完成します。また、特定のテーマについてまとめられ体系化された情報が入手可能です。このような特性を持つ本での読書を支えるべく、さらなる図書館資料の充実に取り組んでいきます。

収集に当たっては、毎週中央図書館で開催する合同選択会議において、区立図書館全体の活動の根幹をなす重要な業務として区立図書館職員が選定を行います。

また、各区立図書館が分野ごとに分担して収集する「特色ある図書館づくり」を推進することで、図書館全体の効率化や蔵書の多角化を図り、さらに地域ごとのニーズを加味しながら特色ある事業展開へとつなげます。図書館の蔵書整備は、あらゆる図書館サービスの基盤になり、区の読書活動を支えるものであるため、より広範な資料を効率的に収集・保存するとともに、多様なニーズに対応できる区立図書館運営を行います。

解 説



区立図書館資料の収集と地域に根差した「特色ある図書館づくり」

区立図書館の資料には、書籍・雑誌・新聞等の印刷資料、CD・DVD等の視聴覚資料、オンラインで使用可能な商用データベース・電子書籍・電子雑誌等があります。中央図書館では、生活実用を目的としたものから、区民の調査研究に必要な専門的な図書に至るまで、体系的・網羅的に資料の収集を行っています。地域図書館では、日常的な利用頻度が高い一般書や、専門分野の入口となる資料の収集を行っています。加えて、各館において、利用者像や地域の特色を踏まえた資料の収集と独自の取組を実施しています。資料の選定は区立図書館職員が行い、合同選択会議では、新刊図書の現物を全館の担当者と選定しています。この集中選書・集中発注分の書籍は、地元の書店組合を通じて購入しています。また、必要に応じて専門・大型書店での現物選定や古書店での購入も実施しています。

(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進



求める本や情報に、より早く的確にたどり着き、読書や調査研究がしやすい環境整備のために区立図書館システムを充実します。図書館システムは、資料の受入・貸出し・返却・蔵書検索・利用者管理等の運営全般を効率化し、ホームページをはじめとする様々な利用者サービスを向上させるためのコンピュータシステムです。安定した運用を確保し、利用者が安心・快適に使用できるシステムを導入することで使いやすく、効果的な機能を保持するだけでなく、新たな興味関心につながる機能を付加します。

デジタル技術の革新に伴い、紙書籍と同時に電子書籍等の提供による資料の多様化を進めるために「荒川区電子図書館サービス」を実施していくとともに、来館せずに区立図書館の利用カードの申請や、利用カードをスマートフォン上に表示することを可能にするなど、セキュリティ対策をしっかりと行った上で、デジタル技術を活用した図書館サービスの拡充に向けて取り組んでいきます。

(3) 区立図書館のアクセシビリティ向上とサードプレイス化の推進 とだ

あらゆる人が読書に親しめる体制を整えるために、区立図書館の環境を整備します。貸出し返却カウンターへ聴覚や言語に障がいがある人が、意思表示をするために指差しでコミュニケーションを取れるシートの導入や、より多くの人にわかりやすく伝えるために「やさしい日本語」の積極的な使用等の検討を行います。バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、多言語化の推進に可能な限り配慮し、区立図書館のアクセシビリティの向上を図ります。また、自宅等とは異なる、自分にとって心地のよい時間を過ごせる第3の場所「サードプレイス」としての環境整備にも努め、豊かな心を育む読書のまちづくりの身近な拠点づくりを行います。

各地域図書館においては「地域文化の交流・発信拠点」として魅力ある施設空間・環境を実現できるよう努めます。施設の改修等を行う際には、各図書館の状況に合わせて、滞在快適性の向上を目指すことを検討し、地域の人が集まり、人と人が交流しやすい環境を整備していきます。

とりわけ、南千住図書館では、併設する荒川ふるさと文化館と合わせて大規模改修工事を行うこととしており、その中で、閲覧席の増設やバリアフリー対応を充実させるなど、多くの方がさらに快適に過ごすことができる環境を整備するとともに、地域の交流を促す拠点としての機能拡張を図ります。



< サードプレイスとフォースプレイスって? >

近年、公立図書館では、地域の人々が交流できることや関係性を育む機能が期待され、人間関係における信頼や協力の絆をつくり、社会の「つながり」を生み出すことが重視されています。図書館がその役割を果たすことで、地域の問題を解決するための協力関係を生み出したり、新たな拠り所になったりする効果がある場所と考えられています。

生涯学習に代表される教育機会の提供、知る自由の保障等とともに、人々の「つながり」そのものを資本と捉える社会関係資本の形成においても、図書館は重要な役割を担っており、そうした地域の人々が交流できる環境や場所となり得る場を整備することの必要性が、年々高まっています。

サードプレイスとは

第1の場所（ファーストプレイス）である自宅、第2の場所（セカンドプレイス）である学校や職場等とは別に、リラックスして過ごせる居心地の良い空間「第3の場所」を表します。

例えば、注目されているサードプレイスでの読書活動では、屋外で花の匂いや風を感じながら本を読む、図書館等の落ち着いた環境で読むなど、非日常を味わい、日々のストレスから解放されることで、心が満たされる効果があるとされています。また、その場に居合わせた人と交流することによって、孤立感を和らげることも目的とされています。さらに、子どもにとっての第3の場所には、安心安全な環境を用意することも重要視されています。

フォースプレイスとは

フォースプレイスは、サードプレイスをさらに発展させた「第4の場所」です。福祉の分野では、社会包摂の場としての必要性が高まりつつあり、同じ問題等を共有する人たちが交流し、互いに助け合いながら解決すること等が、成功事例として挙げられています。

まだ明確な定義はありませんが、サードプレイスの交流をもっと進展させた場で、より強いつながりと、その中で派生する活動から新たな気づきや経験を得ることがフォースプレイスの持つ力だとされています。

本プランでは、読書を「人生を充実させる上で大切な役割を担うもの」と定義し、あらゆる世代の人々が地域一体となって読書活動を行い「豊かな心を育む読書のまちづくり」を推進しています。フォースプレイスの概念や力と、読書を通じて興味関心や身近な課題を解決する行為は近い性質を持っていると考えています。

(4) 区立図書館資料の

図書館以外での活用による読書環境の整備



暮らしの中に身近な読書環境を整備し、本や読書に親しめる機会や場所を増やし、活発な読書活動を推進するために、図書館以外にも地域における読書環境を整備します。将来像である「地域一体となった読書環境整備」を視野に、まずは区立図書館の資料を活用した整備に力を注ぎ、一般団体や区立乳幼児・児童施設等へ貸し出す「団体貸出しサービス」の拡充により、地域の中で、気軽に読書を楽しみ、本を通じた交流ができる場の増加を図ります。

また、リサイクル図書を活用し「あらかわ街なか図書館」での使用や、地域のまつりやイベント等での配布・頒布を行います。

2 生涯にわたる読書習慣を身に付けられる環境の整備

(1) 児童施設等の読書環境の整備



本を通じて、保護者や地域と触れ合うことで、乳幼児期に読書の楽しさを伝え、生涯にわたる読書習慣の基礎づくりにつなげます。また、本を介したコミュニケーションの魅力と、本に触れ合う体験を提供することにより、乳幼児の読書活動を支援します。

すべての子どもがより多くの本に親しみ、楽しい読書ができるように、幼稚園・保育園、ひろば館・ふれあい館、子育て交流サロンにおける読書環境の充実を図ります。

各施設において蔵書の整備と読み聞かせを実施するとともに、保育園では絵本に関する園内研修の実施や区立図書館のおはなし会に参加して職員の専門性を高めるなど、子どもの読書環境整備を推進します。

ひろば館・ふれあい館、子育て交流サロンといった子どもに身近な施設では、読書のコーナーを設置し、本に親しむ機会と読書を通じて保護者にとっても子育てを楽しむ環境を提供します。

区立図書館は絵本等の貸出しのほか、幼稚園・保育園を含む乳幼児・児童施設と連携し、乳幼児の読書活動を支援します。

子どもの生活圏の各所で本に触れる機会が増えるよう工夫し、楽しい読書環境を整備し、生涯を通じて言葉を学び、考える力を身に付け、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を切り拓いていく力を育む取組を実施します。

保育園の読書環境の様子

解 説
Explanation



乳幼児の読書環境の整備には、本の用意と読み聞かせが含まれます。



0歳児への読み聞かせ



2歳児への読み聞かせ



5歳児への読み聞かせ



< 乳幼児とのコミュニケーションツールとしての
本の魅力とは？ >

乳幼児期の子どもへの本（絵本）の読み聞かせは、とても重要だとされています。生涯にわたる読書習慣の基礎づくりとしての大切さはもちろん、本をコミュニケーションの道具の一つとして捉え、子どもとの触れ合いに生かすことの可能性は非常に大きいと言われています。

コミュニケーションツールとしての本の魅力は、第一に、絵本を読み聞かせするときにあります。テレビやインターネットの動画の鑑賞とは違い、本は読み手と聞き手が直接触れ合うことができます。子どもにとって、本を読んでくれる人は自分のために一緒に過ごしてくれ、自分のためだけに時間を用意してくれていることになり、触れ合いと共に大切な時間を与えてくれています。

第二に、1冊絵本があれば、自然にコミュニケーションがとれます。子どもに何と声かけをしたらよいか分からないとき、本の絵を指して会話することができます。また、どう遊べばよいか分からないときには、絵やおはなしに合わせて真似をして楽しむこともできます。

第三に、本は子ども自身のコミュニケーションを育みます。自らの実体験を本の中で追体験できることや、本で読んだことを新たに体験できるといった、無限の可能性を持つ子どもの経験を豊かにし、そこで得た感情が成長を促してくれます。

「読書を愛するまち・あらかわ」宣言では、生涯にわたる読書習慣の礎の段階で、本を介したコミュニケーションを通じて育んだ磨かれた感性や豊かな想像力は、人生を自ら切り拓いていくことを示しています。

(2) ① 学校図書館の蔵書整備と学校間における図書の相互利用



学校図書館の蔵書について、学校図書館図書標準を引き続き達成していくことにより、学校内でのより良い読書環境の整備を図ります。学校図書館の運営が円滑に行われるよう、蔵書の管理や子どもへの貸出しに関するデータを活用して、蔵書に関する分析を行います。また、学校間における図書の貸し借りができる体制を整え、学校図書館の活用を推進します。

< 学校図書館図書標準って? >



学校図書館図書標準は、平成5（1993）年3月に、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたものです。校種および学級数に応じて、標準となる蔵書冊数は異なり、すべての学校図書館が子どもにとって十分な蔵書を確保し、読書活動や学習活動を充実させることを目的としています。学校図書館法に基づき、学校図書館が教育課程の展開に不可欠な施設として機能するための一つの目安とされています。

蔵書の目標冊数は、例えば、小学校では「6,000冊 + 児童数1人につき10冊」とされており、中学校では「8,000冊 + 生徒数1人につき10冊」といった具体的な数値が示されています。

< 小学校 >

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

例) 小学校で18学級の場合……10,360冊

< 中学校 >

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

中学校で15学級の場合……12,160冊

区では、平成18（2006）年3月に「荒川区学校図書館活性化計画」を策定し、平成18（2006）年度に全校で学校図書館図書標準100%以上を達成しました。令和6（2024）年度末現在、小学校で170.6%、中学校145.5%となっています。

(2) ② 多様な子どもに応える学校図書館資料の整備

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針である「多様な子どもたちの読書機会の確保」を念頭に、豊かな読書経験の機会を充実していくために、特定分野に特異な才能のある子どもを含む、多様な子どもの知的活動を増進し、様々な興味関心に応える魅力的な資料の整備をします。

(2) ③ 学校図書館の蔵書管理・検索システムの整備

各校連携型の蔵書管理・検索システムの整備および活用を行います。システムを利活用することで、学校間の横断検索を可能にし、自校にない本を他校にある蔵書から選び、授業等で使用するなど、区内全公立学校が一体となった学校図書館の活用を図ります。

あわせて、学校図書館支援室と各学校の学校司書において共通のコミュニケーションツールを使用した情報交換や共有を行い、学校間連携業務の整備も推進します。

(3) ① 教育課程に基づく学校図書館の活用

各校で定めた教育課程を確実に実施するために学校図書館を計画的に利用し、学校図書館資料を使って授業を行うなど、全教科・領域にわたって教科横断的に活用を推進することにより、子どもの思考力、判断力、表現力等の育成と指導者の授業力向上を図ります。

学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校の教育活動全般を支えるものであるという位置づけのもと、蔵書が充実した学校図書館を学習活動に生かしてもらうための活用方法の習得を行います。学校ごとに特色のある学校図書館行事を計画的に実施し、定着と促進を図ります。また、授業で活用しやすい学校図書館となるよう書棚の整備等、環境づくりを進めます。



学校の特色が見える学校図書館行事

解 説

EXPLANATION

「読書センター」「学習センター」「情報センター」

学校図書館法により、学校図書館は「教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するための施設」であり、『学習指導要領解説 総則編』に記載されている上記の三つの機能を持ち、これらが相互に連携し、補完し合うことで、学校の教育活動全体を支えています。

例えば、ある課題について深く探究する際、まず学習センターの機能として課題を設定し、情報の収集の計画を立て、自ら解決の方法を考えます。次に情報センターとして図書およびオンラインデータベースやインターネット等を利用し、目的に合った情報を入手して情報の収集・選択・活用能力を育成します。その過程では、日頃読書センターの機能で培われた読解力が基盤となります。このように学校図書館は、子どもの知的好奇心を満たし、学習を深め、情報社会で活躍するための土台を築く、学校を中心となっています。

また、これらの機能を最大限に発揮するため、単なる本の保管庫ではなく、学習スペース、交流スペース、情報発信の拠点として、日々実践しています。

(3) ② 学校図書館の運営体制の強化



授業での学校図書館活用を積極的に進めるために、司書教諭・学級担任・教科担当教員と学校司書とが協働することにより、多様な資料を活用した授業内容の充実を図り、子どもの学習活動を支援します。

学校図書館長（学校長）の経営方針のもと、全教職員に計画的・組織的・継続的な活用を働きかけるには、学校図書館活用年間指導計画を基に司書教諭と学校司書による綿密な打ち合わせが必要です。区では週2時間を確保し、打ち合わせだけでなく、時には活用授業の支援に入ることもあります。

学校図書館には、全学年・全教科の教科書と「年間指導計画」が常備されていますので、学校司書は教員と授業の狙いに沿った図書館資料等の準備を進めることができます。

(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実

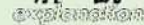


子どもの興味や関心・好奇心を満たし、豊かな心の成長を育むため、創造性や想像力に富んだ資料を収集します。また、子どもを取り巻く環境を書いたものや発達の段階に応じた資料を収集し、子どもの視点に立ったサービスのさらなる充実を図ります。新たに収集した資料とすでに所蔵している資料を組み合わせ、学びと楽しみを得られ、読書に親しみが持てる蔵書を整備し、それを子どもたちが活用し、主体的に課題を解決できる環境を整えます。

中学生から高校生までにに向けた資料の収集と充実については、これまで積極的に実施してきました。しかし、1か月に本を1冊も読まない人の割合である不読率は、未だ高い状態が続く、第2章の読書活動を取り巻く課題で述べたとおり、特に高校生では過半数が本を読まないという傾向にあります。10代の子どもたちの意見を反映させた資料収集を行い、楽しみと知識・教養、課題解決への効果を実感させ、読書に一層興味を持てるようにします。

子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を反映することを目的に「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」が議論をしながら本を選び、それを参考に区立図書館職員が購入を決める本の選定会や、不読率の低減のための事業や取組の企画立案への参加等による、主体的な読書活動を積極的に推進します。また、本を使って調べ、その結果をまとめる方法を学ぶ「文献調査方法」を案内することを通じてニーズを把握し、探究的な読書活動の支援に役立つ資料の収集と充実を積極的に推進します。

解 説



子ども司書

小学3年生以上を対象とした「子ども司書養成講座」（全7回程度）を修了した参加者で、地域や学校での読書活動を推進していくリーダーを指します。

講座では、司書（図書館職員）の仕事を体験し、図書館の業務や事業を学びます。どのようにして地域の読書が支えられ、読書活動が推進されているかを体感できるプログラムです。子どもにとって、読書により親しめ、楽しむことができると好評です。

ティーンズスタッフ

中学生以上の10代が自主的に参加し、月に1回活動を行います。毎年募集を行い、その年に集まったメンバーで活動内容を決定します。年によって自分の読書体験を深める内容や、同年代もしくは小学生等の読書活動を推進するための企画内容となるなど、自主的に事業が運営されます。不読率の高いティーンズ世代の視点を取り入れ、図書館をより身近で魅力的な利用しやすい場所にする目的もあります。



子ども司書による本の選定会



ティーズスタッフミーティング

(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備



乳幼児や障がいのある子どもの視点に立った環境整備を推進するとともに、気軽に利用できるスペースを設置するなど、場の提供にも努めます。中学生・高校生には個人で勉強できるスペースや一緒に勉強し語り合える場所を提供し、居心地のよい環境整備に努めます。

また、不登校や引きこもり等、様々な理由で読書機会が少なくならざるを得ない子どもにとっても、図書館を「サードプレイス」として認識し利用できるように努めていきます。貸出し返却カウンターを介さずに貸出しが可能で、プライバシー保護に効果のある自動貸出機の継続運用や閲覧スペース等、利用しやすい環境づくりを行います。

読書を通じてあらゆる子どもの豊かな心を育むため、区立図書館が安心かつ充実した心地よい空間になるだけでなく、新たな知識や人との出会いを創出できる場として寄り添い、生涯にわたる読書活動のパートナーとして存在することを目指します。

(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進



学校図書館では、タブレットPCと図書館資料を活用・併用した授業を行い、優れた研究や実践例を広めます。また、タブレットPCに電子書籍をダウンロードして活用することの有効性や課題を検証します。

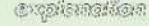
学校図書館の役割である「情報活用能力・課題解決能力」を育成し、個別最適な学びを保障しながら、主体的に学び続ける子どもの資質・能力の育成に努めます。情報を適切かつ主体的・探究的に活用できる情報活用能力を育成するために、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付け、自らの目的（学び）やタイミングに応じ、学校図書館やタブレットPC等のメディアを十分に活用した情報の収集や取捨選択、情報のまとめ方や発表等の情報活用

を子どもが日常的に行える環境整備の検討を図ります。司書教諭（学校図書館担当者）が中心となって「読む力」と「情報活用能力」の育成に関して教科間のカリキュラム・マネジメントを提案し、どの学年のどの単元でどのような情報活用能力を育成するのか、利用する子どもにとって「紙」と「デジタル」がどのように確かな学びとなるかを発達段階に応じて検討します。

区立図書館では、図書館システムを活用した資料検索や関連資料の紹介といったデジタル技術を用いた読書機会の拡大や「荒川区電子図書館サービス」においてパソコン・タブレット等で読める電子資料（電子書籍）の貸出しを行います。なお「荒川区電子図書館サービス」では、個々の発達の段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択する環境を提供することで、紙の本と電子書籍の両方を情報源として柔軟に選択できるように努め、生涯にわたる情報活用および課題解決の能力を育成します。また、文字の拡大や背景色の変更等が可能な電子書籍の拡張機能を使い、それぞれの子どもに適した読書方法を取得するなど、デジタル社会に対応した読書環境を活用し利便性を高めると同時に、従来の紙の本による読書に困難がある子どもが読書しやすい環境の整備に努めます。

なお、デジタル社会に対応した読書環境の整備は、GIGAスクール構想等の進展やデジタル田園都市国家構想も踏まえながら、学校図書館と区立図書館が連携して行います。それぞれが持つ役割や目標を共有し、情報交換を積極的に行い実施します。

解 説


「情報活用能力・課題解決能力」の育成と個別最適な学びの保障

情報活用能力と課題解決能力は、知識を「覚える」ことから「活用する」ことへと学習の焦点を移行させ、この「活用」を可能にするために、一人ひとりの個性や習熟度に応じた「個別最適な学び」が不可欠となります。

学習指導要領では、子どもたちが自ら学び、考え、社会で活躍するためのツールと環境を提供することを目指しており、知識偏重の硬直的な教育から脱却し、予測不能な未来を柔軟にたくましく生き抜くための「生きる力」を育むことが期待されています。

電子書籍の拡張機能

電子書籍には、文字の拡大、背景色の変更、マーカー・しおりの設定、テキストを合成音声で読み上げるなど、デジタル特有の機能を使用できるものがあります。例えば、文字の認識が難しい子どもが、音声読み上げ機能やハイライト機能を使用することで、読書の補助が可能となります。

「GIGAスクール構想」

文部科学省が平成31（2019）年から進めている、全国の子ども一人ひとりにコンピュータ端末と高速ネットワーク環境を整備する取り組みです。

「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で「すべての子どもたちに、グローバルで革新的な扉を」という意味が込められています。この構想は、デジタルを活用した新しい教育のあり方を目指し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目的としています。

区では平成26（2014）年度より全国に先駆け、学校全校のタブレットPCの1人1台体制を整備するとともに、各学級の電子黒板の設置、通信速度の改善等、学校におけるICTの教育環境を整備しています。



(7) 学校図書館と区立図書館の連携



「荒川区読書活動推進プラン」と「子ども読書活動推進計画」の実現に向けて、その中心となる区立図書館職員と学校図書館の学校司書との間で情報交換等を行うための相互連絡会を開催します。また、各学校の学校図書館便りを区立図書館にも共有するなど、連携を図ります。

区立図書館は学校に対し、学校図書館および教室で利用する資料の提供や、授業で活用する図書の団体貸出しを行います。要望に応じて、区立小・中学校の各クラスに1か月間資料を貸し出し、資料の配送と回収は区立図書館が用意する配本車でを行います。

また、読書活動をより一層推進するため、区立図書館職員が学校を訪問して行う「ブックトーク」等の事業を積極的に実施します。ブックトークは、テーマに沿って複数の本を紹介し、自分では手に取らない本や知らない本、新たな本との出会いの場を設け、学びと楽しみや、読書への親しみを醸成する事業です。また、新小学1年生を対象に、図書館の本の魅力や蔵書の豊富さ、おはなし会等のサービス、さらには担当となる区立図書館職員の紹介を行う、利用啓発事業を実施します。子どもが学校図書館と区立図書館の両方に親しみをもち、安心して利用できるようにすることで、充実した読書活動が進められる環境をつくります。



区立図書館職員による小学校でのブックトーク

施策2 読書バリアフリーの整備および充実

1 読書に困難のある人への取組

(1) ① 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した資料の収集とサービスの充実

い と た

区立図書館では、誰もが生涯にわたって読書に親しみ、学ぶことを推進するため、本を読むことに困難のある人に配慮した取組を実施します。

視覚に障がいがある人には、デジタル録音図書「デージー図書」および読み上げや拡大等を可能とする電子書籍が読める「視覚障がい者専用の電子図書館サービス」を提供します。また「対面音訳サービス」や拡大読書器・音声読み上げ器・リーディングトラッカー等、本を読む際の手助けとなる機器の整備と充実を図ります。

知的障がいや学習障がいのある人には「LLブック」「マルチメディアデージー」等の読みやすい本を、積極的に収集・提供します。

また、障がいのある人だけでなく、本を読むことに対する障壁を取り除くための支援を充実します。高齢等の理由から文字が読みづらい人や視力の弱い人が読みやすい「大活字本」や、仕事や子育て・介護等で日中に読書の時間を確保することが困難な人が、場所や時間にとらわれず利用できる「荒川区電子図書館サービス」の提供等を行います。

誰もが1冊でも多くの本を読むことができ、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、利用しやすい形式の本を用意するとともに、本の内容にアクセスしやすいようサービスの充実を図ります。

読書に困難のある人に配慮した資料とサービス等

解 説

デージー図書
(DAISY図書)

視覚障がい等で活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル録音図書で、専用の再生機を使用して読む音声図書です。区立図書館では図書館主催の養成講座を受講したボランティアによる図書の製作も実施しています。
(DAISY: Digital Accessible Information System)



マルチメディアデイジー (マルチメディアDAISY)	パソコン等を使用して読むデジタル図書で、音声と一緒にテキストや画像が表示され、文字サイズ・背景色・音声速度の変更や、どこを読んでいるのかが判別しやすいハイライト機能があります。発達障がい、知的障がい、肢体不自由、視覚障がい等で通常の本を読むことが困難な人や、加齢等により文字が見えにくい人等、誰もが読書を楽しむことができる資料です。
大活字本	視力の弱い人や文字が読みづらい人が読みやすいように、大きな字で書かれた本です。
LLブック	「やさしく読みやすい本」のことで、できるだけ短い文で、難しい漢字は使わず、ふりがなや絵文字があるなど、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本です。 (LL:スウェーデン語の Lättläst (やさしく読める) が語源)
読書支援機器	読書を補助するための道具のことです。 例えば、拡大読書器は、モニターに本を拡大して表示でき、白黒反転による色の変更等が可能です。リーディングトラッカーは、読みたい行以外を隠し、一行に集中することができます。 
対面音訳サービス	対面音訳とは、主に視覚に障がいのある人に対して音読を行うサービスです。区立図書館内で実施し、図書館主催の養成講座を受講した職員もしくはボランティアが音訳者となって実施しています。
代読サービス	知的障がいのある人が希望する本等の言葉を補ったり分かりやすく説明したりしながら代わりに読むサービスです。区立図書館主催の養成講座を受講したボランティアを中心に実施しています。 
視覚障がい者専用 電子図書館サービス	荒川区に在住の「身体障害者手帳(視覚障がい)」のある人が利用できる電子図書館サービスです。小説や実用書等、すべてのコンテンツを自動読み上げし、音声速度や男声女声の種類も選択可能です。貸出し・返却の必要はなく、同時に何人も読めるため「予約」も不要です。

(1) ② 読書に困難のある人への区立図書館の蔵書提供

い と た

荒川区にお住まいの肢体不自由や視覚障がい等のある人を対象に、ご自宅に資料を届ける「宅配」を実施します。

また、新型コロナウイルス感染防止対策等の一環として開始した本の郵送貸出しサービス（郵送料利用者負担）を継続実施し、図書館への来館が困難な人にも利用できるよう実施します。さらに、外出が困難な高齢者施設への「団体貸出し」も行います。

様々な理由で区立図書館への来館が困難な人に蔵書の提供を行います。

(2) ① 学校図書館および区立図書館における

障がいのある子どもに配慮した資料の収集と整備

と た

学校図書館では、障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の拡充と、リーディングトラッカーや拡大読書器等の読書を支援する機器、電子資料等の整備に努めます。

区立図書館では、視覚に障がいのある子どもが読む本「デージー図書」「点字図書」「拡大図書」等や、知的障がいや学習障がいのある子どもが読みやすい本「LLブック」「マルチメディアデージー」等を積極的に収集します。また「荒川区電子図書館サービス」の電子書籍では、音声読み上げ等の拡張機能の特性を活用するなど、障がいのある子どもたちが学びと楽しみが得られ、読書に親しみを持てる読書機会の確保を目指します。

また、様々な障がいのある子どもたちに向けて作製されてきた「布の絵本」については、障がいの有無に関わらず、乳幼児からでも楽しめる、優れた絵本・遊具として、区立図書館で引き続き作製および収集を行います。



学校図書館
LLブック



布の絵本

(2) ② 子どもの読書バリアフリーに向けた学校図書館と 区立図書館の連携事業の実施

とた

障がいがあるために、通常の本を読むことが困難な子どもの読書活動を推進するため、学校図書館と区立図書館の連携による子どもの「読書バリアフリー」を実施します。区立図書館で積極的に収集予定のバリアフリー資料を、一人でも多くの子どもの提供できるようにします。特別支援学級に対する資料提供とともに、区立図書館と学校の両方を会場にした読み聞かせ会およびおはなし会の実施や、案内等により図書館の利用を促進し、読書活動を推進します。また、仕事体験等で区立図書館を活用するなど、連携・協力のもと本と図書館に親しむ事業と環境整備を行います。

特別支援学級と特別支援学校へのアンケート調査の結果を踏まえ、来館しやすい環境の整備と仕事体験についての要望に応えられるよう努めます。また、職場体験等をはじめ、区立図書館職員が館外に出向いて読み聞かせ等を行う出張おはなし会の実施や「荒川区電子図書館サービス」の活用等、様々な方法で読書に親しめる環境を、関係する学校と連携しながら整備していきます。

(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施 た

地域一体となって読書活動を推進するために、障がい者の読書に関する周知活動を実施し、相互理解を深めます。

区立図書館では、有識者等による講座の開催や、図書館で実施する障がい者向けサービスの認知と利用の促進を目的とした展示会や体験会を行います。また、障がいのある人や関係者が利用する、区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）、区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）等でも実施し、障がいの有無に関わらず読書に親しめる環境整備を推進します。



バリアフリー図書の展示

I B B Y（国際児童図書評議会）が選定した
世界のバリアフリー児童図書のコレクションの巡回展示

(4) ① 障がいのある子どもの読書に関する職員研修等の実施

障がいのある子どもが読書に親しめる環境を整備するための知識やスキルを習得するため、子どもの読書に関わる学校司書や区立図書館職員等を対象に研修会等を実施します。読書に関する困難やバリアフリーについて理解を深めることにより、障がいの有無に関わらず、多様な子どもたちが読書を享受でき、読書を通して豊かな心を育むことができる環境整備に努めます。

(4) ② 障がいのある人の読書に関するヒアリング等の実施

区内障がい者団体（荒川区心身障害児者福祉連合会加入団体）や、コミュニティカレッジの障がい者活動団体等から、障がい者の読書に関するヒアリングを行い、現在の状況や要望を把握し、取組につなげます。あわせて、障害者差別解消法や読書バリアフリー法に配慮した障がい者の読書環境整備に関する計画を策定するための体制づくりや内容の検討にも役立てます。

また、障がい者団体等にバリアフリー図書を使用した読書や区立図書館のサービスを案内し、利用を促すとともに課題を見出し、取組につなげるように努めます。

2 日本語を母語としない人への取組**(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実**

日本語が母語でないために通常の資料を利用できない、もしくは利用しにくい外国人に向けての資料提供に努めます。

日常生活や課題解決に役立つ知識や教養に関する資料や興味関心を満たす外国語資料の収集・提供が行えるよう、入手方法の検討と整備を行います。また、最新の情報が取得できる雑誌等については、より多くの言語と種類を提供できるよう電子書籍の導入を検討するなど、学びと楽しみを得られ、読書に親しみが持てるような環境整備に努めます。

(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語図書の収集と整備

日本語を母語としない子どもの読書機会確保のための資料の収集と提供に努めます。

区立図書館では、外国語資料の積極的な収集を行うだけでなく、本を使って、日本の文化や生活習慣を理解することができ、互いの文化を認め合う土壌づくりとして、母国と日本の

地理、文化、歴史等に関する資料の貸出しや、母語で書かれた本を選ぶための蔵書資料リストの提供を行います。また、学校生活や学習に円滑に適應できるきっかけとなる資料を、学校への「団体貸出し」を活用して提供するなど、日本語を母語としない子どもへの資料提供の整備を行います。

施策3 読書活動の推進体制の整備および充実

1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成

(1) 区立図書館活用の積極的な活用を促す取組



誰もが本を無料で借りることができ、豊富な蔵書による多種多様な情報取得が可能な区立図書館サービスを周知するための取組を積極的に実施します。

図書館以外での周知を目的に、区が実施するイベントの来場者に、区立図書館・電子図書館サービスの広報を行います。楽しみながら気軽に健康増進に取り組める健康アプリのポイント取得の場に区立図書館を設定するなど、本に関心のない人を含めた一人でも多くの人に、足を運んでもらうための周知を行います。また、区立図書館では、図書館への興味関心を喚起し、利用および活用促進を図るため、気軽に参加できるツアー形式の図書館案内を実施します。

人生の充実等を目的に、読書を通して知識、教養、コミュニケーション能力等を高める際、区立図書館の資料やイベント・各種事業を利用することの意義を、広く地域に周知して利用を促進します。また、読書だけではない、情報センターとしての役割の周知を積極的に行うことで、図書館の活用を促進します。宣言および読書のまち条例が目標とする「生涯にわたり豊かな心を育むまちづくり」に取り組めます。

(2) 宣言および読書のまち条例の周知による 読書に対する関心の醸成



宣言、読書のまちづくり条例および本プランの一層の周知を行い、区民・事業者、幼稚園・保育園、学校、区職員等地域全体の認知と理解を強化します。特に、本プランについては、少しでも読書に親しんでもらうための計画であることを踏まえて要約版を作成し、周知に役立てます。

ポスター・フライヤー等の啓発ツールを、読書との親和性が高い図書館や学校等だけでなく、各種イベントの会場で配布します。また、区施設や商店街等にPRに有効なのぼり旗を設置するなど、積極的な周知を行い、機運を高めます。

TSマーク取得者、運転免許返納者への図書カード進呈等、読書につながる事業も積極的に実施し、本が身近にある環境を推進します。

施策の柱2 全世代の読書啓発および体験の充実

～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、
読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～

施策1 本を読む人を増やす事業の充実

1 大人を対象とした読書啓発

(1) 読書の効果や魅力を実感できる事業の実施



生涯にわたって読書に親しめるような事業を実施します。

区立図書館では、各図書館および「荒川区電子図書館サービス」において、設定したテーマに沿った様々なジャンルの本を展示します。また、高齢者の地域社会への参加や、より豊かな人生を送るための支援を目指すシニアを対象とした特集コーナーを設けるとともに、高齢者施設での出張おはなし会等の事業を実施します。「認知症月間認知症普及啓発活動」「里親制度普及啓発」「区民安全安心講座」等、区民の関心事に関するイベントや展示を、区立図書館を会場にして実施することで読書活動へとつなげる取組も行います。

吉村昭記念文学館では、融合施設であるゆいの森あらかわを構成する施設として、常設展示や企画展、その他のイベントを通じて、吉村昭氏と関係の深い作家等を紹介し、作家や作品の知識を深め、魅力を発見する機会を提供します。

また、区全体で読書のまち条例の趣旨および本プランを踏まえ、読書の啓発を積極的に行うための事業を実施します。実施に当たっては、読書が趣味やレクリエーションだけでなく、自己の成長や生活の向上に役立つ内容となるよう留意し、さらに世代やライフスタイル等に合わせて提供する方法も検討することで、読書人口の増加と、読書活動の高まりを目指します。例えば、教育・子育て・マナー・介護・健康・芸術文化の推進等に関する講演会やワークショップを実施する際には、できるだけ読書に関連する、もしくは読書につながる講師を選定するなど、魅力的な事業の実施を目指します。既に読書が身近にある人も、本を作る過程や背景、読書活動に対する想いや考えを直接聞くことで、一層の読書活動を喚起し、また、職員は事業を通して新たな着眼点や課題を発見し、見直しや新企画の実施等、一層の充実を図ります。



図書館での里親制度普及啓発



尾久図書館の
シニアコーナー



認知症月間
認知症普及啓発活動

2 子どもや若者を対象とした読書啓発

(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実



読書を好きになるきっかけや本と出会う機会を幼少期から増やし、生涯にわたる読書習慣を培うための魅力的な事業を実施します。

区立図書館では、各図書館および「荒川区電子図書館サービス」で実施する「特集コーナー」や、おはなしや工作を楽しむ「おたのしみ会」の実施等、日常的に子どもが楽しみや喜びを感じ、読書に関心が持て、本に親しめるように支援します。また「子ども読書の日」や夏休み、七夕、クリスマス会等の季節を感じる事業では「体験型おはなし会」や「ワークショップ」等工夫を凝らした事業を実施して一層の読書啓発や体験を行うほか、普段区立図書館を利用していない子どもたちにも読書に親しむ機会を提供します。

また、小学生・中学生の仕事体験や高校生の奉仕活動の受け入れ、社会科学習の一環で行われる「まちたんけん」等のほか「子ども司書養成講座」や「ティーンズスタッフ」事業を実施することで、子どもたちが図書館に親しむことで生まれる読書への関心をより一層醸成し、主体的な読書活動につなげることを目指します。

また、幼稚園・保育園、ひろば館・ふれあい館、子育て交流サロン等の乳幼児・児童施設や、荒川自然公園等の区内の施設、地域の行事等、館外に区立図書館職員が出張して行うおはなし会を開催します。

ゆいの森あらかわ内にある子どもひろばの遊びラウンジおよび学びラウンジでは、中央図書館との融合施設である利点を生かし、子どもたちの楽しい遊びや知的好奇心を満たす学びの先に読書の入り口を設け、読書へと誘導します。乳幼児向けの室内遊びと、子育て世代の交流の場である遊びラウンジにおいて、乳幼児向けに実施している遊びの一つに絵本の読み聞かせを取り入れることや、科学をはじめ様々な分野について学習できる学びラウンジの「ワークショップ」や「体験キット」を通じて、感じた疑問や発見を本で確かめることで、実体験を伴った読書啓発を推進します。

また、区全体で子どもの読書への関心を高めるための事業を実施することで、荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）の推進の一助とします。区施設での「平和に関する絵本の読み聞かせ」「街頭紙芝居」「食品ロス削減事業（区内在住の絵本作家との啓発絵本作成）」やひろば館・ふれあい館における「おはなし会」「参加型読書イベント」等の実施、子育て交流サロンの在宅育児家庭に対する絵本の貸出し等、魅力的な事業を実施します。

様々な手法で実施するおはなし会

解説



本の読み聞かせから遊びへと広がります。

屋外での読み聞かせは非日常的な空間での読書体験と、参加しやすいという気軽さが好評です。



(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に立った読書活動の推進

いどわ

子どもや若者の視点に立った読書活動を推進し、大人では想像しづらい、興味や関心事、悩み等に応えた読書機会の提供を行います。区立図書館や学校図書館が子どもと一緒に、普段本を読まない子どもに対しての読書啓発を積極的に実施します。

区立図書館の「子ども司書」と「ティーンズスタッフ」等の地域の読書活動において活躍する子どもたちが一緒になって、同世代の子どもに向けた「特集コーナー」や読書に親しむためのアイデアを基にした展示等を実施します。展示等については、区立図書館や区内施設等(町屋文化センター・サンパール荒川 ARAKAWA 1-1-1 ギャラリー、ひろば館・ふれあい館、荒川総合スポーツセンター等)で公開します。この取組をきっかけに地域の子どもの

読書活動が推進されるとともに、区と連携・協働する「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」自身の読書活動も充実するように取り組みます。

さらに、学校図書館の図書委員と区立図書館職員等が互いにアイデアを出し合いながら、連携事業を行うなど、子どもと共に行う読書啓発活動を地域の中に広げていきます。図書委員が作成した「POP」や「本の帯」「本のカバー」等を区立図書館で展示し、来館するきっかけと、同世代の子どもがおすすめする本を読む機会をつくり、多様な子どもの意見を反映した読書活動を推進していきます。

事業の実施に当たっては、子どもたちの視点に立ち、意見を反映するだけでなく、子どもたち自身が主体的に関わることができるよう取り組みます。同世代こそその発想や手法を用いて事業を実施することにより、そこで生まれる効果によって、それぞれの読書活動の充実を促します。

「POP」

本と出会い、読むきっかけを作るための本の紹介法の一つです。本の魅力や読みどころを簡潔に伝え、読書意欲を促します。



諏訪台中学校と日暮里図書館のコラボ企画
「諏訪台中学生のおすすめ本 POP展」

(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実

どわ

子どもがいつでも気軽に本に親しみ、読書が好きになるように、季節や学校行事に関連したテーマで本を集めた展示や、POPを掲示するなど、学校図書館の書棚がさらに魅力的なものとなるよう充実を図ります。



(4) 不読率低減に向けた取組の強化

た

第2章の読書活動を取り巻く課題で述べたとおり、子どもは、学年が進むにつれて本を読む冊数が減る傾向にあり、小学生・中学生に比べて高校生の不読率は高い状況が続いています。さらに、大人になっても、多忙なために読書に時間を割けないことや、娯楽の多様化で読書以外の選択肢が増えること等を理由に、本を読む機会が少ない傾向があります。また、国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針においても高校生に向けた取組強化の必要性が指摘されています。

高校生の読書活動を推進するため、主体的に読書に興味関心を持てるような事業を実施します。区立図書館では、中学生・高校生が自ら企画・運営に携わる機会をつくり、子どもの視点や対象世代の意見を反映させることにより、取組を魅力あるものとし、読書率の向上を目指します。実施する事業のポスターやチラシを区内の高等学校に掲示してもらうなど、周知にも努めます。

また、区立図書館を利用する際、高校生が自ら問いを立て、情報を集め、課題を解決していく主体的な学びである探究的な学習が可能となるよう、多様な情報収集が可能となる資料の提供に努めます。図書館の蔵書を活用して、子ども自身が課題を設定し、それを解決するために情報を収集・分析を行い、自ら考えを深めていく学習活動を支えることで、成長後の課題解決能力の養成を支援します。

不読率が高い世代に向けた事業の実施を強化することで、幼少期からの読書活動が一層成熟するとともに、子ども読書活動推進計画に基づく読書活動で身に付いた「人生をより深く生きる力」が発揮できるような取組につなげます。

また、高校生の不読率低減の取組を生涯にわたり読書活動が継続するきっかけとするだけでなく、将来の読書のまちづくりの中心を担う人材の育成へとつなげます。区および団体等が実施する高校生を対象とした事業の中で、本に親しむことができ、読書の恩恵を実感できるような取組を実施します。

3 全世代を対象とした読書啓発

(1) 本を読まない読書機会の提供

いとたわ

本に興味がない・魅力を感じられない、もしくは、読むのが面倒といった理由で、本を読まない人に対し、新たな読書機会「本を読まない読書」を提案・提供します。

実際に本を読まなくても、他者の読書を見聞きすることも読書機会の一つであると位置づけ、区内で生活・活動する人、家族・知り合い等の身近な人が書いた、おすすめの本の感想や紹介文等、他者の読書体験を共有することで得られる「新たな視点」「発想」「価値観」

の交換・交流を大きな魅力とする「本を読まない読書」を読書の重要な要素として定義します。

本が身近でない人に読書の入り口に立つきっかけとして「本を読まない読書」を提供することが、本や読書の関心を高め、今後の人生を充実させ、豊かな心を育む結果となるようにします。また、読書のまち条例を具現化する際に極めて重要となる「読書体験の共有・共感」がもたらす魅力を契機として、最終的には地域への愛着の醸成と読書のまちづくりへ主体的な活動推進へとつながることを目指します。

「本を読まない読書」の機会は、区立図書館を含む区内施設への設置やSNSの使用等、柔軟な発想と方法で試行し、効果的な読書啓発を図ります。また、この事業でもたらされる人と人とのつながりと交わされるコミュニケーションが、将来的には読書のまちづくりの礎となるため、積極的に取り組みます。

解 説 explanation

「本を読まない読書」

⇒「他の人と読書を共有・共感してもたらされる魅力を味わう」機会のアイデア

- ・ 感想文から始まる読書会
- ・ 展示「この1行にグッときた」「読んで、〇〇しました」
- ・ おすすめ本を読んだ子どもが描いた絵と、保護者が子どもに読み聞かせをした時の様子等を記した文章、図書館員による本のおすすめポイントを一緒に展示し、全世代で楽しむ「図書館員からあなたへオーダーメイドBOOKフェア」
(令和4(2022)年度子どもの読書活動推進フォーラム「文部科学大臣賞」受賞事業)

施策2 読書活動を深める事業の充実

1 大人の読書活動に関する事業

(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援



本を読みたいが、何を読んだらよいか分からないという理由で、読書意欲を満たすことができない状況を変えるため、区立図書館職員が様々なジャンルの本を紹介する事業を積極的に実施します。

区立図書館ホームページでは、時節や社会状況等に応じた本の紹介を定期的に行います。指定のオーダーシートに回答することで自分専用のおすすめ本のリストがもらえ、興味関心をより探究できるだけでなく、知らない本との出会いによる潜在的なニーズに気付くことができる「オーダーメイドブックサービス」を積極的に実施し、読書機会の拡大を行います。テーマを設定して展示する「特集コーナー」においては、これまでの取組を発展させ、対象や目的、読書の成果をより想像することができるような読書を提案します。また、自分で好きな本や関心のある本を見つけることができるよう具体的に選ぶ方法を身に付けるための支援も行います。

すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、障がいのある大人の読書活動を推進します。様々な障がいのある人が、それぞれに利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる読書スタイルの提案を行い、読書活動を推進します。

2 子どもや若者の読書活動に関する事業

(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、 心と知的好奇心を満たす読書活動の支援



興味関心事に無限の可能性を持つ子どもに対して、多種多様な本との出会いを創出することにより、新たな知的好奇心を満たし、さらに高める取組を行います。このような取組等を通じて、自分の好きな本や関心のある本を取捨選択することができるよう支援します。

また、子どもの読書に最も身近な存在である保護者に対して、子どもの本の多彩さを伝えるとともに、本を選ぶ際の参考となる情報を提供するなどして、子どもの本と出会う機会を増やし、読書の世界を広げるきっかけにします。

区立図書館職員が読んでほしい本を紹介したパンフレットをマタニティ・乳幼児・小学生・10代といった対象別に作成して、紙での配布に加え、図書館ホームページやSNS等の身近なコンテンツも活用し、より多くの人に届くように発信することで、本を選ぶ楽しさを醸成します。例えば、10代を対象にしたおすすめ本のブックリストは、図書館以外の区の施設での配布や、中学生・高校生や若者を対象としたイベントを実施している区の関係各課と連携し「中高生俳句バトル in あらかわ」や、あらかわ中高生起業家育成ワークショップ実施時に会場で配布します。妊娠中や生まれてくる子どもと一緒に読むのにおすすめの本を掲載した「これから出産を迎える人を対象にした情報誌」については、今後は区内施設や産院等の妊産婦が利用する施設での配布をするなど、積極的な発信に努めます。

また、障がいのある子どもの読書活動推進のため「LLブック」や「マルチメディアデージー」等、それぞれに利用しやすい形式で行える新たな読書スタイルの提案を行います。

(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援



子どもが生まれる前の保護者に向けた「出産を迎える方のための読み聞かせ講習会」等の開催や本のプレゼントとともに読み聞かせの方法を伝える「ブックスタート」と「セカンドブック」事業の実施を通じて、乳幼児期からの読書活動を支援します。家庭における子どもや保護者の読書活動を乳幼児期から支援することで、切れ目のない読書習慣の形成を促します。区で育つ子どものすべてが対象となるよう、ブックスタート・セカンドブック事業は乳幼児の健診事業等とあわせて取り組むことで、一層の充実を図ります。

また、乳幼児期から家庭内に本がある環境を作るだけでなく、家族や身近な人と一緒に本を読み、感想を話し合うことで、コミュニケーションを深める「家読（うちどく）」を推進します。

解 説

読書活動推進課

「ブックスタート」「セカンドブック」事業

ブックスタートは、乳児と保護者に、絵本と一緒に、絵本をひらく楽しい体験を手渡す活動で、区では4か月健診の対象児に実施しています。区立図書館職員と図書館主催の養成講座を受講したボランティアが中心となり実施し、読書支援を行っています。



また、3歳から5歳までは、絵本やおはなしを楽しみ、吸収できる「読み聞かせ黄金期」と呼ばれることから、区では3歳児を対象に絵本を1冊プレゼントするセカンドブック事業を実施しています。子どもと保護者に一緒になって絵本を楽しんでもらい、読書に親しんでもらえるよう、おすすめの絵本リストも手渡しています。

家読（うちどく）

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じて家族の絆をつくる取組のことを言います。一緒に本を読み、感想を共有することで、家庭内でのコミュニケーションが増え、家族の絆を深める効果や、本を読むきっかけづくりとなります。区立図書館では家読におすすめの本を、家読ブックリスト『うちリス』として発行しており、区内の幼稚園や保育園に配付するだけでなく、区立小学校においては、『うちリス』を使用した読書啓発も行っています。



(3) ① 学校司書による授業および読書活動の支援



活動や学習内容に合わせ、必要な図書館資料の準備や、読書をはじめとする学習支援等、教員と相談しながら学校図書館を活用した授業を進めていきます。

子どもだけでなく家庭向けの学校図書館便りを教員と学校司書が協力して発行し、学校図書館からの情報の発信に努めます。

子どもおよび保護者向けの学校図書館便りは、各校とも概ね毎月発行しています。小学校では、低学年の児童が理解できるように、ふりがな付きで平易な表記を心掛けています。

主な内容は、読書活動および読書月間等の取組や学校図書館を利活用した授業実践の紹介です。また、全校での区が推進している「読書を愛するまち・あらかわ」や家読（うちどく）の取組も、様々なところで紹介されています。

さらに、教職員向けの学校図書館便りを定期的に発行している学校もあります。主に、学校図書館の利活用実績や各種コンクールに向けた指導法の紹介です。授業で使いたい資料の購入希望アンケートも行っています。



学校司書による授業支援

(3) ② 学校における読書指導

い と た

学校図書館を活用した年間指導計画に基づき読書指導を継続するとともに、学校内だけでなく家庭での読書「家読（うちどく）」を奨励するなど、読書の時間を確保することにより、子どもの読書習慣の定着を図ります。

また、『荒川区立小中学校推薦図書リスト 本との出会い』の作成・配布・活用や、各校での推薦図書リストの作成により授業および読書活動の支援を行います。

児童が多くの本に出会う機会となるよう、授業に「味見読書」を取り入れ、中学校では教員との触れ合いも活かした「ご書印帳」を使った読書活動を試みるなど、多様な活動を通じ、より豊かな読書活動の充実を図ります。



(4) 学校図書館および区立図書館における 子どもの個別最適な読書機会の提供

い と だ

本と出会うきっかけづくりを強化するだけでなく、子どもの視点に立った様々なアプローチにより読書機会を提供します。発達の段階での特徴や多種多様な興味関心等、子どもを理解することに留意し、寄り沿った読書支援を目指します。

小学校入学、小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学等の移行段階に読書習慣を引き継ぎ、読書活動をより一層推進するための事業を実施します。移行段階における気持ちの変化や発達の段階に考慮しながら読書習慣を継続できるよう支援し、特に子どもの悩みや課題を解決できるような資料については、電子資料の活用に努めます。「荒川区電子図書館サービス」は、人と対面することなく本を読むことが可能で、タブレット等があれば好きな場所で好きな時間に読書ができるという特長があります。この特長と読み上げ機能等の電子書籍の拡張機能の特性を活用して、成長過程における移行段階の気持ちの変化と発達段階に考慮した読書支援を実施します。また、利用促進のため「荒川区電子図書館サービス」の機能や資料を周知するオリエンテーション等を行います。

相対的貧困状態にある子どもやヤングケアラー等、様々な理由で自分の時間を確保できない、もしくは読書する環境を持っていない子どもについても、本に親しむ機会を確保する必要があることを踏まえ、関連機関への情報発信に取り組みます。

3 全世代の読書活動に関する事業

(1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援

い と だ

電子資料をパソコンやスマートフォン、タブレット等を使って読める「荒川区電子図書館サービス」の利用方法を広く案内し、文字の拡大、音声読み上げ、背景色の変更等、電子ならではの機能を活用した読書法や、外国語の資料をA I 音声で読み上げて行う読み聞かせ、語学学習への活用等、紙の本ではできなかった機能や読書スタイルを創出し、提供することで、読書活動を支援します。



荒川区電子図書館サービス

施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実

1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業

(1) 荒川区に関連する地域資料と調査支援の充実



区立図書館で収集・保存する、区が発行する資料や、郷土の歴史・文化・民俗・産業等に関する資料を積極的に活用し、地域に関する調査や学習を支援します。吉村昭記念文学館および荒川ふるさと文化館では、収集した資料から新たな課題等を提起することで、利用者の興味関心を醸成し、そこで得られた成果を次の調査・研究へとつなげます。

将来的には、地域に関する調査や学習に取り組む人が、調査の手順や成果・知見といった情報を他者と共有する機会を設けることを目指します。区に関連する調査や情報交換・情報交流は、郷土への愛着や親和性が基になった重要な読書活動の一つであり「豊かな心を育む読書のまちづくり」のきっかけに成り得るため、区に関連する地域に関する調査支援を充実します。また、区立図書館では、地域資料の充実のために、地域の企業や商店等の資料を探すことや、調査支援で得た情報を基に資料を収集するなど、サービスの拡充を図ります。

(2) ビジネス支援サービスの充実



区立図書館に設置しているビジネス支援コーナーを充実させ、調査に役立つ情報の提供や観光資源の発掘支援等、区内中小企業等の経営支援や課題解決のニーズに応えることで、地域経済の持続的な発展を支援します。ビジネスに役立つ資料や情報の充実、新聞記事や法律情報等の商用データベースの館内閲覧、ゆいの森あらかわ（中央図書館）で実施している「税務相談」「街なか商店塾（荒川区まちなかゼミナール）」との連携等のサービスを充実させ、ビジネス分野の支援を行います。

また、区が実施する就労支援や起業に関するセミナーに参加した人が区立図書館のビジネスサービスを活用できるように促すことや、会場で関連資料を紹介するなど、参加者の実用的で探究的な読書活動を支援します。

区立図書館のビジネス支援コーナー



ゆいの森あらかわ



尾久図書館

(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実

調べたいことや探している本等の質問や相談に応えるレファレンスサービスを充実します。図書館ホームページにレファレンスの事例を公開し、類似の質問から調査方法の手がかりが入手できるようにします。

また、子育てに関する資料や防災・生活、医療・健康等、生活の悩みや課題に関する支援の充実に努めます。各区立図書館に設ける「医療・健康情報コーナー」については、資料の充実により一層努めます。

利用者が主体的に調査研究を行えるよう、区立図書館の資料検索システムの基本的な使い方や精度を上げる検索方法、商用データベースの使い方等を示し、必要な情報を取得するためのヒントを紹介します。



< レファレンス、課題解決サービスとは？ >

図書館は、知識や教養を高める読書や楽しみの読書だけでなく、ジャンルを問わず、新しい本から古い本まで、たくさんの蔵書を使用した調査が可能な施設です。また、専門的に調査・研究をする人以外にも、生活に身近な課題を解決するために、図書館を役立てることが可能です。

図書館のサービスの一つに「レファレンスサービス」があります。レファレンスサービスは、調べたいことや探している資料等の質問について、必要な資料や情報をご案内するものです。資料が図書館に所蔵しているかだけでなく、本や地図、雑誌・新聞記事等の探し方のご案内や、質問に関連する資料の紹介も行います。お求めの資料にできるだけ沿ったものを提供するため、質問の内容を詳しく伺ったり、ご自身で調査された方法やその時点での結果をお尋ねするなど、利用者の状況に応じたサービスを提供しています。

また、区立図書館では、課題解決の支援として、医療やビジネス分野、地域行政資料のコーナーを設置しています。例えば、医療・健康情報に関する本を集めたコーナーでは、医療サービスが高度化し多様な選択肢がある中で、納得して治療を受けるための情報収集ができるような支援をするために病気に対する基礎的な理解を深められるよう、健康や予防医学等について調べることができるようにしています※。

※ レファレンスサービスは質問に対して、役立つ資料を提供するものであり、医療相談、法律相談、人生相談、美術品の鑑定等には答えられません。

2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業

(1) 学校図書館を活用した授業における プレゼンテーション能力の育成



授業で学んだことを確かめ、広げ、深め、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表する能力を育成します。

学校図書館は、プレゼンテーションのテーマ設定から、内容を裏付ける情報の収集まで、基盤となる力を養う場となります。

解説

プレゼンテーション能力の育成

与えられたテーマや自分で設定した問いに対して、図書館の蔵書やデジタル資料・新聞・雑誌等、多様な情報源から必要な情報を探し、その過程で、情報の信頼性を見極める力である「情報リテラシー」や、効率的な検索スキルを身に付けます。

集めた情報を整理して自分の考えを構築する際に、資料を論拠の補強に使い、複数の情報源を比較検討する作業で、自らの主張に説得力をつける方法を、全校生徒の前で発表する場合には、自分自身の考えを工夫して伝える方法を学びます。

学校図書館は、単に知識を得るだけではなく、子どもが自分で問いを立て、情報を収集・分析し、表現する一連のプロセスを支える「学習のハブ」であり、この機能を最大限に活用することで、プレゼンテーション能力だけでなく、生涯にわたって必要な思考力、判断力、表現力を総合的に育成することができます。

(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施

本を通じて感じたこと、考えたこと、調べたこと、体験・探究したこと等について自分の意見を相手に伝える文章を書くことにより、思考力、判断力、表現力等を育成する「小論文コンテスト」を実施します。

学習の基礎となる主体的に課題を解決し探究する力や、情報活用能力の育成を図るため、「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施します。

図書資料を使った探究的な学びの進め方を理解し、体験できるよう、区立図書館の資料等を活用した講座「親子で調べる学習チャレンジ講座」を実施します。



「親子で調べる学習チャレンジ講座」の様子

解 説

解説文

「小論文コンテスト」「図書館を使った調べる学習コンクール」

平成17(2005)年度に策定された「荒川区学校図書館活性化計画」や平成18(2006)年度「荒川区子ども読書活動推進計画(第一次)」を踏まえ「あらかわ小論文コンテスト」を、平成23(2011)年度には「荒川区子ども読書活動推進計画(第二次)」のもとに「荒川区 図書館を使った調べる学習コンクール」を開始しました。また、平成30(2018)年度「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言に伴い、学校図書館を活用した教育をさらに推進し、子どもの読書活動や探究学習の成果を発表する重要な機会と位置づけています。

「小論文コンテスト」は、自らの考えをまとめ、文章で表現する力を養うことを目的とし、読んだ本を基に社会的なテーマや興味を持った事柄について深く考え、意見を述べるコンテストです。

「図書館を使った調べる学習コンクール」は、自ら設定したテーマを、図書館の資料や情報を利用して調査・探究し、成果をレポートとしてまとめるコンクールです。

目的は、学校図書館や区立図書館を積極的に活用する経験を重ね、レポート作成の過程を通じて、主体的に課題を解決し、学びにおける探究心や表現力を育むことにあります。教員と学校司書の連携による授業での計画的な指導および支援が前提となっています。

(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした 文献調査方法の案内の充実

い と た

小学校で実施していた「調べ学習」を充実させ、より高度な調査方法を習得するための案内を区立図書館で実施します。

商用データベースを使用した調査や、図書館システムを活用した精度の高い検索方法の案内等、基本的な使い方から効率的な情報入手の方法までを示すことで、デジタルリテラシーの向上を含んだ情報活用能力の育成を行い、探究的な読書活動の支援を目指します。

また、調査研究における本の活用法を伝え、教養や楽しみだけでなく本の必要性を実感してもらうことで、読書活動を推進します。

デジタルリテラシー

解説

「デジタルリテラシー」とは、デジタル技術（パソコン、スマートフォン、インターネット等）を理解し、情報を適切に検索・活用し、安全に使える能力のことです。また、単に操作を行うためのスキルだけでなく、セキュリティ意識、倫理観、問題解決能力も含まれます。デジタルリテラシーが向上することで、誤情報に惑わされない、これらの情報を拡散しない、情報漏洩のリスクを低減することが可能となります。

あらゆる場面で急速にデジタル化が進んでいる現代社会では、デジタルリテラシーは生活における重要な要素となっています。

施策の柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進

～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、
生き生きと活躍できるまちをつくります～

施策1 自己実現および社会貢献のための取組

1 ボランティア活動と協働に関する取組

(1) 区立図書館のボランティアの育成

い と た わ

優れた知識や技能・特技等を持った人たちが区立図書館の活動に参加することで、サービスの一層の向上と地域に根差した図書館運営を目指します。また、図書館と区民等が結び付き、さらに互いが主体的に読書活動に力を発揮することで、読書のまちづくりの推進力を高めます。

ボランティアの養成に当たり、区立図書館が実施する事業への理解と、活動に必要な知識とスキルの習得を目的とした講座を実施します。講座では、新規の参加者を促すほか、講座修了後に活動へと移行できるように努めます。



絵本の読み聞かせ



布の絵本



ストーリーテリング



音訳



本の修理

(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充 い と た わ

現在区立図書館で活動しているボランティアとの協働事業を実施します。また、読書会を実施している人たちや、自宅や蔵書を開放して近所の子どもたちへの本の貸出しや読み聞かせを行う「家庭文庫」を運営する人たち等、地域で活動する読書団体や、区に登録している社会教育サポーター、コミュニティカレッジ受講生・修了生等との連携を行います。

地域が一体となって読書活動を推進し、豊かな心を育む読書のまちづくりを達成するためのボランティア等との新たな協働事業の展開に向けて取り組んでいきます。

解 説 expansion

現在活動中のボランティア(活動内容)

音訳者(デージー図書の作成、視覚障がい者への対面音訳)、点訳(資料等を点字に変換する作業)、代読(知的障がい者のある人へ本等を代わりに読む)、読み聞かせ(絵本や物語を読み聞かせる)、ストーリーテリング(物語を語り聞かせる)、ブックスタート(保護者と乳児に絵本の楽しみ方を伝える)、布の絵本(様々な障がいのある子どもたち等のための布の絵本の作製)、本の修理(図書館資料の修理)等

ボランティア活動の様子



ストーリーテリング



読み聞かせ

(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施 い と た わ

各校におけるボランティアの組織化、活動の定着および活性化を図ります。

各校では「学校図書館ボランティア」として保護者有志を募り、読み聞かせや素話、読み聞かせイベントの企画・実施等、子どもの読書意欲を高める活動を積極的に実施します。

国が推進する「学校を核とした地域づくり」を目的とした、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に目指すため、地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を実施します。教員や学校司書とは異なる、

多様な大人と関わる機会を得て、地域の人々に見守られながら育っているという安心感を得ることができ、また、幅広い地域住民の参画を得て、協働して読書活動を行う環境を整えることにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えられるようにします。

解 説

解説文

「学校を核とした地域づくり」

学校図書館におけるボランティアとの協働は「学校を核とした地域づくり」を体現するものであり、ボランティアが学校図書館の運営を支えることで、学校図書館の機能が強化され、子どもの学びと読書が豊かになると同時に、地域住民が学校教育に参画するきっかけとなります。学校が地域コミュニティの中心となることで、教育力の向上と地域全体の活性化という、双方にとって好循環を生み出します。

2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組

(1) あらかわ街なか図書館を 地域資源として活用した取組の推進

い と た わ

さらなる「本が身近にあるまちづくり」を目指して協力いただける病院・金融機関・飲食店等の民間施設や公共施設に区立図書館のリサイクル図書等を設置する「あらかわ街なか図書館」事業に取り組んでいます。引き続き参加施設を募りつつ、既に設置されている施設においては、設置者と意見交換を行いながら、地域や施設の特徴を生かした本を設置して定期的に入れ替え、地域の人たちの暮らしの中での読書を推進します。

また、区立図書館が発行しているおすすめ本のブックリストや、区立図書館で開催している読書に関するイベントポスター等の設置に協力いただくことで、区民が読書に関する情報を得る機会を増やし、気軽に本を手にとることで、読書を通じた交流が生まれる「本が身近にあるまちづくり」を目指します。さらには、参加施設における読書活動を推進する取組について表彰等を行うほか、SNS等のコンテンツを活用し施設を積極的にPRすることによって、図書館と地域と人をつなぐ地域資源として協働していきます。

(2) 地元書店との協働事業の実施

いとだわ

地域の読書に長年携わってきた地元の書店や、個人や小規模な企業が運営している個性的な店づくりや品揃えが特徴の地元「独立系書店」等と協働で事業を実施し、地域密着型の読書活動を推進します。

特に、地元書店と区立図書館は、魅力的な協働事業を展開し、人々の読書への注目度を高め、地域全体の読書意欲の向上を図ります。主に近刊の本を取り扱い販売する書店と、収集保存し知の拠点として存在する区立図書館とが、それぞれの機能の価値を見出し、協働することで生まれる力を、さらに読書のまちづくりに利活用します。地元書店がゆいの森あらかわを会場にして行う「本の販売会」や、地元書店と区立図書館が協同でイベント等を開催します。



作家によるサイン会および地元書店による「本の販売会」

(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充

いとだわ

区内に所在する民間事業者や読書サークル等、読書活動を行っている団体に対し、資料の提供や活動内容の周知等により活動を支援します。

あらかわ街なか図書館に参加する施設自らがおすすめ本の紹介を行うといった、それぞれの団体個別の活動だけでなく、日暮里図書館で行っている、日暮里繊維街のクリエイターが影響を受けた本を、クリエイターの作品とともに紹介する「クリエイターの本棚」のような協働の取組、集まった人同士で本について語り合う読書サークルであれば、読書会で取り上げた本の紹介コーナーを設置するといった支援も行います。

地域の魅力を発信しつつ、様々な団体が読書を推進するなど、新たな



視点から読書の楽しさを提供する、民間事業者等による読書活動支援の活発化に向けて、具体的な参画方法の検討を行います。

3 地域全体で行う読書活動に関する取組

(1) 読書を地域に循環させる取組の推進



国の計画等や読書のまち条例を踏まえ、区立図書館と学校図書館、書店を含む地域の様々な関連機関の協力・連携により「読書を楽しむまち・あらかわ」を推進し、さらに読書をきっかけとした様々な関わりが地域の中で生まれ、読書を地域に循環させることで「誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を推進します。

区ではこれまで、従来図書館が持っている、個人の読書活動や知識の習得・学習の場としての機能だけでなく、地域を構成する幅広い世代が相互に交流を図ることができる融合施設として、ゆいの森あらかわを開設しました。また、公園内に整備した尾久図書館でもあらゆる世代が快適に利用できる滞在型の施設としての機能や、地域の交流やつながりを生む活動拠点としての機能を備えています。今後改修を行う南千住図書館においても、同様の考え方のもとで大規模改修を進めていきます。

実施に当たっては、地域における読書環境の現状確認および今後の可能性について、様々な関連機関と協議する場を設置し、そこで交わされる議論や交流を読書のまちづくりの重要な核とします。地域が一体となって読書活動を循環させるために必要な課題の抽出や目標設定、人と人の交流と関連機関同士の連携を促進させる取組、読書推進に係るアイデアの創出、読書に係る地域資源の発掘等について検討し、導き出された結果を基に連携していくことを目指します。また、このような活動に関係する人同士の交流を促し、豊かな心を育み、地域のつながりや活力を生み出すまちづくりについて協議を行い、本プランの今後の在り方と展開についての検討も行います。

また「読書を楽しむまち・あらかわ」を支える区立図書館の将来像について、特定の区民だけではなく、地域を構成する人たちが気軽に意見を交わし、図書館に提案することができるようなワークショップを開催するなど、新たな発想や意見を集める仕組みづくりに努め、地域とともに読書を推進する図書館運営を目指します。

解説

国の計画等

- ◆ 第五次「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」
(令和5(2023)年3月28日閣議決定)
図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子どものための読書環境醸成に取り組むことが示されています。
- ◆ 「骨太の方針2024」(令和6(2024)年6月21日閣議決定)
書籍を含む文字・活字文化の振興(書店と図書館等との連携促進等を含む。)や書店の活性化を図るとの方向性が示されています。
- ◆ 「書店活性化プラン」(令和7(2025)年6月10日経済産業省公表)
街中にある「書店」は文化創造基盤として重要であるという認識のもとに発足した「書店振興プロジェクトチーム」により発表された「関係者から指摘された書店活性化のための課題」を踏まえ、政府が取り組む施策の一つとして自治体と書店の連携のあり方等が示されています。

地域循環を生む事業

⇒「個人の体験である読書を他者と共有・共感し取り交わす」事業のアイデア

- ・「オーダーメイドブックサービス(アンケートに答えると、自分だけのおすすめ本のリストをもらえる事業)」の地域循環版
- ① オーダーメイドブックサービスで提供したリストと、参加者の感想や読書体験を区立図書館に掲示します。
- ② 図書館に来館した人が、①のリストにはないおすすめ本を紹介します。
- ③ ①と②に関わった人以外の人もこれらのやりとりを見て楽しむことができます。

(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施 いとたわ

「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」を中心に地域の小学生・中学生・高校生を主体とし、地域に出かけていくアウトリーチ事業を区立図書館で実施します。地域の小学生・中学生・高校生が、乳幼児・児童施設(幼稚園・保育園、ひろば館、子育て交流サロン等)や、高齢者施設(高齢者対象のひろば館や荒川老人福祉センター等)、全世代施設(ふれあい館

等）を訪問し、絵本や紙芝居等の読み聞かせを行う「おはなし会」を実施し、読書を通じた地域交流を実施します。

将来的には、区施設だけでなく、商店街やショッピングモール等の地域の賑わいの場で、読書活動推進のイベントを開催して、子どもたちが地域と交流する事業に展開していくことを目指します。また、民間事業者と連携して本に関わる事業を行うなど、子どもが主体となり、豊かな心を育み、地域が一体となる機会の創出に努めます。

施策2 人々が交流するための取組

1 読書体験を共有し分かち合うための取組

(1) 読書体験を分かち合い、 人と人がつながるイベントの開催

い と た わ

区立図書館では、参加者が積極的にに関わり、読書体験を分かち合うイベントを開催します。参加者同士や主催者との間で、読書に関する活発な意見交換や交流を行い、能動的な参加がもたらす体験を通じて、より深く理解し記憶に残るイベントを開催し、主体的な読書を推進します。本や読書について語らい、共感する行為を通じて、人と人をつなぎ、協働的な読書推進へと発展できるように努めます。

また、イベントでは、アンケートやその場での意見交換により、参加者や関係者の感想や読書活動に関する声を集めます。ボトムアップの事業展開を目指し、聴取した意見を地域の声(視点)として捉え、今後の取組に反映させます。潜在的なニーズやアイデアと、実施している事業の課題を把握し、集まった意見を反映させることで参加者の興味関心や愛着を効果的に高めます。

(2) 子どもや若者同士がつながり、 読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催

い た わ

区立図書館では、小学生・中学生・高校生による書評の執筆や「ピッチトーク」「リテラチャー・サークル」等の読書プログラムを実施します。子ども同士で読書体験を発表し合う、もしくは互いにやり取りするなど、個人で完結していた「読書」を他者と共有する場を設け

ます。子どもの頃に読書体験を分かち合うスキルを身に付けて、視野を広げ、新たな視点を得ることができるようなイベントを開催します。

また、実施に当たっては、心惹かれる内容や事業内で共感し合い交流が生まれるプログラムにすることで、子ども同士が読書体験を分かち合うことに重点を置き、効果を発揮できるように努めます。

解 説 explanation

「ピッチトーク」

短い時間で相手に自分の考えやアイデアを効果的に伝えることを目的とした、ビジネスや教育の場での活動です。

「リテラチャー・サークル (Literature Circle)」

少人数のグループで同じ本を読み、それぞれの読みを伝え合い、共有する読書活動です。

(3) 本を読む力・味わう力、 読書体験を深める力・共有する力の養成

いたわ

区立図書館では、本の作り手（作家・ブックデザイナー・編集者等）や、本を販売する人（取次・書店員等）、本を選んだり読んだりする人（書評家・文芸評論家・文学者・ブックディレクター等）による講演会や講座、ワークショップ等を開催し、読書の楽しさに気づき、読む力・味わう力、内容を紹介する方法・感想の伝え方を培える事業を実施します。また、1冊の本、もしくは作家を多角的に捉えることや、本の有用性を実感するなど、思考力と新たな着眼点、表現力を獲得し、読書体験を深め、共有する力を養成し、地域の人と人によるふれあいの充実を図ります。これらを通じて育まれる「言葉の力」を、一人ひとりの知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤づくりへとつなげ、言葉の持つ大切さを実感できるようにします。

吉村昭記念文学館においては、身近な郷土の作家である吉村昭氏の作品を通じて、地域への愛着を醸成します。また、吉村作品だからこそ可能な本に対する親近感を踏まえた上での、他者との読書体験の共有を実施します。

また、荒川ふるさと文化館や生涯学習センター等では、学術研究者等の専門家から、本を使って調査する方法や、調べた成果を共有する方法を学べるような事業を開催します。

<言葉の力と大切さ>



「言葉」は、人が自らものごとを正確に理解し、また、それを他の人に分かりやすく的確に伝えることができる力を持っています。常日頃から私たちが使う言葉は、何かを理解する時や誰かに物事を伝える時になくてはならないものであり、お互いの考えを様々な方法で伝え合い、自分の考えや他の人の考えを発展させることもできる大切なものです。

言葉の力とは、多くの言語や伝達方法がある中で、伝えたい内容を正しい言葉で伝える力、それを受取り、理解する力、そうして得た情報を知識として蓄え、様々な場面で生かす力等です。

言葉は、価値観の多様化や国際化が進んだ現代社会において、人が相互に理解し合い、関係性を築いていくための、また、情報の取捨選択や適切な活用のための大切な要素です。

区が推進している読書活動は、時代とともに変化していくこともある「言葉」を知り、正確に理解し、考え、伝えることができる力や感性を育み、豊かな心を育む方法の一つでもあります。言葉の持つ力と大切さは、読書が人生において重要な活動であることを同時に物語っているともいえます。

施策3 読書活動と人をつなぐための取組

1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組

(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ

読書のまちづくりを地域一体で行うために、中立的な立場から、会議や議論等を含む交流の場で、進行をサポートし、参加者の発言を促して合意形成や問題解決を円滑に進める役割を担う「ファシリテーター」を育成します。

特に区立図書館職員の人材育成を強化し、経験年数やスキルに応じた研修プログラムを実施し、レファレンスでの聞き取り力や調査力、各種専門サービスにおける知識と技能等、段階に応じた育成を図っていきます。

また、地域の担い手であり、一員としての存在となり、読書を通して地域と人、人と人がつながる力を生み、豊かな心を育む読書のまちづくりを推し進める際に力を発揮できるような人材となるように育成します。

区立図書館職員の専門性を向上するとともに、傾聴力・共感力・表現力等のコミュニケーション能力を高め、多様な意見を尊重し相乗効果を創出する地域のファシリテーターとなり、さらに、相互理解・連携・協力を通じて目標達成を支援する「協働促進者」となるよう目指します。

同時に区立図書館職員は、研修等で学んだ知識や技術を自分のものとするため、他の職員との共有や業務を通じた実践等を行います。また、一人ひとりがインプットとアウトプットの両方を備えた姿勢で自らの業務に従事することでライブラリアンシップを発揮し、実施する事業に求心力を持たせ、読書のまち条例の具現化に導きます。

その他の区職員については、外部の有識者や区立図書館職員等が行う研修等を通して、生活に役立つ読書や楽しい読書を学びます。

また、子育て支援等に関わる業務に携わる職員は、子どもの成長に合わせた本の選び方や読書の方法を学ぶなど、所管する事業に読書を関連付けるアイデアを生み出せるようにします。

ゆいの森あらかわ子どもひろばの職員は、中央図書館と融合し、読書と関わるサービスに連携し従事する業務の特性を理解し、その価値を高めるための人材となるように育成します。さらに、吉村昭記念文学館の学芸員は、郷土の作家・吉村昭氏の魅力を広く発信し、その精神を次世代へと引き継ぐこと、また吉村文学をきっかけとする読書活動の推進と、区の文化のさらなる振興へとつなげる役割を果たすためのスキルを身に付けます。

将来的には、地域の潜在的な課題やニーズを踏まえた各所管の事業を、住民にとって親しみのある読書と関連付けることで、両方の施策に効果が発揮されるような取組を目指します。

す。読書に関心を持つ土壌を区職員にこれまで以上に養成することで、読書のまちづくりを推進します。

2 区内外に読書のまちを発信するための取組

(1) 読書を楽しむまちの文字・活字文化の推進による シティプロモーションの一層の取組



宣言と読書のまち条例が掲げる「読書を楽しむまち・あらかわ」と「豊かな心を育む読書のまちづくり」を目指す荒川区ならではの文字・活字文化の推進を目的とした読書活動を、シティプロモーションの一つと改めて位置づけ、一層取り組みます。

本を通じて人と人をつなげる取組や、本や読書に関連する組織・団体等の地域に存在する有形・無形の要素を大切な資源と捉え、区内外へ広くPRし、読書のまちの魅力や個性、存在感を発信します。

取組に当たって、読書活動と切り離すことのできない「文字・活字文化の推進」を取組の重要な要素とし、感動や学び、言葉の美しさや力を味わえるなど、魅力あふれる読書活動がより一層推進できるようにします。作家・出版社等の本を生み出す人や、本に関わる人々とつながり、読者の獲得や潜在的なニーズの発掘や新たな魅力の創出等、読書活動の持続的な推進を目指します。また、長年培ってきた学校図書館の実績や、区立図書館サービスの成果と区立図書館職員が持つ知識や経験を生かし、全世代への読書活動推進を行うことで、読書を楽しむまちを一層全国へ発信できるよう、その土壌づくりを行います。さらに、読書の楽しさを知る地域の人たちがつながることで、協働的なまちづくりを行うことを目指します。

区の事業を推進する中で、社会情勢や区民ニーズを地域全体で共に考え、まちに根差した読書活動を成立させられるように努めます。

本を通じて荒川区らしさを見つけ、育て、多くの人と共感・交感するためのシティプロモーションに取り組み、多様な立場の人々が様々な角度から地域活性化に参画する気運を醸成していきます。

第4章 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

第4章

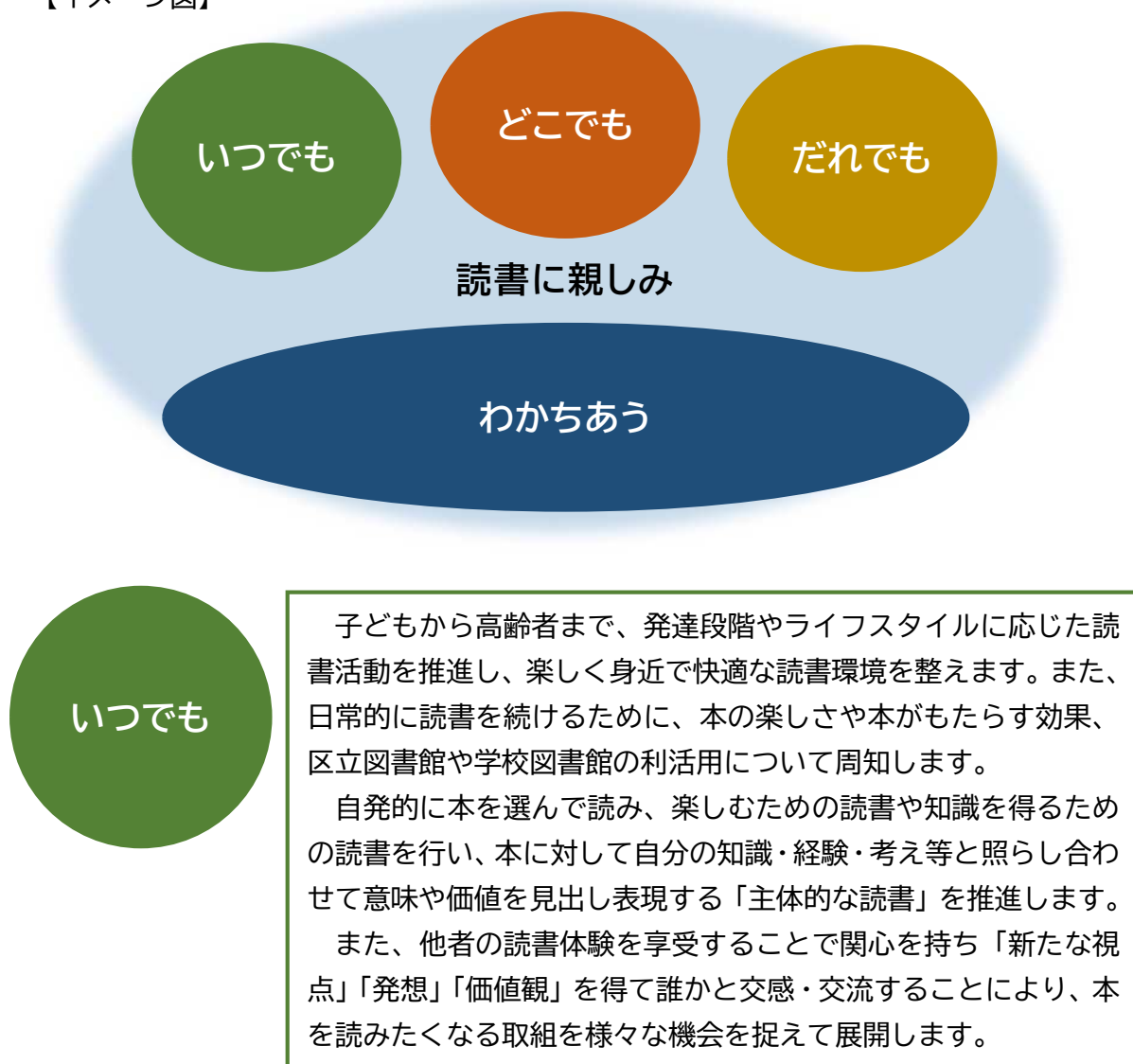
荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

第1節 本プラン推進のための方策

スローガン「いつでも どこでも だれでも 読書に親しみ わかちあう」

世代を問わず、暮らしのあらゆる場面で、すべての人が読書に親しむ環境を充実することで、読書を介したコミュニケーションを促進します。それにより、地域と人、人と人をつなぎ、心豊かに暮らすことのできるまちづくりの実現につなげていきます。

【イメージ図】



どこでも

暮らしのあらゆる場面や、心地よい時間が過ごせる場所で読書ができるように、また、生涯にわたる読書習慣を形成するため、家庭・学校・区立図書館・区立施設・区内事業者施設等での読書環境の充実に努めます。

区立小・中学校では、これまでの成果をより進展させるため「荒川区子ども読書活動推進計画」をさらに推進し、子どもたちの主体的かつ個別最適な学習活動を支援するための拠点となるよう取り組みます。学校を核とした地域力強化について、地域の連携・協働に読書を通じて取り組みます。

さらに、本プランの環境整備のプロセスで、人々が一体となり「豊かな心を育む読書のまちづくり」を目指します。

だれでも

すべての人の自由闊達な読書を支援します。すでに読書が生活の身近にある人、読書に対して困難のある人、本を読む機会がない人等に、それぞれに適した本との出会いを演出し、新たな興味関心を醸成し、より一層充実した読書へと導きます。

障がいのある人の読書環境については「障害者差別解消法」「読書バリアフリー法」に配慮します。

また、本を読まない人、特に中学生・高校生に向けた読書支援では、本を使った情報収集や自らの課題を解決するための支援等、教養や楽しみのためだけではない読書を提案して、全世代の読書人口を増やします。

わかちあう

読書で得た感動や成果を他者と分かち合う力を養い、発揮できる土壌をつくれます。そして、個人で完結していた読書を他者と共有し、循環させることによって、一人ひとりが読書活動に新たな視点と価値を見出すことを目指します。

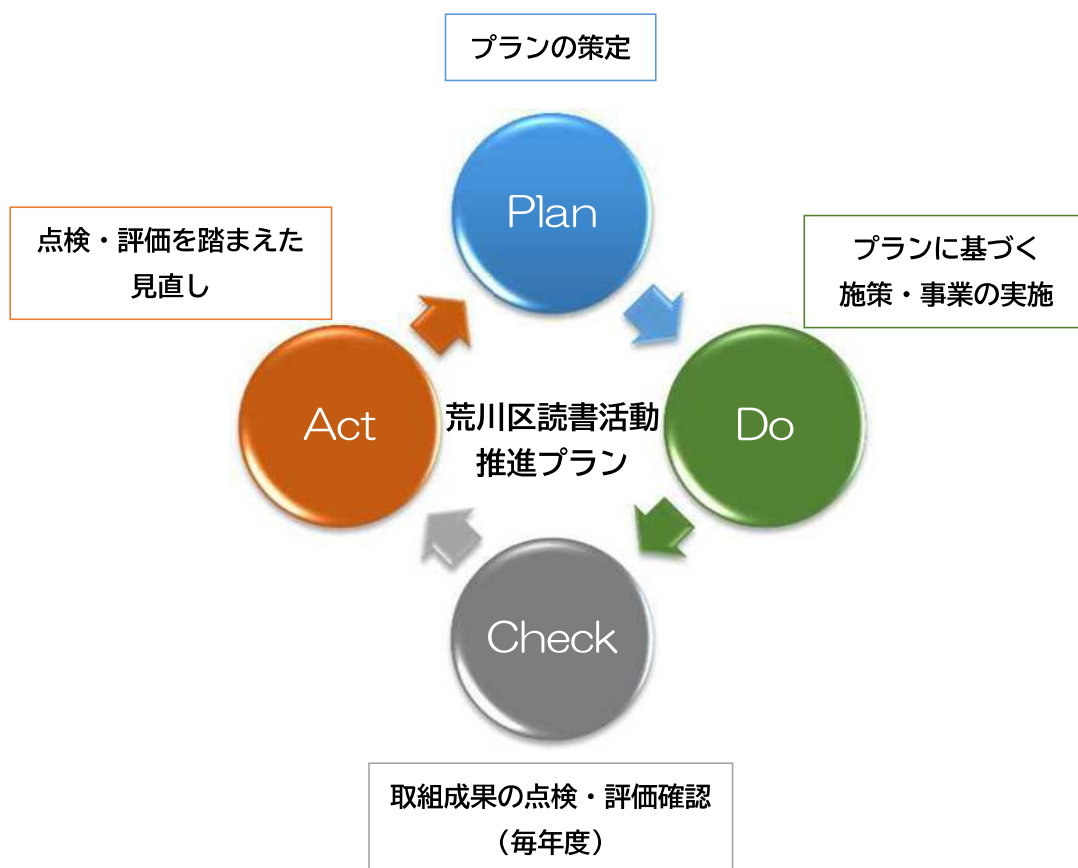
読書を通じて地域と人、人と人をつなぎ「読書を愛するまち・あらかわ」に関わるすべての人が本や読書を介して、様々なアイデアや思い等を分かち合うことにより、地域を活性化させ、さらに協働的な施策へ発展させることで、心豊かに暮らすことができるまちづくりへとつなげます。

第2節 本プランの推進状況の把握

○ 本プランに掲載した施策は、PDCAサイクルに基づいて、区民のニーズを捉えながら、具体的な読書活動推進事業内容を計画し、各年度で計画した内容と実際の取組状況や達成度等を、事業毎に設定した指標を基に点検・評価します。そして、本プランと評価に隔たりがある場合には臨機応変に軌道修正を行っていきます。大きな修正・変更が必要となる場合には、プランの見直しも行います。

○ 点検や評価については、毎年度、読書活動推進事業を実施する関係部署により組織するプロジェクトチーム（PT）において、各取組を共有するとともに、組織横断的に連携を図ることで、効果的かつ効率的に事業の実施ができないか等を協議し、次年度に生かしていきます。

なお、PT等においては、毎年度プランに沿って読書推進につながる事業の整理を行っていきます。



第3節 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携

- 本プランに掲げた施策を着実に推進し、基本目標を達成するためには、区立図書館だけでなく、家庭、学校、地域、地元書店、区内事業者が「豊かな心を育む読書のまちづくり」の主体として、実現に向けて一体となって取り組む必要があります。そのため、主体すべてが密接に連携・協働して区の読書活動を推進していきます。

第4節 効果的な情報発信

- 本プランに掲げた施策を効果的に推進していくためには、区民の読書に関する興味関心を高め、主体的な参画・利用を促していくことが不可欠です。また、プランの趣旨や各施策について、家庭や地域に対して積極的かつ分かりやすく情報を発信していく必要があります。そのため、プランの趣旨や各施策について、区民に積極的かつ効果的に情報を発信していきます。
- 情報発信に際しては、区立図書館内での周知に限らず、区立施設や街なか図書館等にも協力を得ながら、PT等でより良い周知方法を話し合い、対象者全員に情報が行きわたるよう取り組んでいきます。

資料編

資料編

1 荒川区読書活動推進プランの施策の柱および施策の体系

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱1> 読書環境の整備および充実 ～いつでもどこでも、誰もがのびのびと 読書に親しめる環境を整備します～		重点	根拠となる 課題
施策1 読書環境の整備および充実			
1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備			
(1) 区立図書館資料の収集と充実			①②
(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進	○		①
(3) 区立図書館のアクセシビリティ向上とサードプレイス化の推進			③
(4) 区立図書館資料の図書館以外での活用による読書環境の整備			①②
2 生涯にわたる読書習慣を身に付けられる環境の整備			
(1) 児童施設等の読書環境の整備			①②③
(2) 学校図書館の蔵書の整備			
①学校図書館の蔵書整備と学校間における図書の相互利用			①
②多様な子どもに応える学校図書館資料の整備	○		①
③学校図書館の蔵書管理・検索システムの整備			①③
(3) 学校図書館の活用			
①教育課程に基づく学校図書館の活用			①③
②学校図書館の運営体制の強化			②
(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実			①②
(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備	○		①
(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進	○		①③
(7) 学校図書館と区立図書館の連携			②
施策2 読書バリアフリーの整備および充実			
1 読書に困難のある人への取組			
(1) 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した取組の充実			
①区立図書館における読書に困難のある人に配慮した資料の収集とサービスの充実			①
②読書に困難のある人への区立図書館の蔵書提供			①
(2) 学校図書館と区立図書館の連携による障がいのある子どもに対する取組の充実			
①学校図書館および区立図書館における障がいのある子どもに配慮した資料の収集と整備			①
②子どもの読書バリアフリーに向けた学校図書館と区立図書館の連携事業の実施			①

(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施	○	①
(4) 障がいのある人への取組を強化するための研修等の実施		
①障がいのある子どもの読書に関する職員研修等の実施		①
②障がいのある人の読書に関するヒアリング等の実施		①
2 日本語を母語としない人への取組		
(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実		①③
(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語図書の収集と整備		①
施策3 読書活動の推進体制の整備および充実		
1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成		
(1) 区立図書館の積極的な活用を促す取組		①②
(2) 宣言および読書のまち条例の周知による読書に対する関心の醸成	○	③

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱2> 全世代の読書啓発および体験の充実 ～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、 読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～		重点	根拠となる課題
施策1 本を読む人を増やす事業の充実			
1 大人を対象とした読書啓発			
(1) 読書の効果や魅力を実感できる事業の実施			①②
2 子どもや若者を対象とした読書啓発			
(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実			①②
(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に立った読書活動の推進	○		①②③④
(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実			①
(4) 不読率低減に向けた取組の強化	○		②
3 全世代を対象とした読書啓発			
(1) 本を読まない読書機会の提供	○		②
施策2 読書活動を深める事業の充実			
1 大人の読書活動に関する事業			
(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援			①②
2 子どもや若者の読書活動に関する事業			
(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、心と知的好奇心を満たす読書活動の支援			①
(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援			①②③
(3) 学校における読書活動の支援および指導			
①学校司書による授業および読書活動の支援			②
②学校における読書指導			②
(4) 学校図書館および区立図書館における子どもの個別最適な読書機会の提供	○		②
3 全世代の読書活動に関する事業			

(1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援	○	①
施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実		
1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業		
(1) 荒川区に関連する地域資料と調査支援の充実	○	①③
(2) ビジネス支援サービスの充実		①②
(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実		①
2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業		
(1) 学校図書館を活用した授業におけるプレゼンテーション能力の育成		④
(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施		①
(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした文献調査方法の案内の充実	○	①②

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱3> 地域を読書でつなぐ取組の推進 ～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、 生き生きと活躍できるまちをつくります～		重 点	根拠となる 課題
施策1 自己実現および社会貢献のための取組			
1 ボランティア活動と協働に関する取組			
(1) 区立図書館のボランティアの育成	○		③
(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充			③
(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施			③
2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組			
(1) あらかわ街なか図書館を地域資源として活用した取組の推進			③
(2) 地元書店との協働事業の実施			③
(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充			③
3 地域全体で行う読書活動に関する取組			
(1) 読書を地域に循環させる取組の推進			③④
(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施	○		③
施策2 人々が交流するための取組			
1 読書体験を共有し分かち合うための取組			
(1) 読書体験を分かち合い、人と人とがつながるイベントの開催	○		①④
(2) 子どもや若者同士がつながり、読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催			④
(3) 本を読む力・味わう力、読書体験を深める力・共有する力の養成			①②④
施策3 読書活動と人をつなぐための取組			
1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組			
(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ	○		③
2 区内外に読書のまちを発信するための取組			
(1) 読書を楽しむまちの文字・活字文化の推進によるシティプロモーションの一層の取組	○		③

2 荒川区読書活動推進プラン案に対するパブリック・コメント実施状況

〔意見募集期間〕 令和7（2025）年12月1日（月）から12月21日（日）

〔閲覧場所〕 ゆいの森あらかわ、各地域図書館、情報提供コーナー、区ホームページ、
図書館ホームページ

〔意見提出者〕 49名（電子申請20名、持参26名、郵送・FAX・電子メール各1名）

〔意見の内訳件数〕

① プラン全般についての意見			27
② プランの具体的な内容に対する意見			65
内 訳	施策の柱1	読書環境の整備および充実	23
	施策の柱2	全世代の読書啓発および体験の充実	23
	施策の柱3	地域を読書でつなぐ取組の推進	19
③ その他			7
合計			99

〔意見の取扱い〕

◎	プランに反映する	2
○	既に盛り込んでいる	43
－	意見・要望としてお聞きする	54
合計		99

提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」

《プラン全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
1	P15の②ボランティアとの協働において、この中に「ブックスタートボランティア」は該当しないのか。	ご指摘を踏まえて、以下のように修正いたします（修正内容は、下線部）。 児童サービスにおける「絵本の読み聞かせ・ストーリーテリングボランティア」「ブックスタートボランティア」	◎	15
2	子ども読書活動推進計画については、本プランに内包することだが、子どもの施策と大人の施策を分けて記載してはどうか。	本プランの方向性を大きく3つに分類し「施策の柱」としています。これらの柱にひもづく施策体系の中で、子どもの読書活動とそれ以外のものについて整理しております。	○	38～41
3	各施策の分類を妊産婦、子育て世代、学生、高齢者、障がい者等、対象別にしてはどうか。	本プランの施策体系において対象者別の取組を整理しております。今後はこの施策に基づき、様々な事業に取り組んでまいります。これらの事業を実施する際には、対象を明確にし、本プランのどの施策に該当するかを併記するなど、周知に努めてまいります。	○	38～41
4	読書をいろいろな方法で広められそうな良い計画だと思う。 コミックを読むのも小説等と同じく読書だと思うので、図書館の蔵書を増やすなどコミック文化も推進することで、読書のハードルが下がる。	本プランにおける「読書」には、一般書としてコミックも含まれます。これまでも区立図書館では、コミックも図書館の蔵書として提供し、読書活動を推進してまいりました。 引き続き、本プランに基づき、利用者からの要望や本の評価・芸術性・時代性等を総合的に判断し、蔵書充実を図るとともに、読書に親しんでもらうための事業に取り組んでまいります。	○	42～91
5	「場所」の利活用や「交流」を増やす施策においては、大人数を受け入れる定員や受け皿の仕組みを先に整えてからの利活用の推進を期待している。	本プランに基づき、各区立図書館の特徴を生かした事業を実施するとともに、定員に応じて開催場所を検討してまいります。また、民間施設や公共施設を活用した街なか図書館の一層の充実等、地域や施設の特徴を生かした本を設置することで読書環境を広げつつ、読書を通じた「交流」を増やしてまいります。	○	42～91
6	資料の所蔵だけの図書館ではなく、それを利用した活動そのものを活性化する資源として、地域住民の知的好奇心を刺激する環境整備を期待する。	本プランでは、人々が本を媒介として交流することで、地域が読書でつながることできるよう、地域の方々が相互に意見交換ができるような交流を増やし、読書体験を共有するための取組を実施してまいります。	○	42～91
7	どこで何を行ってその結果がどうであったか、質的結果が示されることを期待する。	本プランに基づき、各種事業の参加者の満足度およびその満足した内容の分析や、図書館職員と区民等との交流による利用者の視点を把握することによって、PDCAを通じた振り返りと改善について検討してまいります。	○	96
8	図書館にももう少し気楽に入れたりすると更に広がっていくのではないかと。取組のアピールが大切だと思う。	区はこれまで、融合施設であるゆいの森あらかわの開館や、公園内への尾久図書館の設置等、誰もが気軽に来館できる図書館づくりに取り組んでまいりました。今後も、本プランに基づき、図書館へ足を運んでいただけるよう、魅力的な事業の実施と積極的な周知に努めてまいります。	○	97
9	策定後には、本プランについて広く周知していくことが大切だと思う。	これまでも図書館での取組等について区ホームページや区報等を活用し、お知らせをしてまいりました。本プランに基づき、SNS等もさらに活用するなど、地域全体に広く伝わるよう、より区民等の手に届くような方法による周知を検討してまいります。	○	97

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10	「読書を楽しむまち・あらかわ」にふさわしい推進プランの素案ができて嬉しく思う。あとは実践するのみである。	本プランでは、地域一体となって読書活動を推進することで、読書のまちの実現を目指すものです。取組に当たっては、利用者のニーズや興味関心事の把握に努めてまいります。また、区立図書館、学校図書館、街なか図書館等における読書環境を充実していくとともに、さらなる本が身近にある環境整備等、地域一体となった読書活動を推進してまいります。引き続き、本との出会いの支援を行うことで、本が「心の栄養」となるよう努め、より多くの方が生涯にわたって読書に親しむことができるよう「読書のまち」の実現に向けて、鋭意取り組んでまいります。	—	—
11	「読書を楽しむまち・あらかわ」を実現するべく、情報を分析し、プランとしてまとめたことに感服する。居場所として、利用者の興味・関心や図書館に求めるニーズを利用者個々人から聴き、情報の集積地になれば良いと思う。			
12	本にかかわる施設と人々を結ぶ本プランが、荒川区の大きな財産となるよう期待している。			
13	「荒川区読書活動推進プラン・素案」は立派な内容だと思う。荒川区は、図書館を充実活用する方向で頑張っ欲しい。			
14	あらゆる世代に働きかけることで、日常生活の中においても読書に親しむ空気が醸成され、さらに環境が整うことにより、結果として子ども世代にも良い影響をもたらすのではと期待している。			
15	スローガンに沿って様々な取り組みが提案されており、とても期待できる内容だと思う。図書館やその他の施設において、区内の読書環境を充実させる意向が伝わってくる。			
16	「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言の中に、本は心の栄養とあるが、子どもと絵本を読んでいる本にふれあう機会が提供される荒川区であってほしいと思う。	本プランは区だけでなく、多くの人が当事者となり、地域が一体で読書活動を推進することを基本目標として新たに掲げ、必要な施策を体系化しています。これらの施策は個別の事業の進捗を管理するものではなく、取組全体の方向性を示すものとして整理しております。実施に当たっては、一部の事業に固定化せず、地域の実情にあった取組を行っていくこととしているため、事業等の表記をしておりません。読書のまち条例が掲げるまちづくりに向けて様々な取組を行ってまいります。	—	—
17	新たにどのような事業を行うのか具体的な内容がわかりにくい。			
18	継続・拡充・新規の表示や所管課が明記されておらず、第三者には曖昧だと感じた。		—	—
19	本プランの点検・評価に当たり、各部署のプロジェクトチームを発足させるとあるが、このような行動に地域住民を参加できるようにしてほしい。	プラン開始直後の行動主体は、当面の間、区が中心になるものと想定しております。ご提案のプロジェクトチームについては、行動主体の変容に応じて、適宜検討してまいります。	—	—
20	P21の文中に記載している「ブックスタート事業の開始およびそれに伴うボランティア活動の場の拡充等」とは具体的に何を指しているのか。	令和5（2023）年8月から、ボランティアの方々と一緒に図書館でブックスタート事業を開始したことで、図書館運営におけるボランティア活動が拡充できたことを記載したものです。引き続き、活動の場および生涯学習の場としての取組に努めてまいります。	—	—
21	ブックスタート事業について、区として参加割合の目標値は定められているのか。	すべての対象者へ乳幼児から本に親しんでいただける機会が提供できるよう、事業内容の充実に努めてまいります。	—	—
22	図書館には、意見を提出できるアンケートボックスを設置し、どのような意見が提出されてどのように対応したのか、図書館と利用者が対話できるような掲示板等を作ってほしい。	区立図書館ではこれまでも、利用者アンケートや事業の感想等、利用者のご意見を伺うことで図書館運営の参考としてまいりました。引き続き、よりよい図書館運営ができるよう利用者と積極的にコミュニケーションが取れるよう検討してまいります。	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
23	「読書を愛するまち・あらかわ宣言」や、読書のまち条例の理念の実現に向けて、絵本活動をする者として、今後も新しい事を学びつつ、積極的な活動をしていきたいと思う。	読書のまちづくりにご協力をいただきありがとうございます。地域一体となって読書のまちのさらなる実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。	－	－
24	頑張って、このプランを実行してほしい。	本プランは、多くの方に本を読んでいただけるよう、図書館だけでなく、地域の皆様と一緒に読書活動を推進していくための方向性を示しております。実施に当たっては、子どもの意見やアイデアを取り入れることが大切だと考えおります。区立図書館では、図書館を利用している子どもたちと一緒に、様々な活動ができるよう取り組んでまいります。	－	－
25	このプランができれば、もっと多くの人が本を好きになってくれると思う。			
26	プランについて、子どもの意見も言えていいと思う。			
27	このプランで、まちの中に読書が広がっていくと、自分が好きなシリーズの本について一緒に語れる人が増えるかもしれない。			

＜施策の柱１＞ 読書環境の整備および充実

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
28	ノンフィクションの本があると良い。	区立図書館には、ノンフィクションの本、挿絵やふりがなのついた本、青い鳥文庫や大活字本といった字の大きな本等も多く所蔵しております。また、耳で聞く読書ができるCDの貸出しや電子図書館サービス等も行っております。頂いたご意見を踏まえ、引き続き、蔵書の充実に努めてまいります。学校図書館においても、蔵書の充実に努めるとともに、区立図書館と連携することにより、図書の団体貸出しや、区立図書館職員によるブックトーク等、読書推進に努めてまいります。	○	42～61
29	もっと挿絵やふりがなのついた本があると良い。			
30	小さい子が読める本や、高齢者でも読みやすい文字の大きい本、学習マンガがもっとあると良い。			
31	青い鳥文庫以外にも大きな字で読める本があると良い。			
32	学校図書館の本も増やしてほしい。			
33	耳で聞くものがあったら、本が苦手な友達も読書を楽しめると思う。	これまで区立図書館では、声優や俳優による朗読イベントを実施し、読書への親しみを醸成するイベントを実施してまいりました。そのほか、主に小説作品を朗読した「朗読CD」の貸出しも実施しております。また、マルチメディアデジターや荒川区電子図書館サービス等、音声による読書環境の提供を実施しております。本プランに基づき、引き続き、誰もが読書ができる環境を整備するために取り組んでまいります。	○	42～61
34	本に興味はあるが、読むのが苦手である。声優やAIを活用した朗読や、ラジオのように聴くことができるとよい。			
35	非常に素晴らしい取り組みだと思う。今は紙媒体から電子媒体の活用度が時代とともに増えてきているため、読書人口を増やす観点では、電子図書館（区内限定）の強化は必要だと感じる。	区立図書館では、場所や時間にとらわれず、ライフスタイルにあった自由度の高い読書を可能にすることを目的に、令和6（2024）年10月に、区内在住・在勤・在学の人を対象に「荒川区電子図書館サービス」を開始しております。本プランに基づき、多様に変化していく読書環境について検討を重ね、引き続き取り組んでまいります。	○	43
36	不要になった本の活用について、廃棄されてしまうかもしれない家庭の本を地域の本にゆみがえらせるスキームの構築、および他機関等によるリサイクル図書の活用方法について検討してほしい。	区立図書館では、一定のルールの中で寄贈を受けております。また、リサイクル図書事業として地域における福祉まつりへの出店等や、図書館と協働で事業を行う中学生以上の10代（ティーンズスタッフ）の企画により、家庭で不要になった本を持ち寄り交換し合う「本の交換会」を実施しています。不要になった本を大切な資源として必要な人へ届けることによって、本に親しめる環境整備に今後も取り組んでまいります。	○	46

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
37	室内遊び場にも本があると良い。	本プランに基づき、子どもたちの遊び場や、普段利用する店舗や施設等、生活圏の各所で、本に触れる機会が増えるよう努めてまいります。	○	46
38	お店や病院の待合室など、よく行く場所にも本があると良いと思う。			
39	子どもが文字を読むことが苦手で、読書することに対してプレッシャーを感じてしまうことがある。読書に困難のある人でも、劣等感を感じなくて済むアプローチを考えてほしい。	区立図書館では、ＬＬブック等のほか、絵の表示や音声での読み上げ等のデジタル技術を使用した図書を提供しています。本プランに基づき、こうしたサービスの認知向上と利用促進を図るなど、引き続き、誰もが読書ができる環境のより一層の整備に努めてまいります。	○	57～62
40	外国語の図書の収集と整備だけでなく、絵本を日本語と外国語で読み聞かせることで、人と人が繋がる取組が必要ではないか。	これまでも区立図書館では、ボランティアや留学生との協働により「外国語のおはなし会」等実施してまいりました。引き続き、外国語資料の収集とともに、おはなし会等の事業に取り組んでまいります。	○	61～62
41	ブックスタート事業等の乳幼児に向けた取組に関して、SNSでの読書情報の発信等をさらに充実してほしい。	区立図書館における取組については、館内掲示や区報をはじめ、区営掲示板を活用し、周知してまいりました。今後はSNS等をさらに活用するとともに、都電荒川線の停留場や公共交通機関等でのポスター掲示等、各取組が広く伝わるよう、様々な方法で周知を行ってまいります。	○	62～63
42	すでに図書館等で実施しているサービスについても周知の工夫・強化が大事だと感じる。			
43	本プランを読んで初めて知った取組があった。図書館での取組が区民に伝わるよう、イラスト付きのしおりを作成する等、周知を充実してほしい。			
44	布絵本の展示が少ないため、より利用者の手に取ってもらえるように、展示を増やしてほしい。	配架スペースに限りがあることや布絵本の管理のため、数点ずつ入れ替えながら展示を行っております。より効果的な展示方法について検討してまいります。 また、布絵本は、乳幼児から楽しめるだけでなく、障がいのある子もない子も楽しめる優れた絵本・遊具だと考えております。全館のカウンター等への配置や、おはなし会等での活用等について検討してまいります。	－	－
45	布絵本をもっと開架に出してほしい。			
46	図書館の自習机を増やしてほしい。また、読み聞かせグループで選書等の相談をするスペースを増やしてほしい。	区立図書館では、それぞれの施設環境に応じて、利用者が安全・快適に利用できるよう配慮した上で座席の確保に努め、必要に応じて会議室等を閲覧席として開放するなどの対応を行ってまいりました。施設としての制約の中で可能な限り、学習活動やグループ活動のためのスペース確保に努めてまいります。	－	－
47	従来の図書館にはない魅力的な空間があれば、利用者を増やすことができるのではないかと。小さな音であれば許容されるような環境であるといいと思う。	ゆいの森あらかわは、中央図書館・文学館・子ども施設の機能が融合した施設であり、尾久図書館は公園内の立地を生かして気軽に立ち寄り、様々な本との出会いを体験できる施設となっております。また、人と人との交流を重視し、カフェとの併設やコミュニケーションを促す設計となっております。従来の静かで集中するスペースと、地域文化の交流・発信拠点としての魅力ある空間・環境を実現できるよう、今後も取り組んでまいります。	－	－
48	小中学校の学校図書館司書配置等、子ども達への読書教育の取組が、先駆けて行われている。また、公立図書館も充実していて、現代俳句協会との協力関係の資料やイベントも多くありがたい。これからも、引き続き読書活動の充実を望んでいる。	今後も、学校図書館、区立図書館やその他の区立施設における読書環境を整備し充実することで、地域一体となった読書活動を推進し、読書のまちづくりの実現を目指してまいります。また、俳句のまちあらかわとして、関係部署や団体との連携事業に取り組み、俳句をはじめとした様々な分野から本に親しむことのできる環境を、引き続き整備してまいります。	－	－

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
49	“読書に困難のある人への取組”について、とてもすばらしいと思った。私たち自身も発信していきたいと思う。	ご協力ありがとうございます。読書に困難のある人に配慮した資料の収集とサービスを充実させ、誰もが生涯にわたって読書に親しむことができる環境整備に、引き続き取り組んでまいります。	—	—
50	〈乳幼児とのコミュニケーションツールとしての本の魅力とは？〉 プラスオンとして、このような内容が記載されていることについて大変嬉しく思う。	絵本を通じてコミュニケーションが図ることは乳幼児期の読書習慣の形成に重要なものと捉えております。 引き続き、子どもたちの読書活動を地域社会全体で支え、読書のまちの実現に向けて取り組んでまいります。	—	—

《施策の柱2》 全世代の読書啓発および体験の充実

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
51	(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援 「健診事業等と連携」ではなく「保健所と連携」または「健康推進課と連携」とするべきではないか。	ご指摘を踏まえて、以下のように表記を修正いたします（修正内容は、下線部）。 健診事業等とあわせて取り組むことで、	◎	71
52	成人中心の活動にも力を入れてほしい。	本プランでは、読書活動推進月間での講演会等やビジネス支援のイベント等、図書館へ足を運ぶきっかけとなる事業を実施するとともに、潜在的な興味関心を喚起できるような、新たな本との出会いを創出するなど、多様なニーズに対応できるよう努めてまいります。	○	64
53	大人が参加できるイベントを増やすことで、より一層図書館に来る人が増えるのではないか。			
54	読みたい時に、読みたい本が見つかることが重要だと思う。図書館において、読んでみようと感じてもらうためには「面白そう」、「たのしみそう」と思える案内を充実させるのはどうか。	これまで区立図書館では、世代等に合わせておすすめ本の紹介リストを作成してきました。また「特集コーナー」や、多彩な本との出会いや個人の興味関心事に合わせて本を紹介する「オーダーメイドブックサービス」を提供しております。引き続き、これらの取組を周知していくとともに、個人の知的好奇心を満たすような取組を充実してまいります。	○	64～80
55	紙芝居は荒川区が発祥の地とも言われている。高齢者や子どもが読み手となり、参加者は飛び入りで参加できるような紙芝居の読み聞かせ会を実施し、全世代で楽しむことができる事業を実施してほしい。	区では、あらかわ遊園において「昔なつかしい街頭紙芝居」を実施しているほか、区立図書館では、毎年8月8日に拍子木の音にちなんだ「8月8日（パチパチ）紙芝居デー」を開催しています。引き続き、紙芝居の文化を継承し、全世代で楽しむことのできる事業を実施してまいります。	○	65～66
56	周りの人がどんな本を読んでいるのか、とても興味深い。「〇〇大賞」等、共有できる仕組みを作ってもらいたい。			
57	読書に親しんだ経験のない大人に読書の魅力を伝えるのはなかなか困難だと思う。さらなる取組を期待する。	実際に本を読まなくても、身近な人や地域の人が書いた本の感想等を読むことも読書の一つ（「本を読まない読書」と定義し、他者との読書体験を共有することで、これまで本が身近でなかった人でも、本に親しんでもらえるような取組を実施してまいります。また、こうした取組の中でのコミュニケーションにより人や地域をつなげていくことにも留意しながら取り組んでまいります。	○	68～69
58	「本を読まない読書機会の提供」は素晴らしい。本を読む機会がなかったり、何を讀んだら良いかわからない等と感じている人の良いきっかけになると思う。			
59	「こどもの好奇心」に触れるような企画をし、興味のある分野から活字に触れていく流れがあると、より読書率を高められるのではと考える。具体的には、本の内容とリンクした体験学習を関連部署と連携し実施するのはどうか。	子どもたちの読書活動推進について、区立図書館だけでなく、児童施設等において、読み聞かせ会や季節を感じる事業等を実施しています。また、本から想像力を広げる体験型イベントに取り組んでまいります。引き続き、本の内容とリンクした体験型の事業を通じて、子どもたちの読書活動推進を図り、読書に親しんでもらえる取組を積極的に実施してまいります。	○	71

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
60	子どもの絵本選びのハードルを低くするために、おすすめ本リストにおける選書の考え方や読書の重要性を伝える施策を実施してほしい。	区立図書館では、絵本選びの参考として、年代別または家読（うちどく）におすすめする本のリスト等を提供しています。本プランに基づき、これらのリストの提供とあわせて、掲載本の効果的な紹介方法について、検討してまいります。	○	71
61	「絵本を選ぶこと」や「絵本を読むこと」のハードルを下げるために、保護者向けの絵本講座があると良いと思う。	また、特定のテーマに沿って本を展示・貸出しする「特集コーナー」の設置や、おはなし会をはじめとするイベントでの絵本の読み聞かせ等を実施し、たくさんある本の中から1冊でも多くの好きな本を選ぶ手助けや、出会いづくりを行っています。引き続き、保護者の絵本選びや読み聞かせが楽しくなるよう取り組んでまいります。		
62	調べる学習チャレンジコンクールの受賞作品を、各区立図書館に掲載してはどうか。	令和6（2024）年度には、尾久図書館およびゆいの森あらかわで展示を行いました。本プランに基づき、今後も、区立図書館でより広く展示ができるよう検討してまいります。	○	78 ～ 79
63	ブックスタート事業において、日本語を母語としない家庭が増えたと感じている。英語の訳をつける等、日本語を母語としない人への取組を充実してほしい。	ブックスタート事業においては、日本語を母語としない家庭に対しては、引換券や絵本を外国語版でご案内しております。引き続き、ブックスタートボランティアとともに、より効果的な周知に取り組んでまいります。 その他、外国語の資料の強化等、日本語を母語としない人へ向けた取組を行ってまいります。	—	—
64	荒川区が「読書のまちづくり」において、単なる教養や楽しみのためだけではなく、「本を使った情報収集や自らの課題を解決するための支援等」を重視し、「全世代の読書人口を増やす」ことを目標としている点に強く賛同する。	教養や楽しみを目的とした読書を推進するとともに、情報収集や知識の蓄積など探究的で実用的な読書につながるよう取り組んでまいります。また、読書の効果や魅力が実感できる事業を実施することで、読書人口を増やす取組を進めてまいります。	—	—
65	現代は「読書」だけでは古い。デジタル時代では読書よりもオンラインで記事やデータ、ドキュメントがアップデートされる。本を読むことよりも、知識を蓄え、それを活用して区を発展させ、区民を幸せにする取組を期待する。	さらに、子どもや若者の興味関心を喚起・育成していくことで、読書の楽しさや大切さを体感し、生涯の読書習慣形成につなげるとともに、成長後の課題解決能力を養成する取組に努めてまいります。あわせて、区民のニーズに対応した蔵書の整備やオンラインデータベースの提供、および調べものの調査支援の実施等に取り組んでまいります。		
66	ゆいの森あらかわ2階にある学び라운ジの体験キットに関連する本の紹介を添付することによって、読書につなげてみてはどうか。	学び라운ジでは、遊びや体験を通して、科学をはじめとするさまざまな分野を学べる体験キットに関連した本を配置しています。近くに関連本を配置することで、体験キットから生じた疑問や課題を本で調べたり、知識を深めたりできるよう工夫しています。今後も、体験キットを通じた遊びや学びを読書につなげる取組を行ってまいります。	—	—
67	ブックスタート事業について、荒川区では、絵本をひらく楽しい「体験」と、生まれて初めて手にする「絵本」をセットでプレゼントされていて、お母さん方にとっては、とても嬉しい時間だと思う。	絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントし、絵本によるコミュニケーションを図ることで、家庭における楽しい時間を充実させ、乳幼児期からの読書習慣を形成することを目的としてブックスタートを実施しています。引き続き、乳幼児親子の触れ合いを充実させるため、絵本を活用したおはなし会をはじめとした事業を推進してまいります。	—	—
68	ブックスタートの会場を、保健所に変更したほうが良いと考える。	ブックスタート事業は、乳児と保護者が絵本を介して交流するきっかけを作り、親子の絆を深めるだけでなく、事業後も継続して絵本に親しんでいただくことを目指し、区立図書館で実施しております。ご提案いただきました健診会場と同一建物内で実施することについては、絵本に親しんでいただくなどの目的に鑑みつつ、対象者のご意見を伺いながら、限られたスペースの中でいかに安全に運営していくか等の課題を所管課と検討してまいります。	—	—
69	健診後に会場を移動するのは大変なため、ブックスタートも保健所での開催を希望する。			
70	ブックスタート事業を、保健所で直接案内ができる乳幼児親子の身体的負担が減るのではないかな。			

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
71	読み聞かせ会等について、ボランティア団体に依頼し、保育園のホールを会場に、在園児やその保護者のみならず、誰でも参加できるよう実施したら良いと思う。団体としても安定した活動場所の確保となり、活動意欲につながると考える。	これまで区内の保育園では、ボランティア団体による出張型おはなし会を実施してまいりました。引き続き、各ボランティアが各施設と直接調整できる体制を整備するなど、活動を支援してまいります。 また、保育園の地域支援事業等の一部としておはなし会を実施し、保育園近隣の子育て家庭にも参加してもらえるよう検討してまいります。	—	—
72	0から1歳のためのおはなし会（ゆいの森ホールで実施）について、大型絵本を多く利用しているが、赤ちゃんはまだ視力が弱いので、会場が広くて遠いと思えないと思う。絵本をもっと身近に感じて欲しいということであれば、実施する場所を見直した方がよい。	参加希望者が大変多く、実施回数を増やすことや整理券を配布するなどの改善を図ってまいりました。それでも会場内の密度が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、会場をゆいの森ホールに変更いたしました。乳児の安全を確保した上で楽しめる読書環境整備の充実を図るため、区立図書館全体のおはなし会の実施方法について検討してまいります。	—	—
73	2から3歳のためのおはなし会について、読む本の冊数が5冊と多く感じた（その間、手遊びは1回）。そして、内容的にも、物語の本も選書していて、年齢に対し、結構、難しい本を選書されているな、という印象を受けた。	ゆいの森あらかわで実施している「2から3歳のためのおはなし会」は、ボランティアとの協働で行っております。プログラムについては、定例会や事前の打ち合わせを行って準備をしておりますが、子どもたちにとって楽しい読書体験となるよう、冊数や選書の見直しを図ってまいります。	—	—

＜施策の柱3＞ 地域を読書でつなぐ取組の推進

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
74	「街なか図書館」の更なる充実に向け、設置店舗に区民が「行ってみたい」と思えるような取り組みが必要だと思う。	街なか図書館の運営にご協力いただき、ありがとうございます。 地域の人が街なか図書館へ足を運んでいただくきっかけになるよう、引き続き、街なか図書館の魅力を高めるための取組を、事業者や利用者の意見を伺いながら進めてまいります。	○	83
75	街なか図書館で図書を店のお客様に薦める事が出来るのは、有意義な事だと思う。しかし、それからもう一歩進んだことをしたい。	また、運営にあたってのご要望やご意見を伺いながら、より多くの人に読書を楽しんでいただける取組を検討してまいります。 引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。		
76	ボランティア中心で実施している協働事業について、民間事業者も参画し、店舗同士のつながりを生む施策を提案する。民間事業所に設置している「あらかわ街なか図書館」を活用し、店主が作成するPOPの導入及び作成支援、並びに店主による読書トークイベントを実施し、「本が身近にあるまちづくり」を質的に充実させ、店舗同士の読書を通じた横のつながりによって地域コミュニティを強化してほしい。	読書のまちづくりを進めていくために個人の読書推進だけでなく、地域を読書でつなぐ施策として、引き続き「あらかわ街なか図書館」の事業者と意見交換を行いながら、地域や施設の特徴を生かした本を設置するなど、暮らしの中に本がある取組を推進してまいります。 区立図書館のリサイクル図書を設置するだけでなく、読書啓発等に事業者も主体的に協力いただくことにより、地域が一体となった読書のまちを目指してまいります。	○	83 ～ 85

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
77	本を読まない人に対する取組として、従来の大型書店にはない「親しみやすさ」と「文化的な刺激」を併せ持つ「独立系書店」が有効な窓口になり得ると考える。こうした書店と協働した事業を実施してはどうか。	これまで区立図書館では、読書活動推進月間における著名な方による講演会や絵本の原画展等、普段本を読まない方も、読書への興味が湧くような事業を実施しております。また、本プランでは、読みたい本を明確にする手助けや予期せぬ本との出会いの支援を行うことで、知的好奇心を満たして自己成長を促してまいります。誰もが読書に親しみ、学ぶことを目指しています。本プランに基づき、引き続き、各種事業を実施していくとともに、地元書店や、独自の理念に基づいて運営し個性的な本を取り扱う独立系書店と区立図書館がともに事業を行い、図書館職員とは異なる視点や知識で区民等のニーズを捉え、読書活動を支援できるよう検討してまいります。	○	84
78	「地域全体での読書活動推進」に強く賛同する。具体策として、①読書クーポンの導入、②子ども図書館アンバサダー、③図書館の部室化（要件緩和）、④街なか図書館スタンプラリー、⑤全世代型ビブリオトーク推進と動画連動を提案する。	様々な事業のご提案を頂きありがとうございます。区ではこれまでも、子どもたちに司書として区立図書館に関わってもらったり、中学生以上の10代（ティーンズスタッフ）と一緒にビブリオバトルを実施するなどの取組を行ってまいりました。また、区立図書館でのスタンプラリーなども開催しております。本プランでは、ご提案の内容を踏まえ、これまでの取組の経験を生かしながら、多くの人の興味を引き、楽しんでもらえる事業の実施に努めてまいります。	○	84
79	地域全体での読書活動について、行政機関や事業所主体ではなく、広く住民の意見を取り入れてほしい。具体的な計画が行政担当者や事業者に先導されるのではなく、住民主導となる活動の仕組みを検討してほしい。	本プランの策定に当たっては、区政世論調査やパブリック・コメントを実施するなど、区民の皆様からのご意見の反映に努めてまいりました。また、読書活動の実施に当たっては、地域を構成する人たちが気軽に意見を交わし、図書館に提案することができようワークショップを開催するなど、新たな発想や意見を集める仕組みづくりに努め、地域とともに読書を推進する図書館運営を目指します。	○	85
80	読書活動を推進していくためには、広い知識をもち、コミュニケーションを通して読書につなげていく図書館職員の役割が大きいと思う。	本プランに基づき、図書館職員の専門性を向上し、豊かな心を育む読書のまちづくりを推進する際に力を発揮できるような人材となり、地域が一体となって読書活動を推進していくための存在になるよう、育成に努めてまいります。	○	90 ～ 91
81	読書活動推進のための様々な取組を行っていく際には、図書館職員の育成が大切だと思う。			
82	区立図書館の蔵書や利便性、街ぐるみの活動が素晴らしいと感じている。図書館で活動するボランティアは高齢化により辞めていく人が多くなっているため、人材確保に向け、短い時間でも参加・協力できるような仕組みを構築できるとよい。	これまで区立図書館では、区民等が区立図書館との協働事業に積極的に参加することで、読書活動を推進するボランティアの育成や、連携等に取り組んでまいりました。各種養成講座の実施等、より多くの人が積極的に参加できるよう、取り組んでまいります。	—	—
83	ボランティア養成講座について、実際にボランティアを開始している方々に対し、中級講座を開催して、選書のポイントや組み立て方なども学べる講座があったら良い。	ストーリーテリング（素話）および読み聞かせボランティアの養成講座については、活動をする人を増やすために、入門講座を実施しているほか、5年に一度は、ボランティアとして実際に活動している人を対象に中級講座を実施しています。より一層知識や技能を身に付けていただき、サービスの向上と地域に根差した活動につなげるために、選書やプログラムの組み方等、協働するボランティアの方々の意見を聴取しながら、講座等を実施してまいります。	—	—
84	ボランティア養成講座に参加した際、すでに活動しているボランティアが「楽しいし、参加者に喜んでもらえているようで嬉しい」と言っており、とても魅力的に感じる。ただ、講習会が平日の昼間に限られているのが残念である。	養成講座は、終了後に、区立図書館で活動する人を対象に実施しています。そのため、開催時間を、各ボランティアの活動時間と同じ時間帯に開催しており、現状では平日の日中の実施となっております。今後の協働事業の検討と合わせて、養成講座の開催日時についても検討してまいります。	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
85	区とボランティアとの協働事業を実施する場合、年間プログラムとして組み込んでほしい。	日程や部屋の調整を図り、より効果的な実施ができるよう努めてまいります。	—	—
86	読書体験の共有の仕組みを考えることは、更なる区民の読書活動の促進に大変有益であると思う。例えば、図書検索システムで他者のレビューが見られるというものはどうか。また、レビューを記載した人には、ポイント付与等インセンティブを与えることで、読書体験の共有が活性化するのではないか。	区民等が読んだ感想や紹介文等を他者の読書体験を見聞させることを「本を読まない読書」と位置付け、読書機会の提供を行います。また、個人の読書から得た体験をアウトプットし、読書体験を分かち合うことで、より深く理解し記憶に残るイベントを開催します。また、区民等が読書体験を共有し、より多くの人の目に留まるような仕組みづくりについて、検討してまいります。また、システムのデータ利活用については、法的な規制もあるため、対応については慎重に検討してまいります。	—	—
87	とても素晴らしいプランだと思う。その上で、区内には書店が少ないため、区民は本を購入して手に取る機会が少ないことが問題だと考える。書店を誘致するような施策を入れてほしい。	書店誘致のための支援については、国が公表した「書店活性化プラン」（令和7（2025）年6月）に基づき進めており、新規出店支援等の施策等、適宜、情報を提供してまいります。また、区立図書館だけでなく、関連部署や地元書店等との連携を図りながら、区民が本を手に入る機会の提供方法について検討してまいります。	—	—
88	区内に独立系書店を誘致するための支援制度を創設してほしい。			
89	区の施設や区内事業者では、街なか図書館を設置することで、地域と区立図書館の連携を行っている。読書を通じた交流が生まれ、本が子どもたちの身近にある環境づくりを実感することができる。	ご協力をいただきありがとうございます。地域と区立図書館の連携事業の一つである街なか図書館では、地域や施設の特色を生かした本を設置することで、本に親しんでもらうとともに、本を通じた交流が生まれることを目的としています。引き続き、本が身近にあるまちづくりの取組を推進してまいります。	—	—
90	街なか図書館に参加したことで、絵本などのバリエーションが増え、利用している子ども達にも好評である。当施設での読書が習慣となる第一歩となっている実感があり、今後も本が増え、読書の輪が広がっていくことを願っている。	街なか図書館の運営にご協力いただき、ありがとうございます。本のバリエーションについては、ご希望をお伺いしながら充実に努めてまいります。地域の中に読書の輪を広げていけるよう取り組んでまいりますので、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。	—	—
91	本との接点を増やすため「本を読みながら〇〇ができる」、「〇〇しながら本が読める」ような事業を検討してほしい。 例えば、銭湯を資源として活用し、足湯につかりながら本が読める等の取り組みはどうか。	区はこれまで、本を読みながらお茶が飲める、手続きのついでに本が読めるなど、本が身近にある環境整備として、街なか図書館の拡充に努めてまいりました。引き続き、生活の多くの場面で本に触れることができるよう、取り組んでまいります。	—	—
92	読書活動を推進するに当たり、パブリック・コメントだけでなく、積極的に地域住民の意見を吸い上げるような組織を作してほしい。	地域における読書活動を進めていくためには、図書館だけでなく、ボランティアや事業者等、様々な団体の協力が不可欠です。区民をはじめ様々な関係機関の皆様のご意見を伺いながら、本プランを実行してまいります。	—	—

《その他》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
93	公共図書館内に、カフェや、飲食可能なスペースがあると長く滞在できるため、大変助かっている。	可能な限り飲食可能なスペースを設け、滞在型の図書館としての機能を充実させてまいります。	—	—
94	借りた書籍に、柔軟剤や芳香剤のニオイが残っていることが増えているように感じる。本の汚損だけでなく、ニオイに関するルールを周知して欲しい。	図書館利用カード作成時には、貸出返却等の基本的な事項に加えて、においに関する案内をすることや、返却時に特に強いにおいがついてしまっている時には注意を促すなど、次に読む人に影響が出ないような利用を促すよう徹底してまいります。	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
95	受験の過去問を置いてほしい。	学習参考書や受験問題集等については、長期間個人で使用されることが想定され、内容がすぐに古くなることから、資料収集の対象外となっております。区といたしましては、広く区民の皆様の興味や関心を満たすことのできるような蔵書を整備してまいります。	—	—
96	普段、図書館に足を運ばない、または運べない層を取り込む事業として、利用者が多い場所に「予約本の貸出口ロッカー」を設置するのはどうか。	区立図書館では、本の返却の利便性を高めるため、日暮里駅前のほか、町屋駅前および南千住駅前に図書返却ポストを設置しています。ご提案いただきました「予約本の貸出口ロッカー」の設置については、設置場所や管理方法に加え、配送等の課題もあるため、今後の検討とさせていただきます。	—	—
97	ゆいの森あらかわの2階会議室を一般にも開放してほしい。 会議室等の使用状況をオンタイムで表示するなど、図書館の一層の活性化につなげてはどうか。	ゆいの森あらかわの2階会議室は、区立図書館やボランティア等の活動のほか、土日祝日においては、館内の混雑状況に合わせて、自習室として開放しております。読書活動の一層の充実を図るために、活用の方法や利便性の向上について検討してまいります。	—	—
98	ゆいの森は中央図書館として大変設備や蔵書が優れていると思うが、場所が遠く、行くのが難しい。	ゆいの森あらかわへのアクセスについては、都電やコミュニティバス等をご利用ください。なお、区では地域ごとに図書館を設置しており、予約本を含む貸出しや返却、インターネットによる検索やレファレンスサービス等を提供しており、他の図書館の蔵書を取り寄せることも可能となっております。また、ボランティア活動にても一部を除き、すべての区立図書館で実施しております。引き続き、全館で各種サービスを提供できるよう、努めてまいります。	—	—
99	尾久図書館の人に、書庫から本を持ってきてくれて、借りなくても大丈夫ですよと言っていたのがとても嬉しかった。	引き続き、気持ちよくご利用いただけるよう接遇の向上を図ってまいります。	—	—

3 各種アンケート調査結果

【調査結果の見方】

- 集計した数値(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。
そのため、1つだけ回答する設問の場合、各選択肢の数値(%)をすべて合計しても100%にならないことがあります。
- 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。
- 各設問の選択肢の文章が長い場合、要約して短く表現している場合があります。
- 意見記述に関しては主旨のみ記載している箇所があります。

(1) 区政世論（令和6（2024）年度）

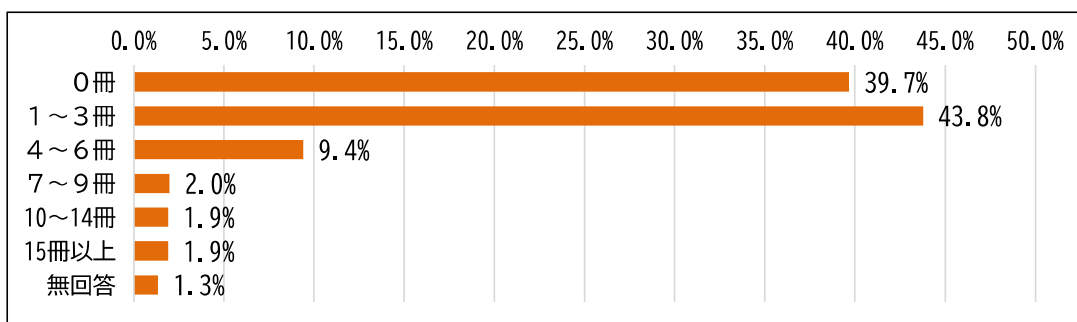
【調査の概要について】

○調査対象 区内在住の満18歳以上の個人

○回答件数 1,414件

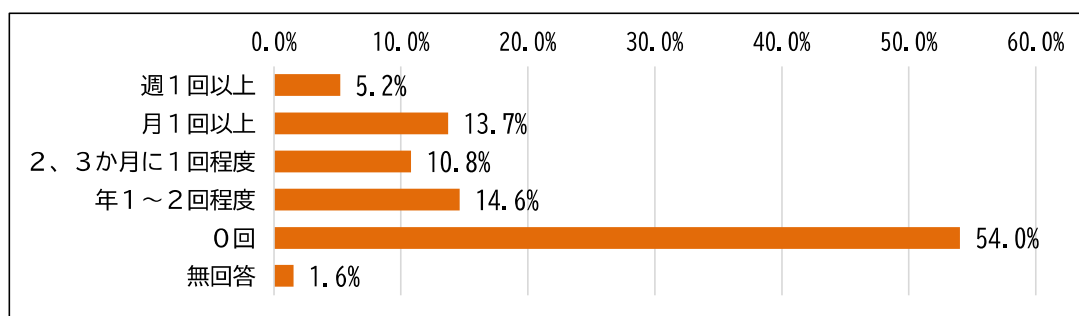
○調査期間 令和6（2024）年8月30日（金）～9月30日（月）

【本・雑誌（漫画は含まない）の1か月平均の読書量について】



- 1か月平均「1～3冊」が4割を超えて最多となり、次いで「0冊」が4割弱となっています。4冊以上読む方は、全体の約15%でした。

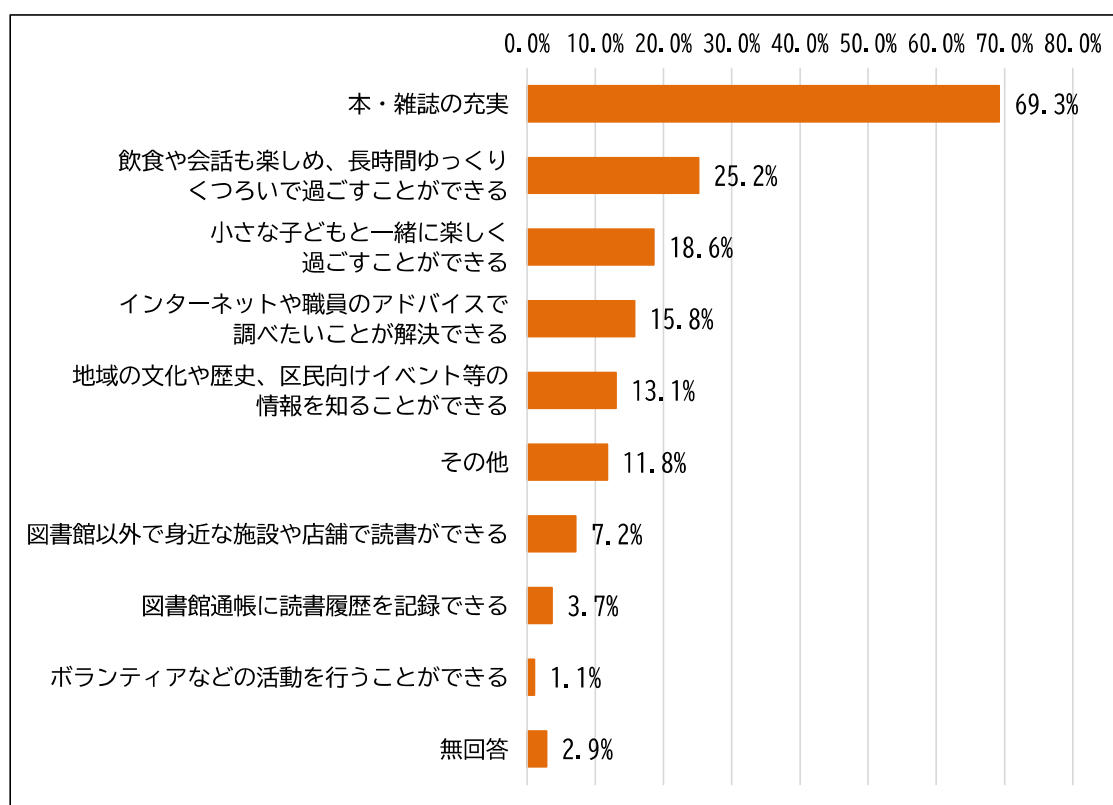
【過去1年以内に区立図書館を利用した頻度について】



- 区立図書館を利用した頻度は、半数以上の方が「0回」で、次いで「年に1～2回程度」「月1回以上」となっています。

【区立図書館に行って良かったことについて（○は3つまで）】

過去1年以内に、区立図書館を年1回以上利用した方の内数（N＝628）



- 区立図書館に行って最も良かったことは約7割で「本・雑誌が充実している」ことでした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が上位に挙がっています。

(2) 区内の未就学児・小学生・中学生の読書量調査（令和7（2025）年度）

【調査の概要について】

○調査対象

- ・ 4歳児クラスまたは年中に在籍する未就学児とその保護者
- ・ 区立小学校1年生、3年生、5年生および区立中学校2年生並びにその保護者

○回答人数 未就学児および児童生徒並びに保護者 各909人

○調査期間 令和7（2025）年6月13日（金）～6月30日（月）

【本や雑誌（漫画は含まない）の1か月平均読書量が0冊の割合について】

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
全国	—	—	—	※8.5%	※23.4%
東京都	—	7.6%	7.4%	7.4%	11.6%
荒川区	21.1% (19人/90人)	2.9% (5人/170人)	1.7% (3人/174人)	8.5% (11人/130人)	23.2% (80人/345人)

※ 「—」は、調査未実施。

※ 全国の「小学5年生」の数値は、小学4～6年生を対象とした調査結果を記載。

※ 全国の「中学2年生」の数値は、中学1～3年生を対象とした調査結果を記載。

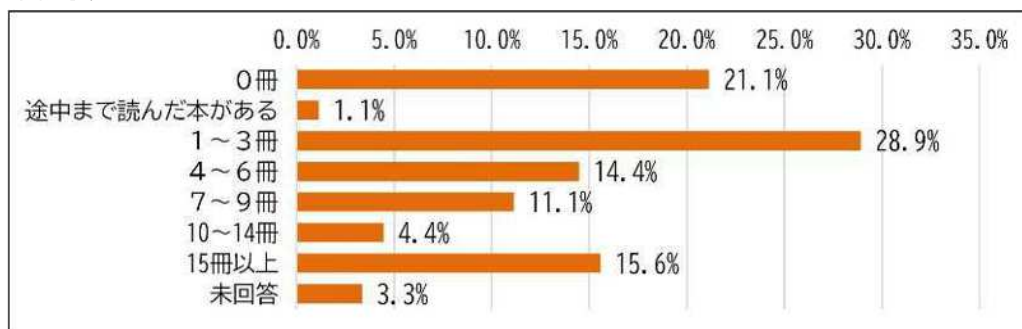
【0冊の理由について】（上位3つを記載）

未就学児 (19人)	1. ひらがなが十分に読めないから (57.9%)
	2. 情報機器の利用に時間が取られるから (42.1%)
	3. 読書に興味がないから・習い事等が忙しくて時間がないから (10.5%)
小学1年生 (5人)	1. 本よりも楽しいことがあるから (40.0%)
	1. 読むべき本が分からないから (40.0%)
	1. 読みたいと思う本がないから (40.0%)
小学3年生 (3人)	1. 本よりも楽しいことがあるから (66.7%)
	2. 勉強や習い事が忙しいから (33.3%)
	2. 本を読むのが嫌いから (33.3%)
小学5年生 (11人)	1. 読みたいと思う本がないから (36.4%)
	2. 勉強や習い事が忙しいから (27.3%)
	2. 本を読むのが嫌いから (27.3%)
中学2年生 (80人)	1. 読書に興味がないから (67.5%)
	2. 情報機器の使用に時間が取られるから (42.5%)
	3. 読みたいと思う本がないから (41.3%)

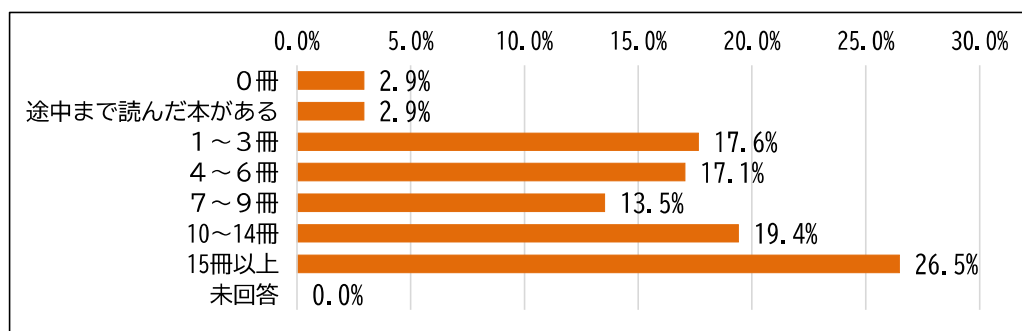
- 未就学児は「ひらがなが十分に読めないから」、小学1年生は「本よりも楽しいことがあるから」「読むべき本が分からないから」「読みたいと思う本がないから」、小学3年生は「本よりも楽しいことがあるから」、小学5年生は「読みたいと思う本がないから」、中学2年生は「読書に興味がないから」が最多でした。

【各世代の1か月間の平均読書量の内訳】

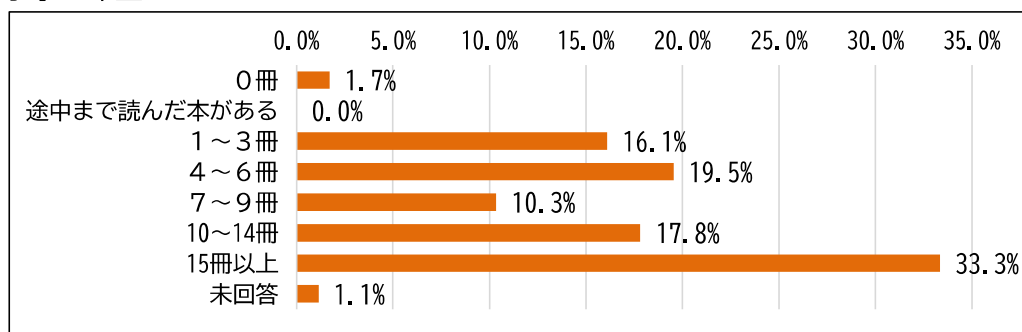
<未就学児> N = 90



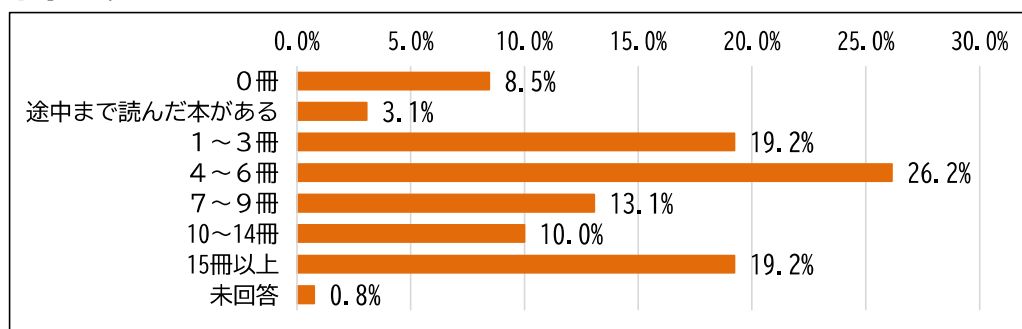
<小学1年生> N = 170



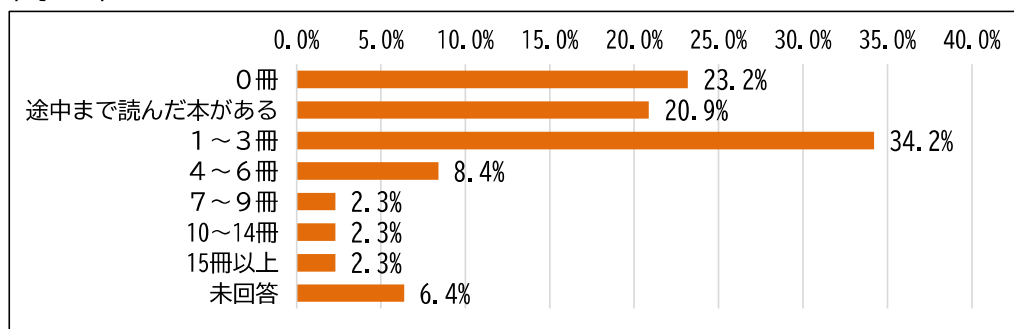
<小学3年生> N = 174



<小学5年生> N = 130



<中学2年生> N = 345



【区立図書館の利用頻度について】

	未就学児 N = 90	小学1年生 N = 170	小学3年生 N = 174	小学5年生 N = 130	中学2年生 N = 345
週1回以上	8.9%	18.2%	24.7%	7.7%	7.5%
月1回以上	41.1%	40.0%	32.2%	25.4%	15.1%
数か月に 1回程度	24.4%	22.9%	21.8%	27.7%	23.8%
年1、2回	14.4%	10.0%	8.6%	26.2%	34.8%
0回	8.9%	8.8%	11.5%	12.3%	12.5%
未回答	2.2%	0%	1.1%	0.8%	6.4%

- 未就学児から小学3年生は「月1回以上」、小学5年生は「数か月に1回程度」、中学2年生は「年1、2回」利用している方が最多でした。

【図書館に行く理由について（複数回答）】

（小学生以上を対象に調査を実施。利用頻度「0回」と「未回答」を除く。
上位3つを記載）

小学1年生 (155人)	1. 本の貸出しや返却のため(87.1%)
	2. 読書や勉強のため(31.6%)
	3. イベントに参加するため(10.3%)
小学3年生 (152人)	1. 本の貸出しや返却のため(84.2%)
	2. 読書や勉強のため(36.8%)
	3. イベントに参加するため(10.5%)
小学5年生 (113人)	1. 本の貸出しや返却のため(77.0%)
	2. 読書や勉強のため(50.4%)
	3. 調べ物をするため(35.4%)
中学2年生 (280人)	1. 勉強をするため(65.4%)
	2. 本の貸出しや返却のため(53.9%)
	3. 読書や調べ物をするため(49.6%)

- 小学1年生から小学5年生までは「本の貸出しや返却のため」が最多でした。
中学2年生は「勉強をするため」が最多でした。

【現在と1年前を比較した読書量について】

（小学5年生以上を対象に調査を実施。未回答を除く。）

	小学5年生(N=129)	中学2年生(N=323)
増えている	31.0%	15.2%
減っている	21.7%	34.1%
変わらない	47.3%	50.8%

- 小学5年生と中学2年生ともに「変わらない」が最多でした。
一方で、小学5年生は「増えている」が、中学2年生は「減っている」が次点となりました。

【現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

小学5年生 (28人)	1. 勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから (53.6%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.9%)
	3. 読みたいと思う本がないから (25.0%)
中学2年生 (110人)	1. 勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから (60.0%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.7%)
	3. 読みたいと思う本がないから (33.6%)

- 小学5年生と中学2年生ともに「勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから」が最多でした。

【各対象の保護者の直近1か月間の不読率（読書量0冊）について】

未就学児の 保護者	小学1年生の 保護者	小学3年生の 保護者	小学5年生の 保護者	中学2年生の 保護者
34.4% (31人/90人)	21.2% (36人/170人)	25.3% (44人/174人)	23.1% (30人/130人)	23.2% (80人/345人)

- アンケート調査時の直近1か月間の不読率は、未就学児の保護者が最多で「34.4%」でした。

【各対象の保護者の0冊の理由について】（上位3つを記載）

未就学児 の保護者 (31人)	1. 育児が忙しいから (90.3%)
	2. 仕事が忙しいから (61.3%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (38.7%)
小学1年生 の保護者 (36人)	1. 仕事が忙しいから (77.8%)
	2. 家事や育児、学業等が忙しいから (72.2%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (36.1%)
小学3年生 の保護者 (44人)	1. 仕事が忙しいから (81.8%)
	2. 学業や習い事等が忙しいから (52.3%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (36.4%)
小学5年生 の保護者 (30人)	1. 学業や習い事等が忙しいから (63.3%)
	2. 読みたいと思う本がないから (26.7%)
	3. 読書に興味がないから・情報機器の使用に時間がとられるから (23.3%)
中学2年生 の保護者 (80人)	1. 仕事が忙しいから (60.0%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (48.8%)
	3. 学業や習い事等が忙しいから (22.5%)

- 未就学児の保護者は「育児が忙しいから」、小学1年生、3年生および中学2年生の保護者は「仕事が忙しいから」、小学5年生の保護者は「学業や習い事等が忙しいから」が最多でした。

【各対象の保護者の区立図書館の利用頻度について】

	未就学児 N=90	小学1年生 N=170	小学3年生 N=174	小学5年生 N=130	中学2年生 N=345
週1回以上	13.3%	10.6%	12.1%	10.8%	3.5%
月1回以上	36.7%	41.8%	35.1%	23.8%	12.2%
数か月に 1回程度	18.9%	20.6%	21.3%	27.7%	15.1%
年1、2回	17.8%	15.9%	14.4%	22.3%	23.5%
0回	11.1%	11.2%	17.2%	14.6%	16.8%
未回答	2.2%	0%	0%	0.8%	29.0%

- 子どもへのアンケート結果と同様に、未就学児から小学3年生の保護者は「月1回以上」、小学5年生の保護者は「数か月に1回程度」、中学2年生の保護者は「年1、2回」利用している方が最多でした（未回答を除く）。

【各対象の保護者の現在と1年前を比較した読書量について】（未回答を除く。）

	未就学児の 保護者	小学1年生 の保護者	小学3年生 の保護者	小学5年生 の保護者	中学2年生 の保護者
増えている	18.9%	20.8%	20.7%	9.2%	12.6%
減っている	20.0%	20.8%	24.7%	18.5%	25.5%
変わらない	61.1%	58.3%	54.6%	72.3%	61.9%

- すべての対象で「変わらない」が最多でした。

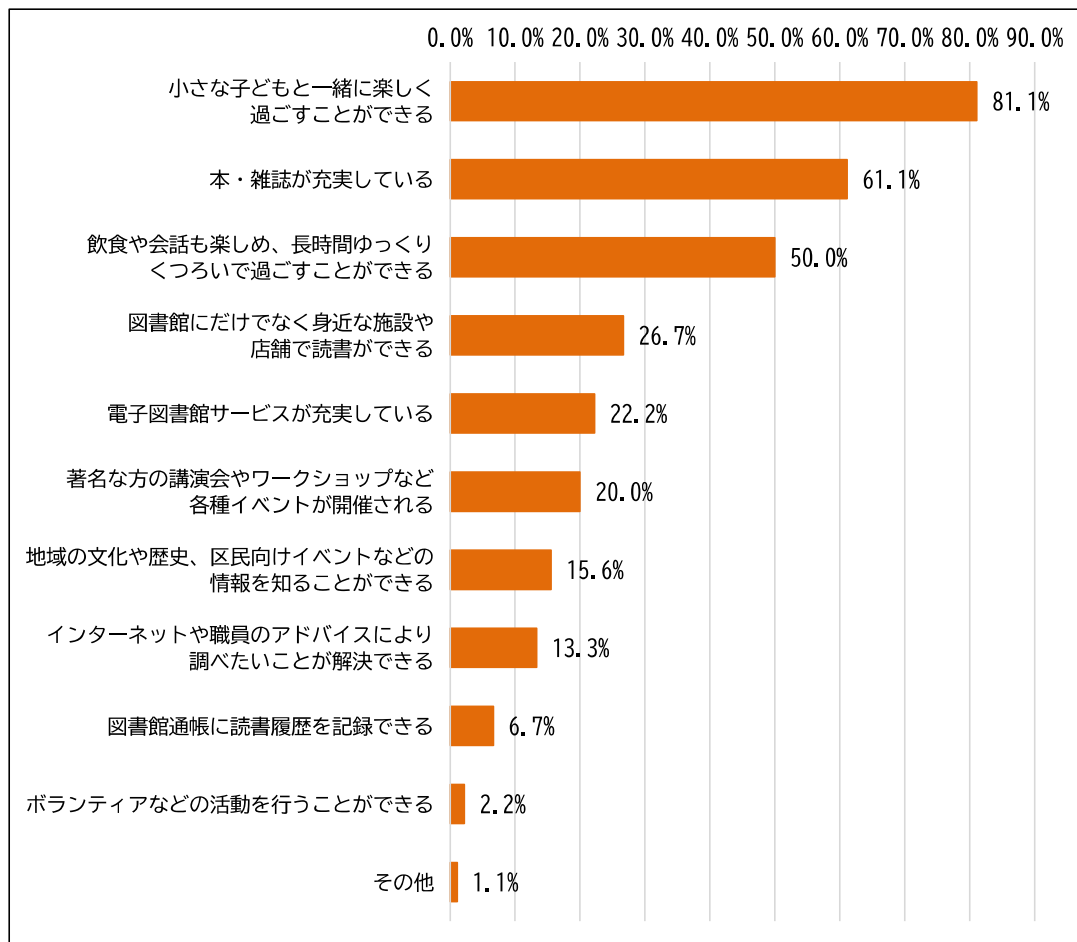
【各対象の保護者の現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

未就学児 の保護者 (18人)	1. 育児が忙しいから (77.8%)
	2. 仕事が忙しいから (44.4%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (38.9%)
小学1年生 の保護者 (35人)	1. 家事や育児、学業等が忙しいから (88.6%)
	2. 仕事が忙しいから (68.6%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (34.3%)
小学3年生 の保護者 (43人)	1. 仕事が忙しいから (72.1%)
	2. 学業や習い事等が忙しいから (65.1%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (41.9%)
小学5年生 の保護者 (24人)	1. 学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから (79.2%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (33.3%)
	3. その他 (4.2%) (デジタルツールのほうが便利だから)
中学2年生 の保護者 (63人)	1. 仕事が忙しいから (52.4%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.9%)
	3. 学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから (36.5%)

- 未就学児の保護者は「育児が忙しいから」、小学1年生の保護者は「家事や育児、学業等が忙しいから」、小学3年生と中学2年生の保護者は「仕事が忙しいから」、小学5年生の保護者は「学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから」が最多でした。また、すべての対象で「情報機器の使用に時間がとられるから」が上位3つ以内に入りました。

【各対象の保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】

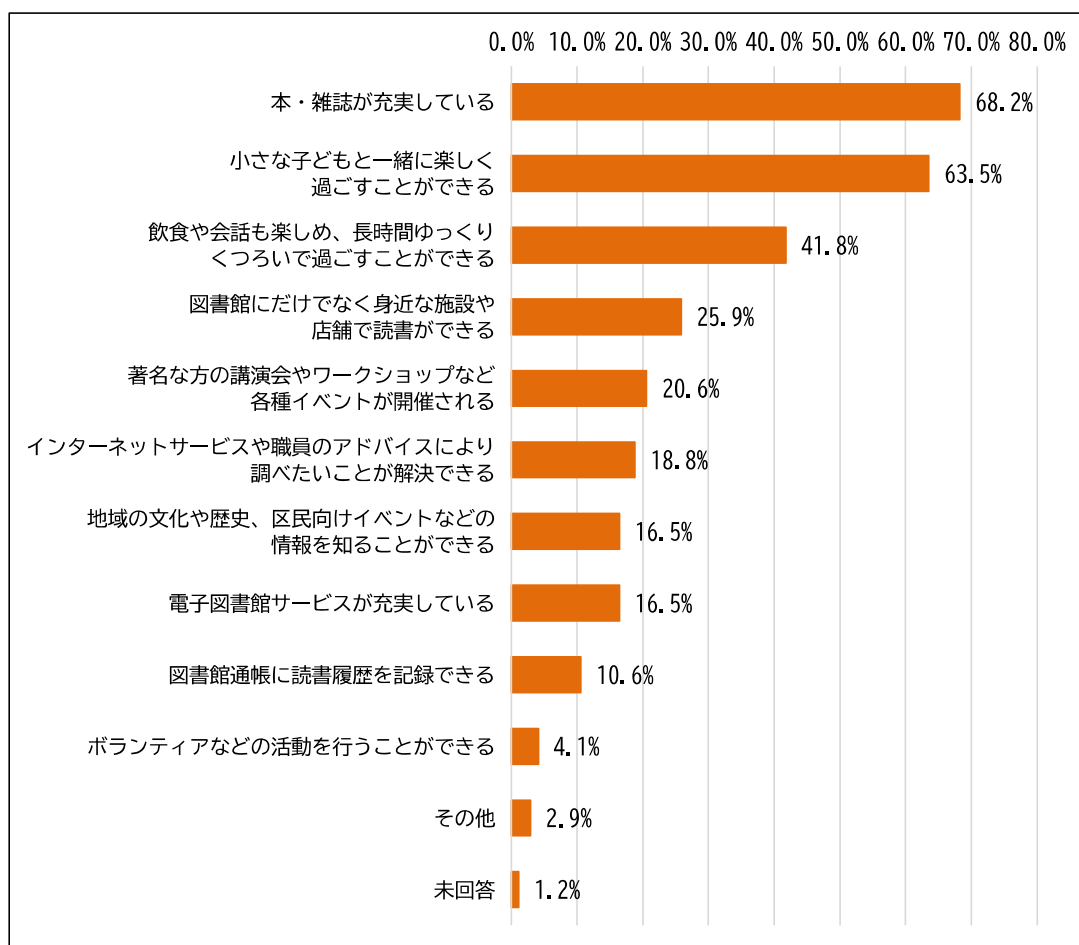
<未就学児の保護者> N = 90



その他：駅など本を返しやすい場所の設置

- 「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約8割で最多でした。次いで「本・雑誌が充実している」が約6割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約5割でした。

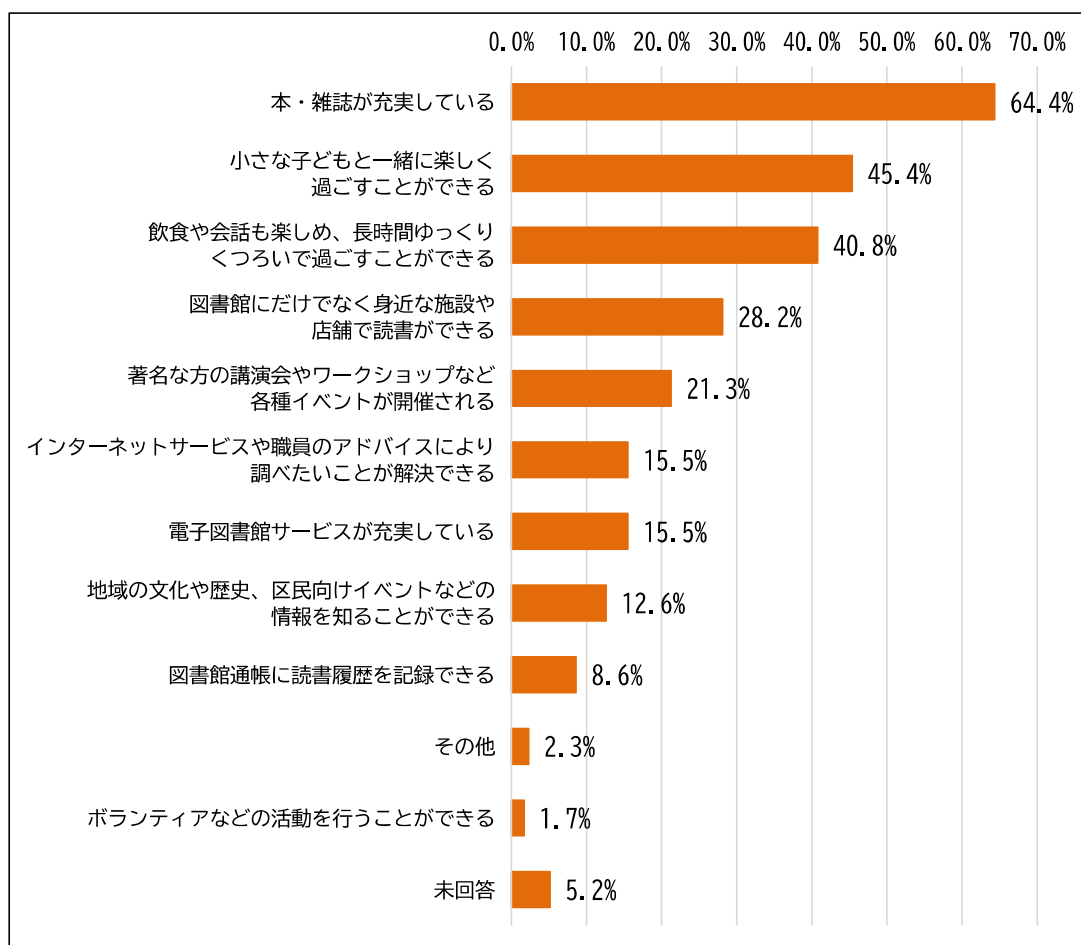
<小学1年生の保護者> N = 170



その他：勉強ができる環境／読書だけでなく避暑地としての利用ができること／楽しさ

- 「本・雑誌が充実している」が約7割で最多でした。次いで「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約6割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

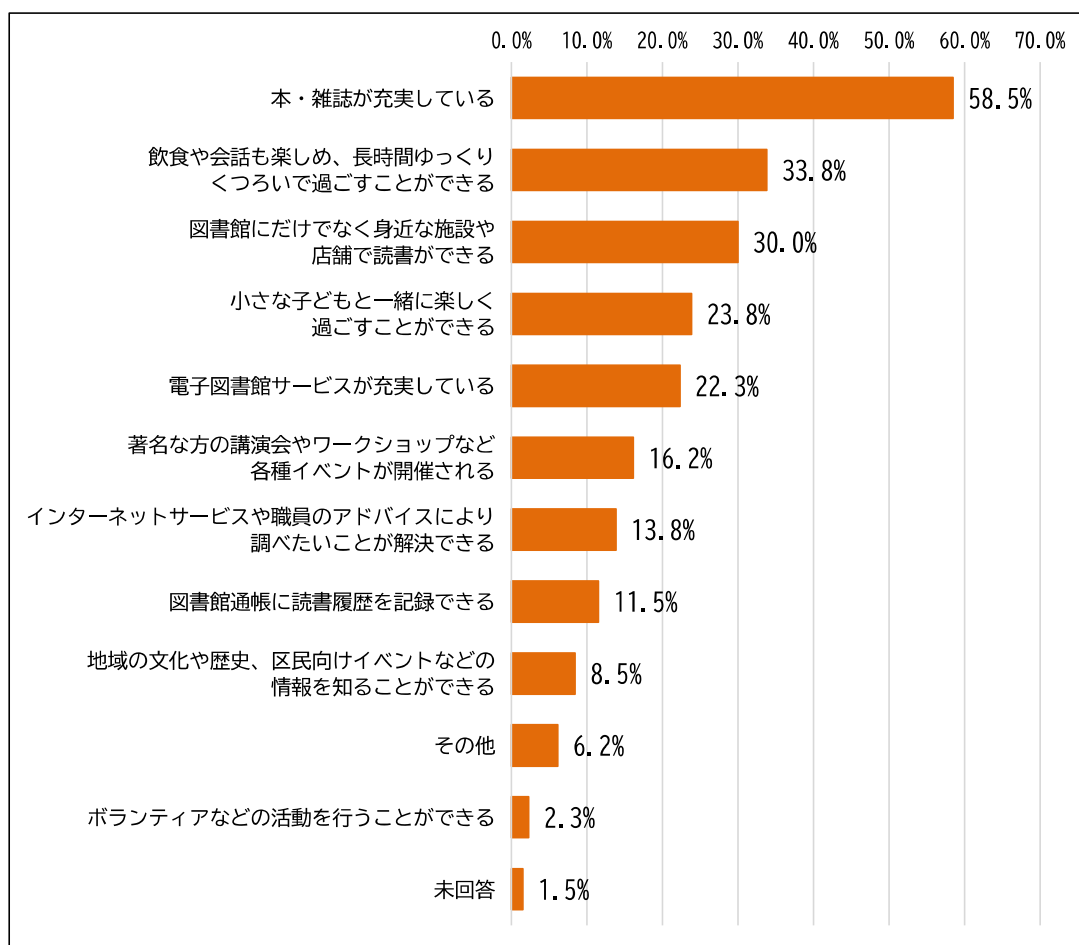
<小学3年生の保護者> N = 174



その他：蔵書の場所の分かりやすさ／読み聞かせの充実／近所に図書館があること／テレワークや学習スペースの充実／企画展

- 「本・雑誌が充実している」が6割を超えて最多でした。次いで「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約5割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

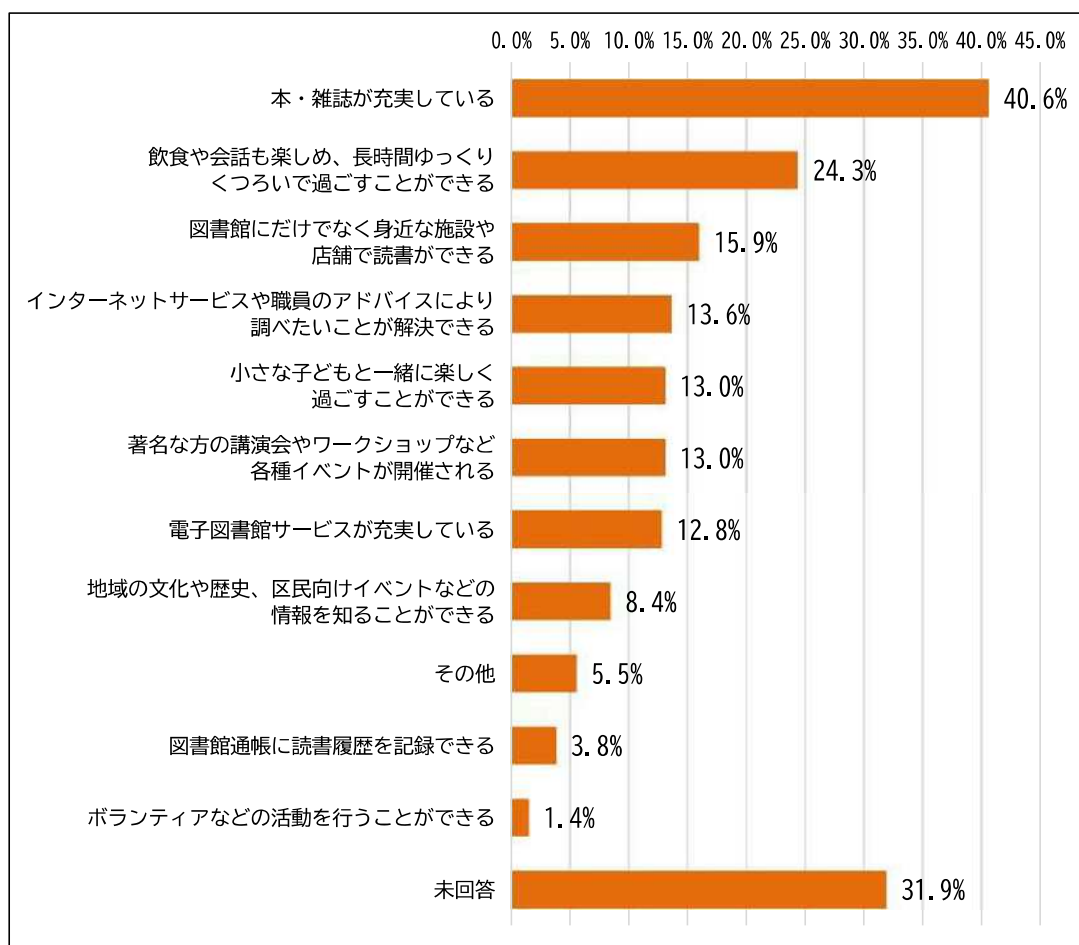
<小学5年生の保護者> N = 130



その他：快適な読書や学習環境／漫画のリクエスト制度導入／区内の施設における読み聞かせ会の実施／おすすめする絵本を予約画面に掲載すること／外国語書籍や絵本の充実

- 「本・雑誌が充実している」が約6割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」「図書館にだけでなく身近な施設や店舗で読書ができる」が約3割でした。

<中学2年生の保護者> N = 345



その他：勉強やコミュニケーション、飲食が可能な場所の拡充／テレワークできる環境／資料の収集と充実／清潔さ／新刊の多さ／企画展示

- 「本・雑誌が充実している」が約40%で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約25%「図書館にだけでなく身近な施設や店舗で読書ができる」が約15%でした。

【各対象学年の保護者への質問：読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】
(未回答を除く。)

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
大切だと思う	76.1%	74.1%	66.1%	71.9%	62.3%
どちらでもない	22.7%	22.4%	28.1%	27.3%	34.0%
大切だと思わない	1.1%	3.5%	5.8%	0.8%	3.7%

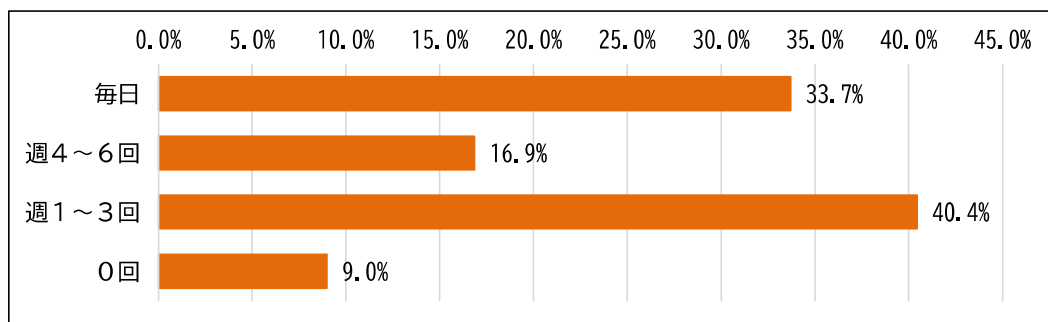
○ 全対象学年（保護者）で「大切だと思う」の回答が6割を超え、最多でした。

【各対象の保護者の「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の認知度】

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
内容まで知っている	7.8%	11.2%	14.9%	8.5%	6.7%
聞いたことがある	41.1%	44.7%	33.9%	47.7%	20.3%
聞いたことがない	50.0%	43.5%	51.1%	43.8%	43.8%
未回答	1.1%	0.6%	0%	0%	29.3%

○ 読書のまち条例を聞いたことがない保護者の割合は、4割を超えています。また、内容まで知っている方の割合は、小学1年生と3年生の保護者が1割を超える一方で、未就学児、小学5年生および中学2年生の保護者は1割を切っていました。

【未就学児の保護者への質問：1週間のうちに子どもに読み聞かせをする頻度について】



○ 約4割の保護者が週に1～3回読み聞かせをしており最多でした。次いで毎日読み聞かせしている保護者が約3割です。

【各対象学年の保護者への質問：子どもが未就学児の時に、絵本等の読み聞かせをしていたか】（未回答を除く。）

	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
よくしていた	67.9%	64.9%	60.8%	62.2%
していた	25.0%	27.0%	36.2%	30.5%
あまりしていなかった	6.0%	6.9%	3.1%	5.7%
しなかった	1.2%	1.1%	0%	1.6%

○ すべての対象で「よくしていた」が6割を超えて最多でした。

（３）区内の高校生の読書量調査（令和７（２０２５）年度）

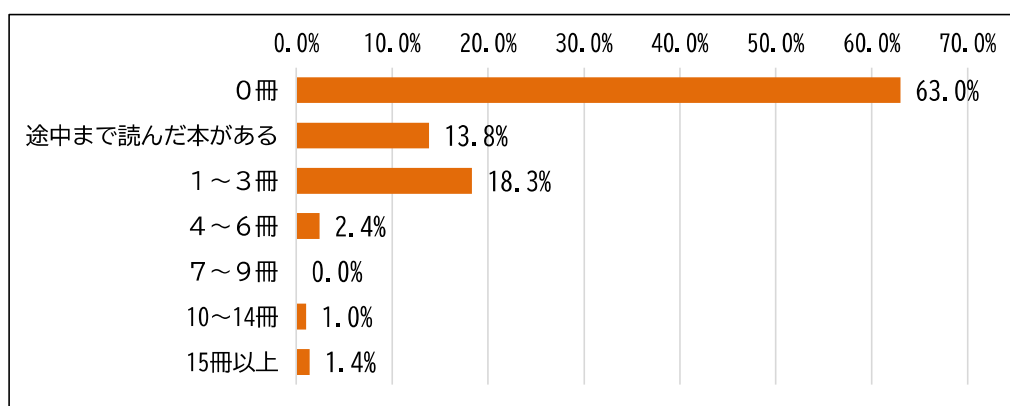
【調査の概要について】

○調査対象 区内の都立高校２年生

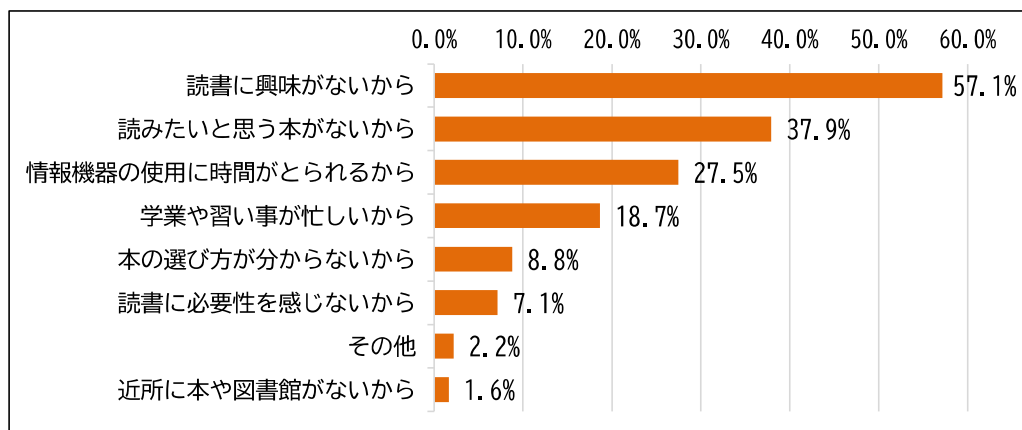
○回答人数 ２８９人

○調査期間 令和７（２０２５）年６月１３日（金）～６月３０日（月）

【本・雑誌（漫画は含まない）の１か月の平均読書冊数について】



【「0冊」と回答した理由（複数回答）（N＝１８２）】



その他：買いに行くのがめんどくさいから／時間が無いから／先天的な飛蚊症をもっているから／クラスとかで流行っているアニメやゲームが楽しくて時間が無いから

【区立図書館の利用頻度】

週1回以上	月1回以上	数か月 1回程度	年1、2回	0回	未回答
1. 7%	9. 0%	9. 3%	21. 1%	58. 8%	0%

○ 約6割の高校生が「0回」と回答し、最多でした。

【現在と1年前を比較した読書量について】（未回答を除く。）

増えている	11. 1%
減っている	39. 6%
変わらない	49. 3%

○ 1年前と比較して読書量が「変わらない」が約5割で最多でした。次いで「減っている」が約4割でした。

【現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

高校2年生 (114人)	1. 学業や習い事が忙しいから (40. 4%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (37. 7%)
	3. 読みたいと思う本がないから (33. 3%)

【読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】

大切だと思う	46. 4%
どちらでもない	39. 4%
大切だと思わない	12. 8%
未回答	1. 4%

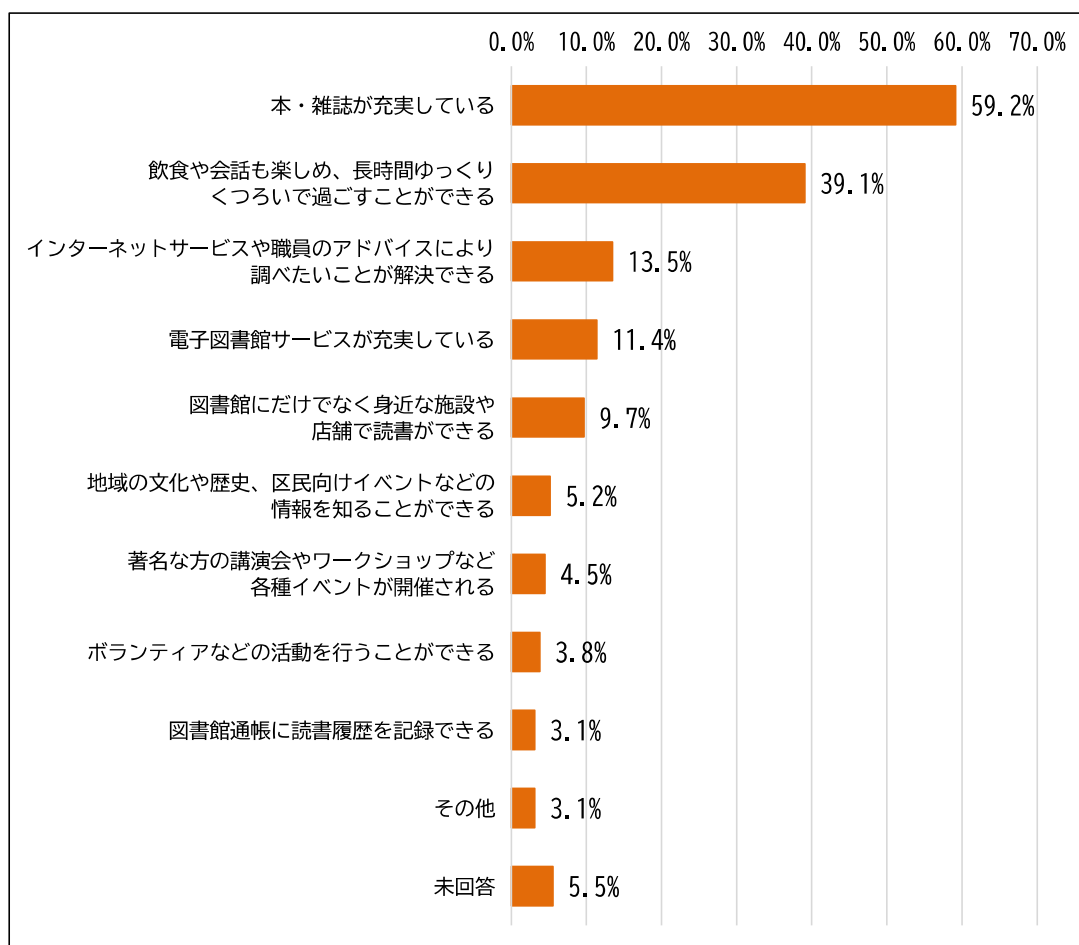
○ 約5割の高校生が「大切だと思う」と回答し、最多でした。

【荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例の認知度】

内容まで知っている	5. 9%
聞いたことがある	10. 4%
聞いたことがない	83. 0%
未回答	0. 7%

○ 聞いたことがない生徒は、8割を超えています。

【図書館に求めることについて（複数回答）】 N = 289



その他：絵を描くことができる静かな環境／Wi-Fi の整備／綺麗な内装／勉強ができる環境

- 「本・雑誌が充実している」が約6割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割「インターネットサービスや職員のアドバイスにより調べたいことが解決できる」が1割強でした。

(4) 区内の特別支援学級等読書アンケート調査（令和7（2025）年度）

【調査の概要について】

○調査対象 区内の特別支援学級、特別支援教室および通級指導学級

○回答校数 15校

○調査期間 令和7（2025）年7月15日（火）～7月25日（金）

【読み聞かせの実施の有無および実施頻度について】

行っている	10校	週1回	2校
行っていない	5校	週2～3回	2校
		週4～5回	1校
		必要に応じて	5校

- 読み聞かせを行っている10校のうち、5校が週1回以上の頻度で読み聞かせを実施しています。

【電子書籍等の文字を音声化する本の使用有無について】

使用したことがある	1校
使用したことがない	14校

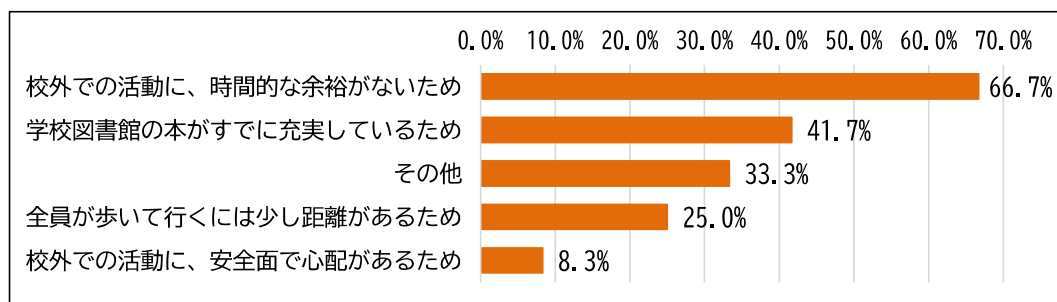
- 文字を音声化する本を使用したことがある学校は15校中1校となっています。
学校図書館支援室では、学校にマルチメディアデージー図書の紹介を行っています。

【区立図書館に子どもたちを連れて行くことがあるか】

ある	3校
ない ※	12校

- 区立図書館に子どもたちを連れて行かない学校はいずれも12校で、連れて行く学校を大きく上回っています。

【※ 連れて行かない理由について（複数回答）】



その他：指導内容、指導体制が異なるため／巡回指導のため／週に2時間の取り出し指導で教科指導はしないため／通級学級のため校外には行かないため

- 半数以上の学校が、時間的な制約があることを理由に図書館に来館できていない状況でした。次いで「すでに学校図書館の本が充実しているため」「全員が歩いて行くには少し距離があるため」という理由となっています。

【区立図書館に連れて行きやすくなる条件があるか】

ある ※	3校
ない	12校

- 区立図書館に子どもたちを連れて行きやすくなる条件がある学校は3校でした。

【※ 区立図書館に連れて行きやすくなる条件について（3校）】

- ・来館中、占用できるスペースや、落ち着いて話を聞くスペースが確保されていること
- ・多少の音を立ててしまっても問題ない環境
- ・区立図書館職員による、本の紹介や読み聞かせを実施してもらうこと

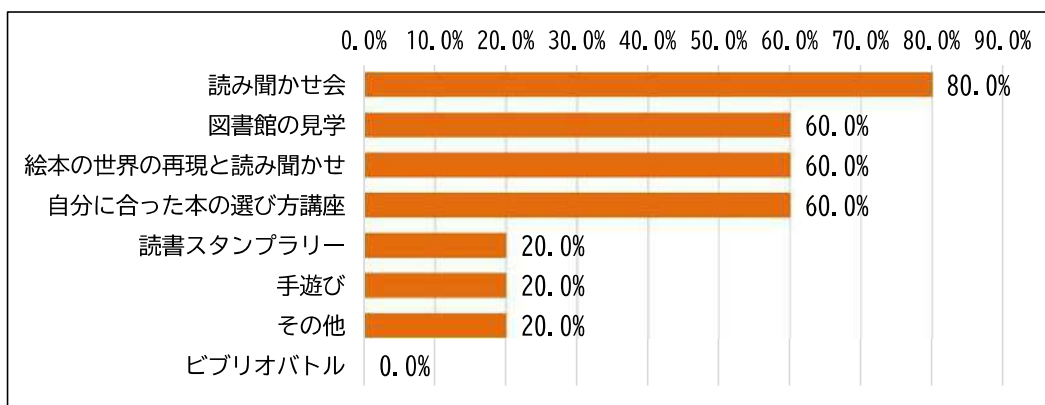
- 落ち着いて話を聞くスペースがあることや、多少の騒音が許容される環境であれば子どもたちを連れていきやすくなると回答しています。

【区立図書館で実施してほしいイベントがあるか】

ある ※	5校
ない	10校

- 区立図書館に実施してほしいイベントがある学校は5校でした。

【※ 実施してほしいイベントについて（複数回答）（5校）】



その他：調べ学習のテーマに合った本の紹介

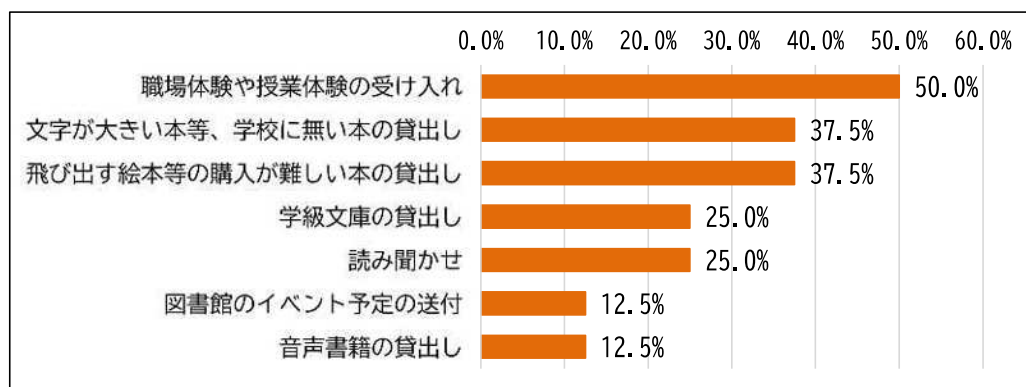
- 読み聞かせ会の実施については5校中4校が希望しています。また、図書館の見学、絵本の世界の再現と読み聞かせ、自分に合った本の選び方講座は5校中3校が希望しています。

【区立図書館から支援してもらいたいことがあるか】

ある ※	8校
ない	7校

- 15校中8校が区立図書館に支援してほしいことがあると回答しています。

【※ 図書館に支援してほしいことについて（複数回答）（8校）】



- 半数が職場体験や授業体験の受け入れに対する支援を希望しています。
- 既に行っている支援について、引き続き実施してほしいという学校が2校あり、学校図書館では購入が困難な資料への要望も複数あります。

ア. 読書・読み聞かせの際に気が付いた点について

- 自由選択で偏った本ばかり読む生徒も、課題設定やテーマ設定をして本を選択させると読者内容が広がり、比較的楽しんで読むことができる。
- 文章を読む際にどこを読んでいるのか分からなくなってしまう生徒が一定数いる。
- 教職員自らがおすすめの本、子供時代に好きだった本の読み聞かせは児童に好評であるため継続したい。
- 教師も共に集中して読むと良い。
- 読書関係の取組が児童にとって負担にならないようにすることも大事。
- 紙芝居のように、文字だけでなく絵や音声が伴っているものが理解しやすい。
- 読み聞かせに集中できない子も多い。
- 読み聞かせを大変好む一方で、好みに偏りがあるので、いろいろな本の紹介（何類かも含め）をしていただけると助かる。
- 読書週間の後は、休み時間などでも本を読んでいる子どもが多くなる。

イ. 児童生徒が興味を示す本について

- 電車、動物、魚などに関するものやシリーズものといった個々の趣味に関する本が多い。夢中になると誰かに紹介したくなり、読書タイムでも教員や友達に「見て見て」と声をかけたくなくなってしまうが、それはそれで承認した上で、みんなで見合うことで、興味の幅が周囲にも広がるように思う。
- 漫画のノバライズ本などには興味を持つ生徒が多い。
- 鉄道、恐竜、爬虫類など自分の興味のある分野であれば、対象年齢が上の本であっても手に取る。その反面、物語の本を手にする割合は少なく感じている。絵本の読み聞かせは集中して聞いているため、物語自体には興味があると思う。
- 高学年になるにつれて、難しい漢字がある本も読み始めるため、ルビがあると読書の幅が格段に広がる。
- 絵本、図鑑、乗り物、生き物など画像が多くあるものに興味を示すことが多い。
- 興味関心の幅が狭く、特定の分野（恐竜、昆虫、宇宙等）に偏ってしまう子がいる。
- 数字、電車などの乗り物、地図や国旗、料理、生き物など。
- 大きくてハッキリした絵柄のものを好む。ＬＬブックだと知識などを得るのに分かりやすい表現になっていてありがたい。
- 障害の内容や程度によって異なる。絵本や図鑑を見ている子どもや、料理本・小説・随筆・進路雑誌などを読んでいる子どももいる。

ウ. ＬＬブック等の活用について

- 学校図書館にはＬＬブック、字のない絵本、マルチメディアデイジーなどのバリアフリー図書を設置している。今年度購入してＬＬブックは手に取る児童が多かった。
- ＬＬブックを学級文庫のような形で各校各学級に配置があったりすると利活用が進むと思う。
- ぜひ利用したい。現状はまだ手元に用意できていないので貸してほしい。
- 知的障害はなくてもＬＬブックなら理解できるという子どもにとっては図書になじむ機会になるのではないかと思う。

（５） 区内在住で特別支援学校に通う子どもの読書に関する調査（令和７（２０２５）年度）

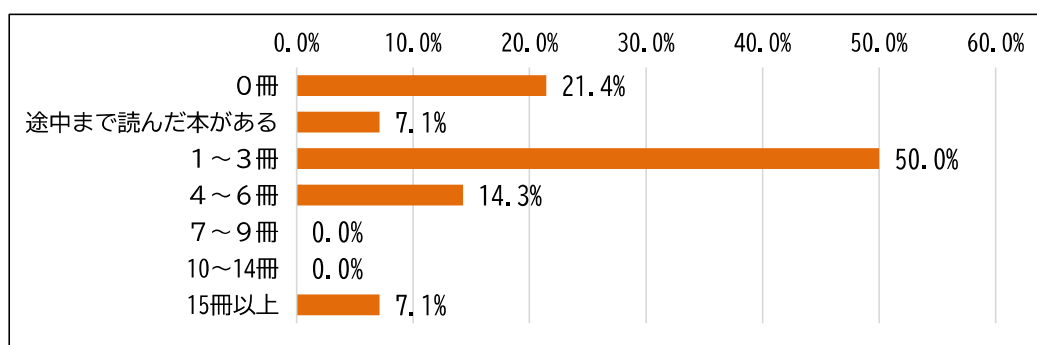
【調査の概要について】

○調査対象 区内在住で特別支援学校に通う子どもとその保護者

○回答人数 １４人

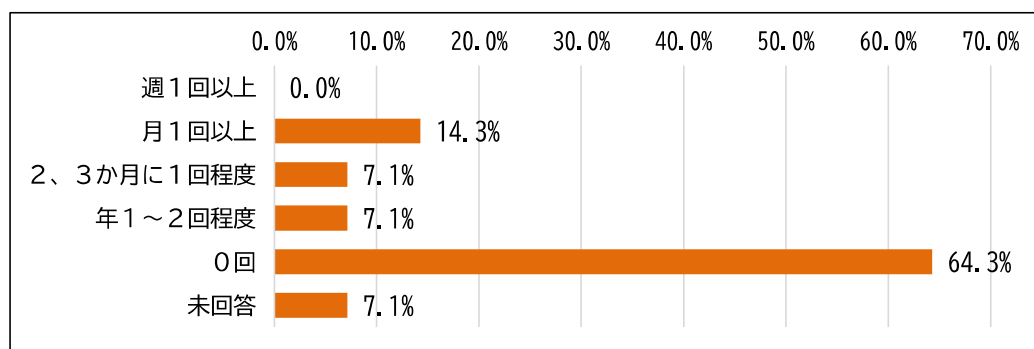
○調査期間 令和７（２０２５）年６月１１日（水）～６月２８日（土）

【本、雑誌（漫画は除く）の日頃の読書量について】



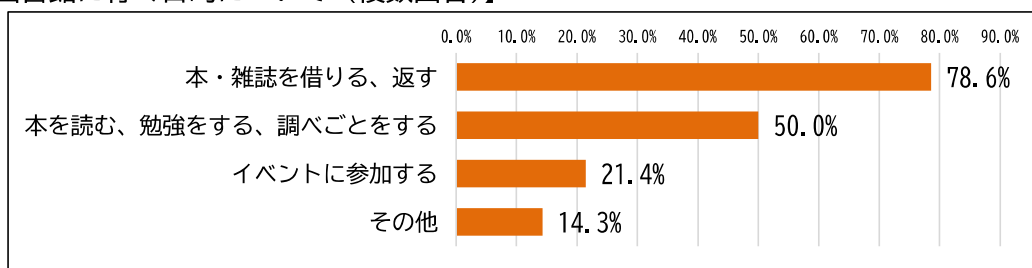
○ ８割弱の方が日頃から読書をしています。不読率は約２割でした。

【過去１年以内の区立図書館の利用状況について】



○ １４人中９人の方が、過去１年の内で図書館の利用回数が０回でした。

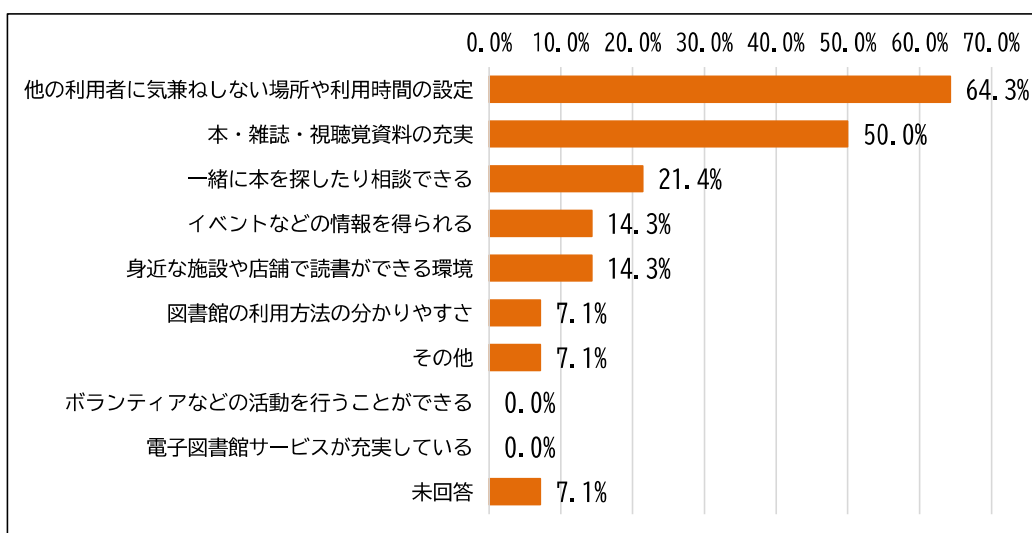
【図書館に行く目的について（複数回答）】



その他：ゆいの森あらかわのカフェを利用する。

- 8割弱の方が本や雑誌の貸出しまたは返却のために来館しています。

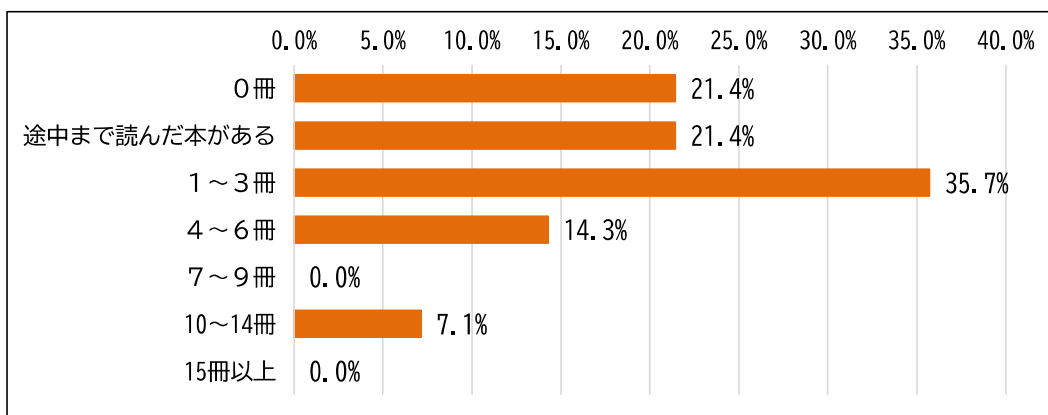
【子どもが図書館を利用するに当たり、保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】



その他：特に求めることはない。

- 図書館に求めるものとして「他の利用者に気兼ねしない場所や利用時間の設定」が6割を超えており、次いで「本・雑誌・視聴覚資料（CDやDVD等）の充実」が5割でした。

【保護者の直近1か月間の不読率（読書量0冊）について】



- アンケート実施時の直近1か月間では、8割弱の方が読書をしていました。不読率は約2割でした。

【保護者の0冊の理由について】（上位3つを記載）

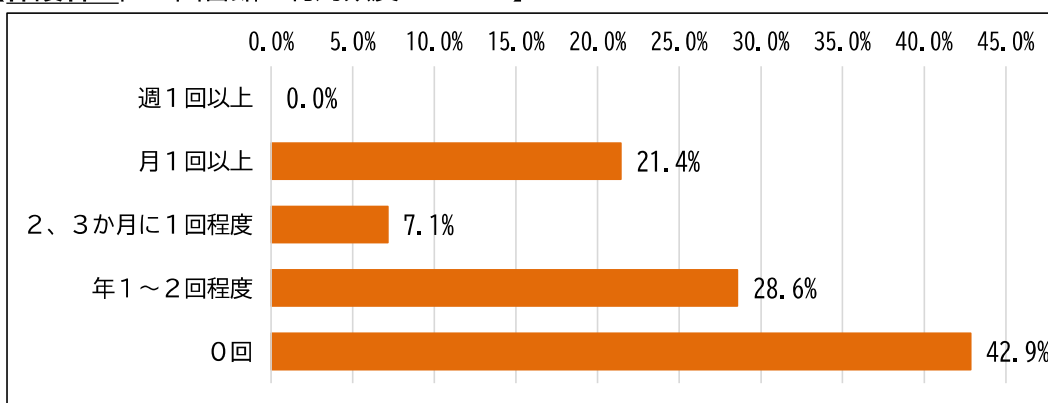
1. 育児が忙しいから（66.6%）

2. 仕事が忙しいから・読書に興味がないから・その他（33.3%）

その他：老眼で文字を見分けることが困難になってきたから

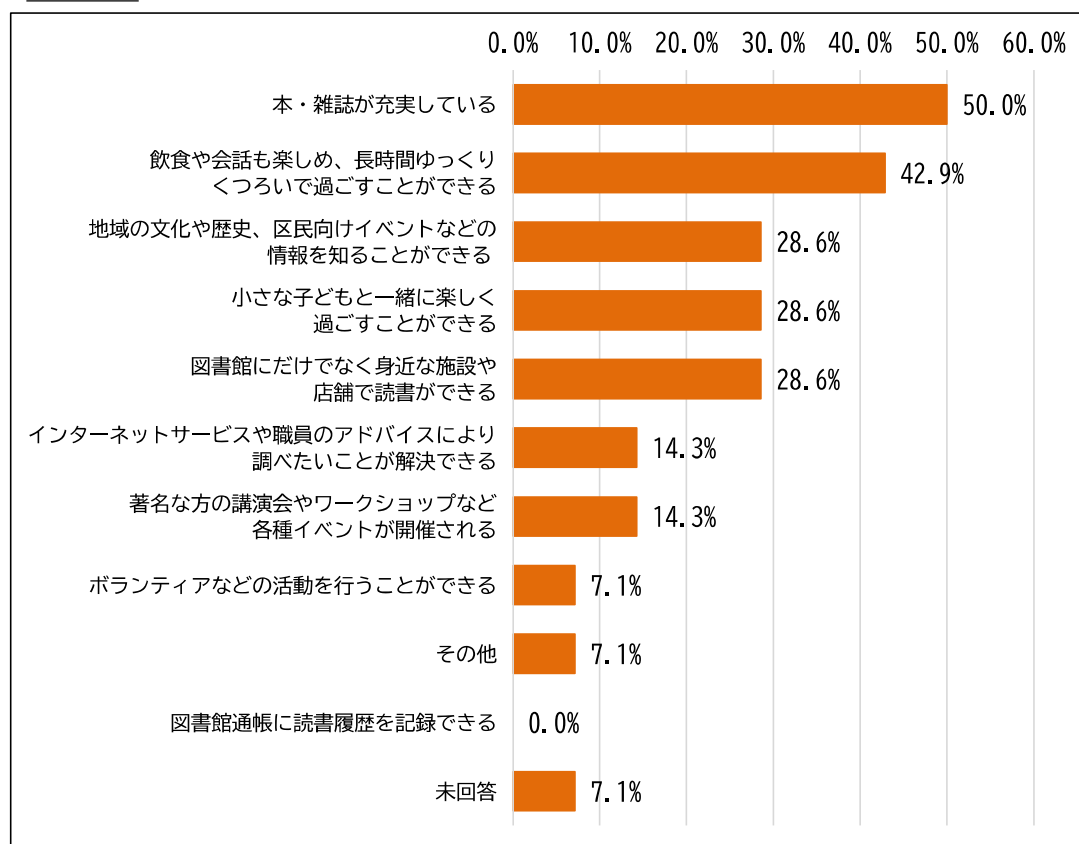
- 「育児が忙しいから」が最多でした。

【保護者の区立図書館の利用頻度について】



- 区立図書館の利用頻度については「0回」が4割を超えて最多でした。

【保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】



その他：特になし

- 「本・雑誌が充実している」が5割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

【保護者の現在と1年前を比較した読書量について】

増えている	7.1%
減っている	57.1%
変わらない	35.7%

- 「減っている」が約6割で最多でした。

【保護者の現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】
（上位3つを記載）

1. 育児が忙しいから（75.0%）
2. 仕事が忙しいから（50.0%）
3. 情報機器の使用に時間がとられるから・その他（12.5%）

その他：老眼で文字を見分けることが困難になってきたから

- 「育児が忙しいから」が約8割で最多でした。

【保護者への質問：読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】

大切だと思う	78.6%
どちらでもない	21.4%
大切だと思わない	0%

- 「大切だと思う」の回答が約8割で最多でした。

【保護者の「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の認知度】

内容まで知っている	7.1%
聞いたことがある	14.3%
聞いたことがない	78.6%

- 読書のまち条例を聞いたことがない保護者の割合は約8割でした。内容まで知っている保護者は1割に満たない状況でした。

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

平成13年12月12日施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告

するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

5 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日法律第91号

平成17年7月29日施行

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の

整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、および適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律

令和元年法律第 49 号

令和元年 6 月 28 日施行

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。（学校教育における言語力の涵（かん）養）

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学

校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁

的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(協議の場等)

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 荒川区読書活動推進プラン検討委員会設置要綱

令和7年6月24日制定
(7荒地ゆ第940号)
(副 区 長 決 定)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項及び荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例（令和5年荒川区条例第4号）第4条第1項の規定に基づき、荒川区における読書活動の推進に関する施策についてのプラン（以下「荒川区読書活動推進プラン」という。）の策定にあたり、広く意見を聴取し、必要な事項を検討するため、荒川区読書活動推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 荒川区における読書活動の施策に関すること
- (2) 荒川区読書活動推進プランの案の策定に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、荒川区読書活動推進プラン策定に関して必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 書店関係者
- (3) 区職員

2 前項第3号に掲げる区職員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した者とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から荒川区読書活動推進プランの策定日までとする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができ

る。

（作業部会）

第7条 委員長は、第2条の所掌事務に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、委員会の内容その他委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 委員会及び部会の庶務は、地域文化スポーツ部ゆいの森課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、荒川区読書活動推進プランの策定にあたり、必要な事項は、地域文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、第8条を除き、荒川区読書活動推進プランの策定の日、その効力を失う。

別表(第3条関係)

区職員	地域文化スポーツ部を担任する副区長 地域文化スポーツ部長 総務企画部長 区民生活部長 産業経済部長 福祉部長 子ども家庭部長 教育部長
-----	--

8 荒川区読書活動推進プラン策定の経過

月日	内容
令和7年7月25日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第1回） 1 荒川区読書活動推進プランの策定について 2 今後の予定について
令和7年9月22日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第2回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案①について 2 今後の予定について
令和7年10月17日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第3回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案②について 2 今後の予定について
令和8年1月30日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第4回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案に対するパブリック・コメントの実施報告 2 荒川区読書活動推進プラン最終案の報告 3 今後の予定について

令和 8 年 3 月発行

登録 (07) 0125 号

荒川区読書活動推進プラン

令和 8 (2026) ~12 (2030) 年度

編集・発行

荒川区 地域文化スポーツ部 ゆいの森課 地域図書館課

〒116-0002 荒川区荒川二丁目 50 番 1 号

TEL 03 (3891) 4349 FAX 03 (3891) 4350

